

室蘭市地域防災計画

令和6年2月

室蘭市防災会議

室蘭市地域防災計画

沿革	昭和39年	1月	室蘭市地域防災計画作成
	昭和40年	11月修正	一部修正
	昭和44年	7月修正	港湾等防災計画、地震災害対策計画、義援金品配分計画、総合防災演習の追加
	昭和48年	10月修正	石油コンビナート地帯防災計画を策定
	昭和50年	8月修正	災害対策本部組織及び業務分担の修正
	昭和51年	12月修正	急傾斜地崩壊危険区域災害応急対策計画の追加
	昭和53年	3月修正	屋外避難場所を指定、屋内避難場所の追加、急傾斜地指定区域の追加
	昭和54年	2月修正	危険宅地を急傾斜地警戒区域と危険宅地区域に分け、急傾斜地指定区域の追加
	昭和55年	2月修正	全般的修正（計画書を加除式で発行）
	昭和56年	3月修正	低地帯浸水警戒区域、地すべり・がけ崩れ予想区域、危険宅地、急傾斜地指定区域の追加
	昭和56年	5月修正	災害対策本部組織及び業務分担の修正
	昭和57年	2月修正	地すべり・がけ崩れ予想区域の追加
	昭和58年	2月修正	気象注意報・警報発表基準の改正 地すべり・がけ崩れ予想区域、急傾斜地指定区域の追加
	昭和59年	2月修正	急傾斜地指定区域・土石流危険区域の追加
	昭和60年	2月修正	急傾斜地指定区域の追加
	昭和61年	2月修正	急傾斜地指定区域、地すべり・がけ崩れ予想区域の追加
	昭和62年	2月修正	地すべり・がけ崩れ予想区域の追加
	昭和63年	3月修正	地すべり・がけ崩れ予想区域、急傾斜地指定区域の追加 気象注意報・警報発表基準の改正
	平成元年	2月修正	急傾斜地指定区域の追加
	平成2年	2月修正	気象注意報・警報発表基準の改正 地すべり・がけ崩れ予想区域、急傾斜地指定区域の追加
	平成3年	2月修正	北海道広域消防相互応援協定の追加 災害時の医療救護活動に関する協定の追加
	平成4年	2月修正	急傾斜地指定区域の追加
	平成5年	3月修正	職員非常配備基準の改正
	平成7年	3月修正	避難場所指定基準の改正
	平成9年	4月修正	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱の修正 防災会議組織の修正
	平成11年	2月修正	全面的修正（新計画書を発行）
	平成20年	10月修正	港湾防災計画編を削除する等全面修正（バインダー加除式）
	平成23年	3月修正	支庁改革に伴う修正、記載データの更新
	平成25年	6月修正	防災に対する新たな考え方の記載、東日本大震災を踏まえた各種防災対策の修正、平成24年11月室蘭市内で発生した暴風雪による大規模停電の課題を踏まえた修正
	平成26年	12月修正	特別警報及び避難行動要支援者対策等の追加

平成27年10月修正	備蓄整備計画、業務継続計画及び避難所の見直し等の追加
平成28年12月修正	水防計画等の追加
平成29年7月修正	急傾斜地崩壊危険箇所等の追加、避難情報等の名称の修正
平成30年11月修正	市避難所区分及び業務継続計画の修正
令和元年11月修正	市の機構変更に伴う災害対策本部組織等の修正
令和2年8月修正	市の機構変更に伴う災害対策本部組織等の修正 ほか
令和3年2月修正	北海道地域防災計画の変更に伴う修正
令和5年11月修正	北海道地域防災計画の変更に伴う修正 市の機構変更に伴う災害対策本部組織等の修正 ほか
令和6年2月修正	日本海溝・千島海溝周辺型海溝地震防災対策推進計画の追加

目 次

第1編 総則・防災組織	1
第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の構成	1
第3節 計画推進に当たっての基本となる事項	2
第4節 用語	2
第5節 計画の修正要領	3
第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第7節 市民及び事業者の基本的責務等	8
第2章 室蘭市の概況	11
第1節 位置	11
第2節 地勢	11
第3節 地質	11
第4節 気象	12
第5節 社会的現況	13
第3章 防災組織	14
第1節 市防災会議	14
第2節 災害対策本部	15
第2編 風水害防災計画	31
第1章 風水害の想定	31
第1節 過去の風水害	31
第2節 計画で想定する風水害	36
第2章 災害通信計画	37
第1節 気象業務に関する計画	37
第2節 災害通信計画	53
第3節 災害情報等の収集・伝達計画	55
第3章 災害予防計画	57
第1節 風水害に強いまちづくり計画	57
第2節 水防計画	57
第3節 雪害・融雪災害予防計画	65
第4節 積雪・寒冷対策計画	65
第5節 土砂災害予防計画	66
第6節 建築物災害予防計画	68
第7節 消防計画	69
第8節 救援物資等の備蓄、調達計画及び防災資機材等の整備計画	70
第9節 避難体制整備計画	76

第10節	避難行動要支援者対策計画	80
第11節	自主防災組織育成等に関する計画	85
第12節	防災知識の普及・啓発計画	88
第13節	防災訓練計画	90
第4章	災害応急対策計画	91
第1節	応急活動計画	91
第2節	職員動員計画	92
第3節	広報計画	95
第4節	避難対策計画	98
第5節	救助救出計画	106
第6節	食料供給計画	107
第7節	衣料・生活必需品等物資供給計画	109
第8節	石油類燃料供給計画	110
第9節	給水計画	111
第10節	下水道施設対策計画	112
第11節	医療救護計画	113
第12節	防疫計画	117
第13節	廃棄物等処理及び清掃計画	119
第14節	家庭動物等対策計画	122
第15節	交通対策計画	123
第16節	災害警備計画	126
第17節	輸送計画	127
第18節	障害物除去計画	130
第19節	行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	132
第20節	文教対策計画	135
第21節	労務供給計画	138
第22節	住宅対策計画	139
第23節	ライフライン施設応急対策計画	141
第24節	広域応援要請計画	142
第25節	自衛隊災害派遣要請計画	143
第26節	災害ボランティアとの連携計画	146
第27節	災害救助法適用計画	148
第28節	義援金、義援品募集・配分計画	150
第5章	災害復旧・被災者援護計画	152
第1節	基本方針	152
第2節	公共施設等災害復旧計画	152
第3節	被災者援護計画	154

第3編 地震・津波防災計画-----	156
第1章 地震・津波の想定-----	156
第1節 過去の地震・津波-----	156
第2節 計画で想定する地震と津波-----	158
第2章 災害通信計画-----	162
第1節 地震・津波情報等の伝達計画-----	162
第2節 災害通信計画-----	174
第3節 災害情報等の収集・伝達計画-----	174
第3章 災害予防計画-----	175
第1節 地震・津波に強いまちづくりの推進計画-----	175
第2節 津波災害予防計画-----	178
第3節 土砂災害予防計画-----	179
第4節 消防計画-----	179
第5節 救援物資等の備蓄、調達計画及び防災資機材等の整備計画-----	179
第6節 避難体制整備計画-----	179
第7節 避難行動要支援者対策計画-----	180
第8節 自主防災組織育成等に関する計画-----	180
第9節 防災知識の普及・啓発計画-----	181
第10節 防災訓練計画-----	181
第11節 業務継続計画の策定-----	182
第4章 災害応急対策計画-----	191
第1節 応急活動計画-----	191
第2節 職員動員計画-----	192
第3節 広報計画-----	195
第4節 避難対策計画-----	198
第5節 救助救出計画-----	200
第6節 食料供給計画-----	200
第7節 衣料・生活必需品等物資供給計画-----	200
第8節 石油類燃料供給計画-----	200
第9節 給水計画-----	200
第10節 下水道施設対策計画-----	201
第11節 医療救護計画-----	201
第12節 防疫計画-----	201
第13節 廃棄物等処理及び清掃計画-----	201
第14節 家庭動物等対策計画-----	201
第15節 交通対策計画-----	202
第16節 災害警備計画-----	203

第17節	輸送計画	203
第18節	障害物除去計画	203
第19節	行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	203
第20節	文教対策計画	204
第21節	労務供給計画	208
第22節	住宅対策計画	208
第23節	被災建築物安全対策計画	209
第24節	ライフライン施設応急対策計画	211
第25節	広域応援要請計画	211
第26節	自衛隊災害派遣要請計画	211
第27節	災害ボランティアとの連携計画	211
第28節	災害救助法適用計画	211
第29節	義援金、義援品募集・配分計画	211
第5章	災害復旧・被災者援護計画	212
第6章	日本海溝・千島海溝周辺型海溝地震防災対策推進計画	213
第1節	総則	213
第2節	地震防災上、緊急に整備すべき施設等に関する事項	214
第3節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	216
第4節	関係者との連携協力の確保に関する事項	224
第5節	後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項	225
第6節	防災訓練に関する事項	226
第7節	地震防災上、必要な教育及び広報に関する事項	227
第8節	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	228
第4編	事故災害防災計画	229
第1章	海上災害対策計画	230
第1節	海難対策計画	230
第2節	流出油等対策計画	232
第2章	鉄道災害対策計画	234
第3章	道路災害対策計画	235
第4章	危険物等災害対策計画	240
第5章	大規模な火事災害対策計画	244
第6章	林野火災対策計画	246
第7章	突発的な大規模停電対策計画	247

第1編 総則・防災組織

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、室蘭市防災会議が作成するものであり、室蘭市の地域（石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災区域に所在する特定事業所を除く。）における地震・津波、風水害等の災害に係る予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、市及び防災関係機関がその機能の全てをあげて、市民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から保護するための基本的事項を定め、本市の防災に万全を期すことを目的とする。

【参考】

用語の定義（基本法第2条及び逐条解説より）

- ・ 災害： 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。（政令：放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故）
- ・ 防災： 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- ・ その他の異常な自然現象： 冷害、干害、雹害、霜害、旋風、山崩れ、土地隆起、土地の沈没等
- ・ その他の大規模な事故： 旅客列車の衝突転覆、航空機の墜落、極端な雑踏等

第2節 計画の構成

この計画は本編のほか次の各編から構成する。

- 1 風水害防災計画編
- 2 地震・津波防災計画編
- 3 事故災害防災計画編
- 4 資料編

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

この計画は、北海道防災対策基本条例（平成21年条例第8号）第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（市民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（市民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（市及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害時は市民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
- 5 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルスを含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

第4節 用語

この計画において次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

基本法	災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）
救助法	災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）
道基本条例	北海道防災対策基本条例（平成21年4月1日北海道条例第8号）
石油コンビナート法	石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）
市防災会議	室蘭市防災会議
市本部（長）	室蘭市災害対策本部（長）
市計画	室蘭市地域防災計画
道計画	北海道地域防災計画
防災関係機関	室蘭市防災会議条例（昭和38年4月8日条例第8号）第3条に定める委員の属する機関
要配慮者	高齢者、障がい者及び乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者

避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者

第5節 計画の修正要領

市防災会議は、基本法第42条に定めるところにより市計画に随時検討を加え、必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市防災会議の構成機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりとする。

なお、関係機関の連絡先を資料編に掲載する。

(1) 指定地方行政機関

関係機関名	事務又は業務の大綱
北海道開発局 室蘭開発建設部	① 国道の整備、管理及び防災工事等の実施並びに災害復旧に関すること。 ② その所管に係る港湾、漁港施設の整備、防災工事等の実施並びに災害復旧に関すること。 ③ 災害情報の収集・伝達、防災・減災の取組に対する支援に関すること。 ④ 災害時の地域防災支援に関すること。
室蘭海上保安部	① 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること。 ② 災害時における船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去に関すること。 ③ 災害時における傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送に関すること。 ④ 海上における人命救助に関すること。 ⑤ 海上交通の安全確保に関すること。 ⑥ 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。
北海道運輸局 室蘭運輸支局	① 鉄道、自動車運送事業、倉庫、船舶施設の安全確保に関すること。 ② 災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整に関すること。 ③ 災害時における港湾諸作業の調整及び施設利用の斡旋に関すること。 ④ 災害時における自動車車検証の有効期間に関すること。

関係機関名	事務又は業務の大綱
室蘭地方气象台	① 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事。 ② 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関する事。 ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事。 ④ 室蘭市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事。 ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事。
室蘭労働基準監督署	① 災害時における事業所、工場等の労働災害に対する対策及び措置に関する事。

(2) 自衛隊

関係機関名	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第7師団 第71戦車連隊	① 情報収集又は派遣準備等を行う事。 ② 災害派遣部隊による人命の救助、消防、水防、救援物資の輸送、道路の応急啓開、応急医療、防疫、給水及び通信等の支援活動を行う事。 ③ 防災訓練への協力。

(3) 北海道

関係機関名	事務又は業務の大綱
胆振総合振興局 地域創生部危機対策室	① 総合振興局内非常配備体制の確認及び災害応急措置等の連絡調整に関する事。 ② 市長の実施する応急措置の調整等に関する事。 ③ 指定公共機関の出先の長等に対する応急措置の実施要請等に関する事。 ④ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援する事。 ⑤ 自衛隊の災害派遣要請に関する事。
胆振総合振興局 室蘭建設管理部	① 所轄する道路、河川、漁港、海岸、急傾斜地の整備・管理及び防災工事等の実施並びに災害復旧に関する事。 ② 土砂災害警戒情報の発表に関する事。
胆振総合振興局 保健環境部保健行政室	① 災害時における防疫活動の実施に関する事。 ② 災害時における救急医療の調整に関する事。 ③ 救助法の救助実施の指導に関する事。 ④ 救助法等に基づく従事命令等の行使に関する事。

(4) 北海道警察

関係機関名	事務又は業務の大綱
北海道警察 札幌方面室蘭警察署	① 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関する事。 ② 災害情報の収集に関する事。 ③ 災害警備本部の設置運用に関する事。 ④ 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関する事。 ⑤ 犯罪の予防、取締り等に関する事。 ⑥ 危険物に対する保安対策に関する事。 ⑦ 広報活動に関する事。 ⑧ 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関する事。

(5) 室蘭市

関係機関名	事務又は業務の大綱
室蘭市	① 市防災会議に関する事。 ② 市本部の設置並びに組織運営に関する事。 ③ 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること。 ④ 自主防災組織の充実を図ること。 ⑤ 住民の自発的な防災活動の促進を図ること。 ⑥ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。 ⑦ 市の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。
室蘭市教育委員会	① 児童・生徒、教職員の災害時の安全対策及び防災に関する教育の推進に関する事。 ② 避難等に係る教育施設の使用に関する事。 ③ 文教施設及び文化財の保全対策の実施に関する事。 ④ 災害時における応急教育に関する事。

(6) 指定公共機関

関係機関名	事務又は業務の大綱
日本郵便(株) 室蘭郵便局	① 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関する こと。 ② 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の 確保を図ること。 ③ 郵便の非常取扱いを行うこと。
日本赤十字社北海道支部 室蘭市地区	① 災害時における医療、助産その他救助及び救護に 関すること。 ② 防災ボランティア（民間団体及び個人）の行う救助 活動連絡調整を行うこと。 ③ 災害義援金品の募集（配分）に関すること。 ④ 日赤奉仕団の育成指導に関すること。
北海道旅客鉄道(株) 東室蘭駅 日本貨物鉄道(株)北海道支 社室蘭総合鉄道部	① 災害時における鉄道輸送の確保を行うこと。 ② 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸 送に係る関係機関の支援を行うこと。

関係機関名	事務又は業務の大綱
東日本電信電話(株) 北海道南支店 苫小牧営業支店	① 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電 報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。 ② 災害時における電話利用の制限、並びに重要通信網の 確保に関すること。
日本放送協会 室蘭放送局	① 予報（注意報を含む）、特別警報・警報、並びに情報等 及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関す る業務を行うこと。
日本通運(株) 道南支店	① 災害時における救援物資の緊急輸送について関係機関 の支援を行うこと。
北海道電力ネットワーク (株) 室蘭支店	① 変電施設、送配電線等の保守、保安に関すること。 ② 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めるこ と。

(7) 指定地方公共機関

関係機関名	事務又は業務の大綱
室蘭ガス(株)	① ガス供給施設の防災対策を行うこと。 ② 災害時におけるガスの円滑な供給を行うよう努めること。
公益社団法人 室蘭市医師会	① 災害時における救急医療を行うこと。
一般社団法人 室蘭歯科医師会	① 災害時における歯科救急医療を行うこと。
一般社団法人室蘭地区 トラック協会 室蘭地区バス協会	① 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資機材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。
一般社団法人 北海道薬剤師会室蘭支部	① 災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと。
公益社団法人北海道獣医 師会胆振支部	① 災害時における家庭動物等の対応に関すること。
一般社団法人北海道警備 業協会室蘭支部	① 災害時における交通誘導業務及び避難場所の警備について関係機関の支援を行うこと。
社会福祉法人室蘭市社会 福祉協議会	① 被災地域におけるボランティアセンターの支援に関すること。
室蘭市建設業協会	① 災害時における応急対応業務を行うこと。
室蘭まちづくり放送 (株)(一般社団法人日本コミュニ ティ放送協会北海道地区協議会)	① 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。

(8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

関係機関名	事務又は業務の大綱
危険物関係施設の管理者	① 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと
港湾関係施設の管理者	① 港湾関係施設の災害予防に関すること。 ② 災害時における港湾関係施設の保守に関すること。
室蘭地区排出油等災害対策協議会	① 排出油等防除に関する連携及び調整。
日本水難救済会室蘭救難所	① 港湾及び沿岸等における水難救助に関すること。

第7節 市民及び事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し、「公助」を充実させていくことはもとより、市民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家族、民間の事業者や団体等様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する市民運動を展開するものとする。

1 市民の責務

市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、市及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

① 家庭において

ア ハザードマップを活用し避難方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法などを確認しておく。

イ 風水害及び地震・津波に備え、住宅の点検と補修及び家具の固定などに努める。

ウ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄と救急用品、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、携帯電話充電器等の非常持出用品の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保をする。

エ 寝室等には、住宅用火災警報器を設置する。

オ 火気器具の点検及び火気周辺に可燃物を置かない等の注意をするとともに、消火器を備えておく。

カ 行政や地域が行う防災訓練や防災学習会などに進んで参加する。

キ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

② 地域（町内会・自治会）において

ア 隣近所の人と、災害時における集団避難、安否の確認などの相互協力について確認しておく。

イ 自主防災組織を結成し又は町内会・自治会において、次の活動を行う。

(ア) ハザードマップを活用した防災訓練・防災学習会などの企画・実施。

(イ) 崖崩れ危険区域、ブロック塀等、地域の災害要因の把握。

- (ウ) 避難行動要支援者の把握と支援体制づくり。
 - (エ) 計画的な備蓄の実施。
- (2) 災害時の対応
- ① 家庭において
 - ア 地震の場合は、まずは我が身と家族の安全を図った後、火の始末をする。
 - イ 津波注意報、警報が発表された時や強い揺れを感じたら、直ちに海岸及び川岸から離れ安全な所に避難する。
 - ウ 火が出たら、119番通報と近所に知らせるとともに初期消火に努め、天井に火が燃え移ったらすぐ避難する。
 - エ 台風や大雨の場合は、テレビ、ラジオ等で気象情報を確認する。
 - オ 避難するときは徒歩で、又持物はできるだけ少なくする。
 - カ 隣近所の人と助け合って行動し、安否の確認や応急救護に努める。
 - ② 地域（自主防災組織、町内会・自治会）において
 - ア 地域の被災状況を把握して消防又は警察に通報するとともに、地域住民に伝達して避難の誘導を行う。
 - イ 地域の負傷者・避難行動要支援者の救助と、避難の支援を行う。
 - ウ 火が出たら消防車が来るまで初期消火に努める。
 - エ 避難場所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築など、防災機関の応急対策に協力する。
 - オ 災害ボランティア活動への参加又は支援など、地域の活動に貢献する。
- (3) 災害緊急事態の布告があったときの協力
- 国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物質や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、市民はこれに応ずるよう努めるものとする。

2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、道、市町村、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

- (1) 平常時の備え

- ① 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定・運用
 - ② 定期的に防災訓練や避難訓練を実施するとともに、従業員に対する防災教育を行う。
 - ③ 食料、飲料水等の備蓄に努める。
 - ④ 不特定多数の人が出入りする事業所では、入場者の安全確保対策を講じておく
 - ⑤ 事業所の耐震化・耐浪化に努める。
- (2) 災害時の対策
- ① 事業所の被災状況を把握する。
 - ② 従業員及び来客・施設利用者に対して災害情報を提供する。
 - ③ 来客・施設利用者の避難誘導及び救助活動を実施する。
 - ④ 事業所又は近所で火災が発生した場合は、初期消火に努め又は消火活動に協力する。
 - ⑤ 災害ボランティア活動への参加又は支援など、地域社会への貢献及び防災関係機関の活動に協力する。

3 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- (2) 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市との連携に努めるものとする。
- (3) 市防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、市計画に地区防災計画を定める。
- (4) 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体で避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担表及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- (5) 市は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、室蘭市における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。
- (6) 市は、災害予防の観点から、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたり、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域及び都市機能誘導区域を設定するとともに、市民の防災意識の向上やまちづくり観点を防災の取り組みを整理し直すことを目的に、同計画に防災指針を位置づける。

第2章 室蘭市の概況

第1節 位置

室蘭市は、北海道の南西部、内浦湾（噴火湾）に面し、西に向かって突出した半島と、その北部の丘陵地帯からなっている。

面積	広 ぼ う		位 置	
	東 西	南 北	東 西	南 北
81.01km ²	11.97km	15.17km	東 141 度 03 分 16 秒 西 140 度 54 分 29 秒	南 42 度 18 分 04 秒 北 42 度 26 分 14 秒

第2節 地勢

北部は、輪西低地帯及び室蘭港岸からはじまり、鷲別、チマイベツ両河川に挟まれ、北行するにしたがって次第に狭まり、三角形状を呈している。この地域内のほとんどが小山丘陵をなし、南方から北方に向かって隆起し、緩傾斜が続いて海拔 911.0m の鷲別岳に至る。陣屋、本輪西、東町に平坦地があるが、他は丘陵が海際まで接近している。

南部は、輪西低地帯から南西に伸びる絵鞆半島一帯で、北西面に屈折して北部との間に室蘭港を形成している。

南部の最高地点は海拔 199.6m の測量山で、半島丘陵の分脈をなすものに、西は祝津岬丘陵、東はイタンキ丘陵及び室蘭丘陵がある。

第3節 地質

室蘭市域の地質は次のように区分できる。

- * 第三紀層からなる軟岩盤地帯＝谷底低地、海岸低地、埋立地などを除く蘭西地区
- * 室蘭岳噴出物などからなる第四紀洪積層（半固結岩）地帯＝白鳥台、八丁平などの
蘭北台地
- * 第四紀沖積層（半固結土）地帯＝中島神社周辺、平地上に突出する小丘を除く蘭東地区の大部分。特に東町、寿町周辺は軟弱地盤

第4節 気象

春（4月～6月）は、一般に温暖で晴天の日が多いが、5月から7月には時々海霧が発生し、肌寒い天気になることがある。

夏（7月～8月）は、温暖な日が多いが、三方が海に囲まれているため、最高気温が30℃以上になることはまれである。降水量は8月が年間を通じて最も多くなる。

秋（9月～10月）も一般に晴天が多い。しかし、夏から秋にかけて台風災害がしばしば起こっており、特に昭和29年9月26日の15号台風（洞爺丸台風）では、室蘭で南の風37.2%（最大瞬間風速55.0%）が記録されている。又、低気圧や前線の通過による大雨災害もたびたび発生している。

冬（11月～3月）は、一般に西よりの季節風が強いが、降雪は少ない。特に発達した低気圧の通過後、冬型の気圧配置が強まるときは季節風が強くなり、海上のしけが続く。

室蘭市の気象の月別平年値

要素	気圧 (hpa)	降水量 (mm)	気温 (℃)			風向・風速 (m/s)					日照 時間	大気現象		
	平均	合計	平均	最高	最低	平均	最多 風向	各階級の日数			合計	雪 日数	霧 日数	雷 日数
								≥ 10.0 m/s	≥ 15.0 m/s	≥ 20.0 m/s				
資料 年数	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
1月	1007.0	53.6	-1.8	0.6	-4.0	5.7	北西	14.7	2.3	0.1	88.3	28.6	0.0	0.1
2月	1007.7	44.3	-1.6	1.0	-4.0	5.2	北西	11.5	0.8	0.0	123.6	25.1	0.4	0.0
3月	1007.3	49.9	1.4	4.6	-1.3	4.9	北西	10.1	1.7	0.2	183.7	21.4	0.7	0.1
4月	1006.5	70.0	6.1	10.1	3.0	4.4	北西	7.4	0.4	0.0	198.9	6.8	3.2	0.3
5月	1005.2	108.3	10.7	14.9	7.6	4.1	東北東	5.3	0.1	0.1	194.9	0.1	6.9	0.6
6月	1003.7	109.1	14.4	18.0	11.9	3.7	東北東	1.6	0.0	0.0	155.8	0.0	9.7	0.9
7月	1003.1	159.2	18.5	21.6	16.4	3.6	東北東	1.3	0.0	0.0	133.2	0.0	9.3	0.8
8月	1004.6	187.3	20.6	23.6	18.6	3.5	東北東	2.0	0.2	0.1	144.9	0.0	5.0	1.3
9月	1007.6	156.6	18.4	21.5	15.7	3.9	北西	3.9	0.5	0.1	166.5	0.0	1.2	1.2
10月	1010.0	101.8	12.9	16.1	9.8	4.7	北西	10.1	1.3	0.1	165.2	1.3	0.1	1.7
11月	1010.0	83.2	6.4	9.3	3.5	5.6	北西	14.5	2.8	0.3	102.7	12.6	0.1	1.0
12月	1008.1	68.8	0.5	2.9	-1.8	6.1	北西	16.8	3.4	0.2	71.1	26.8	0.0	0.3
年	1006.7	1188.9	8.9	12.0	6.3	4.6	北西	99.3	13.7	1.2	1728.1	122.1	36.7	8.4

注:データは1991年～2020年の30年間である。なお、大気現象欄中の数値は、一部参考値も含まれる。

※詳細な気象データは資料編に掲載

第5節 社会的現況

災害は、地形、気象等の自然条件や都市化等の社会条件によって、被害の程度が違ってくる。被害を拡大する要因として、気象の変化、都市化の拡大や高齢化の進展、社会防災力の変化などが考えられる。

室蘭市の社会的情勢の推移は、表1のとおりである。

1 人口

本市の人口は、昭和45年をピークに減少を続け、平成17年の国勢調査では10万人を割った。しかし65歳以上の人口は増加傾向にあり、総人口に占める高齢化率は約37%と、高齢化が急速に進展している。

地域別では、蘭西で約13千人、蘭中で約10千人、蘭東で約44千人、蘭北で約15千人と蘭東周辺に約半数の人口が集中している。

2 生活環境の変化

人口減少が続いている中で、市街化区域はほとんど変動がないことから、市街地における人口密度の低下（空洞化）が顕著になっている。また、日常生活で、電気、上下水道、電話、ガス等は欠かせないものとなっており、災害発生により、ライフライン施設が被災して機能に支障が生じると、生活面での不安が増大し、心理的にも危険な状態に陥ることも予想され、社会的混乱の要因となる。

表1 室蘭市の社会的情勢の推移

区 分	単位	H12年 (2000)	H17年 (2005)	H22年 (2010)	H27年 (2015)	R2年 (2020)
総人口	人	103,278	98,372	94,535	88,564	82,383
65才以上人口（内数）	人	22,088	25,272	27,699	30,118	30,330
構 成 率	%	21.3	25.7	29.3	34.1	36.8
世帯数	世帯	45,759	45,266	45,029	43,616	41,766
市街化区域面積	km ²	35.95	35.95	35.95	35.96	35.96
人口集中地区面積	km ²	27.9	28.0	27.9	26.7	27.5
人口集中地区内人口	人	85,251	80,623	77,222	69,665	68,514
給水人口	人	103,191	98,724	94,388	87,784	82,097
水洗化世帯数	世帯	36,714	42,166	44,477	43,980	42,858
都市ガス需要家戸数	戸	39,926	38,551	36,212	34,584	33,363

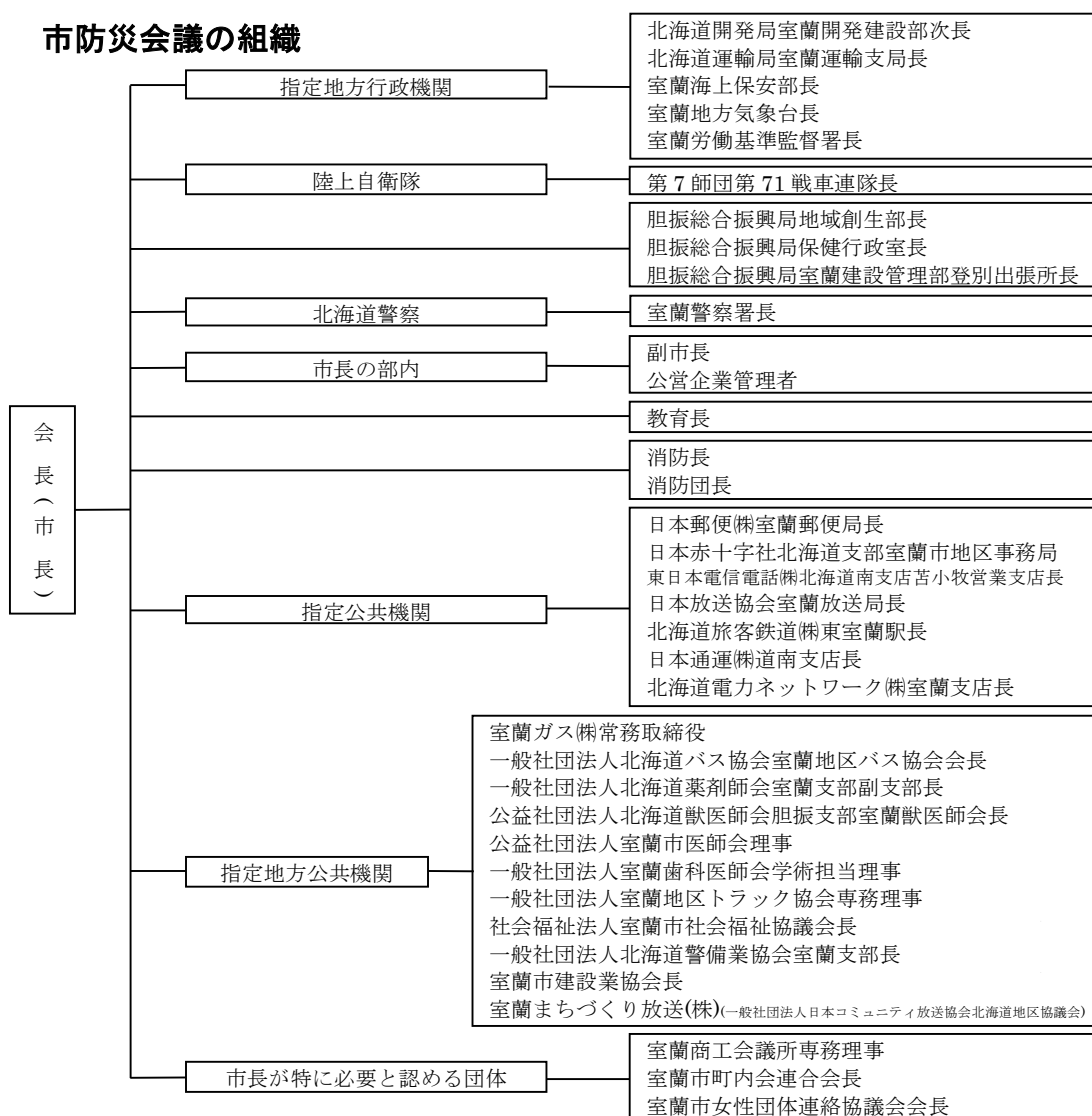
(注) 総人口、65歳以上人口（内数）、世帯数、人口集中地区面積及び人口集中地区人口は、国勢調査（10月1日）の数値であり、その他は室蘭市統計書に記載された直近年度の数値である。

第3章 防災組織

第1節 市防災会議

市防災会議は、市長を会長とし、室蘭市防災会議条例（昭和38年4月8日 条例第8号）第3条第5項各号に定める機関の職員等を委員として組織するものであり、その所掌事務は、本市の地域防災計画を作成し、その実施を図るとともに、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議するほか、法の規定に基づきその権限に属する事項を処理するものである。

1 市防災会議の組織



2 市防災会議の運営

市防災会議の運営については、室蘭市防災会議条例及び室蘭市防災会議運営規程（昭和38年7月4日防災会議規程第1号）に定めるところによる。

※ 室蘭市防災会議委員名簿、室蘭市防災会議条例及び室蘭市防災会議運営規程を資料編に掲載。

第2節 災害対策本部

1 組織及び業務分担

市災害対策本部、警戒本部及び非常配備体制の組織及び業務分担は、室蘭市災害対策本部条例（昭和38年条例第9号）に定めるところの他、次表、別表1、別表2、別表3、別表4のとおりとする。

組織の主な業務分担

組織名	主な業務
共通事項	各部所管施設の被害状況調査及び報告 避難所（主に土砂災害警戒時）の開設及び運営
総務部	災害対策本部の設置及び運営 避難所開設及び運営状況の全体取りまとめ 市民・報道機関への広報 資機材・燃料及び物資の調達 り災（被災確認）証明書の発行
企画財政部	資機材・燃料及び物資の運搬 民間建物の被害状況調査
生活環境部	避難所開設の調整及び運営 町内会・自治会への連絡 災害による廃棄物処理及び清掃・消毒
保健福祉部	福祉団体及び施設との連絡調整 避難行動要支援者の避難 予防接種及び健康調査 避難所運営の補助
経済部	商工・農水産・観光・市場の災害融資などの相談及び対策 避難所運営の補助
都市建設部	道路・河川・公園・市営住宅の管理保全及び応急措置 応急危険度判定 民有地・民間建築物の被害状況調査及び復旧助言
港湾部	港湾施設の管理保全及び応急措置 海事関係団体との連絡調整
水道部	上下水道施設の管理保全及び応急措置 断水地域に対する給水及び広報
教育部	児童・生徒及び教職員の避難及び臨時休校の調整 避難所開設の調整及び運営
消防本部	救助・救命救護及び搬送 消火・災害の警戒及び防御活動 行方不明者の搜索
市議会事務局	議員及び議会関係者への連絡調整
市立室蘭総合病院	入院及び通院患者の応急対策 負傷者の救急医療及び他医療機関との患者受け入れ

2 市災害対策本部の設置

(1) 設置基準

市本部は、基本法第23条の2第1項の規定に基づき、災害・事故が発生し、又は発生のおそれがある場合において、次の基準の一に該当し、市長が必要と認めるときに設置する。

室蘭市災害対策本部設置基準

災害種別	災害対策本部設置基準
風水害	① 特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪・高潮・波浪）が発表されたとき ② 多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき ③ 多くの地域で避難指示等の応急対策が必要なとき ④ 多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき ⑤ 土砂災害警戒情報が発表されたとき
地震・津波	① 震度5強以上の地震が発生したとき ② 本市沿岸に大津波警報（特別警報）が発表されたとき ③ 地震・津波による大規模な被害発生したとき
大規模な事故災害 （大規模火災、海上、道路災害等）	① 被害が大規模なとき ② 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき

(2) 協議事項

市本部は、被災状況を収集・把握するとともに、市計画の定めるところにより、次の事項を協議し、速やかに応急対策を決定し、それぞれの任務に当たらせる。

- ① 本部の非常配備体制（災害対策本部・警戒本部）の決定及び廃止に関すること
- ② 避難所開設・避難指示・緊急安全確保の発令及びそれに関わる体制確保に関すること
- ③ 自衛隊・道及び他市町村への応援要請の意思決定に関すること
- ④ 災害応急対策及びそれに要する経費の執行に関すること
- ⑤ 市民（報道機関・議会）への広報・発表に関すること
- ⑥ その他災害対策の重要事項に関すること

※ 避難所開設から閉鎖までの流れ

防災対策課⇒災害対策本部（警戒本部）の設置及び開催⇒避難所（地区の学校施設か町内会館等を指定）の開設指示⇒各所管部署による開設準備⇒市民周知及び必要備品搬入並びに運営職員の配置⇒必要に応じて各部から避難所運営職員応援（災害対策本部からの指示）⇒避難所の開設状況等を把握（防災対策課）⇒

災害対策本部から避難所閉鎖指示⇒市民周知及び閉鎖準備⇒避難所閉鎖及び搬入備品並びに職員撤収。(避難所の運営については、第2編第4章第4節避難対策計画(P98))

(3) 設置場所

市本部は、室蘭市役所内(2階大会議室)に置く。ただし、災害の状況等から判断し応急対策を実施するうえで有効と認められる場合は、防災センター内(視聴覚研修室)又は、他の場所に置くことができる。

(4) 他の機関職員の派遣要請

市本部長は、災害応急対策を円滑に実施し、及び相互の連絡調整を図るため必要と認めるときは、市防災会議の構成機関である指定地方行政機関、陸上自衛隊、北海道、北海道警察、指定公共機関及び指定地方公共機関に対して、市本部に連絡員として、当該機関職員の派遣を要請することができるものとし、要請を受けた機関はこれに応じるよう努めるものとする。(この要請は、基本法第29条第2項に規定する職員の派遣の要請とは異なるものである。)

(5) 設置の周知

市本部を設置したときは、その建物の玄関及び部屋の入口に表示し、直ちに設置時刻及び設置場所を、北海道胆振総合振興局及び市防災会議委員に通知するとともに、報道機関を通じて市民に周知するものとする。

(6) 市本部長の代理

市災害対策本部条例第2条第2項に基づき、市本部長に事故あるときは、副本部長(副市長)がその職務を代理する。

(7) 市本部の廃止

本部長は、災害の発生するおそれなくなったとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了したときは、市本部を廃止する。なお、廃止の周知は、設置の場合に準じて行うものとする。

(8) 災害対応執務室の設置

職員を待機させ市本部や関係各課の情報を共有し、災害対応を円滑に行うため、災害対応執務室を設置する。

① 設置場所 2階3号会議室

(ただし、災害の状況等から判断し、他の場所に設置することができる)

② 災害対応執務室には以下の機能を確保するよう努める

ア 電話及びFAX

イ パソコン及びプリンター

ウ 照明(投光機・懐中電灯)

エ 発電機

3 警戒本部の設置基準

市長は、次の基準の一に該当し、組織的に予防・応急対策を実施する必要があると認めるときは、警戒本部を設置するものとする。

警戒本部は、市長を本部長とし、総務部総括班及び関係する部・班をもって構成する。警戒本部を設置し、又はこれを廃止したときは、災害対策本部の設置及び廃止の規定に準じて、関係機関及び市民に対する周知を図るものとする。

室蘭市警戒本部設置基準

災害種別	警戒本部設置基準
風水害	① 大型台風の接近等で被害の発生が予想されるとき ② 住家の床上浸水や全半壊等の被害、人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき ③ 避難指示等の応急対策が必要なとき ④ 水防法に基づく洪水予報等が発表されたとき ⑤ 交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し応急対策が必要なとき
地震・津波	① 震度5弱の地震が発生したとき ② 本市沿岸に津波警報が発表されたとき ③ 地震・津波による被害が発生したとき
大規模な事故災害（大規模火災、海上、道路災害等）	① 人命の救助救出及び被害者対策が必要なとき ② 避難勧告等の応急対策が必要なとき

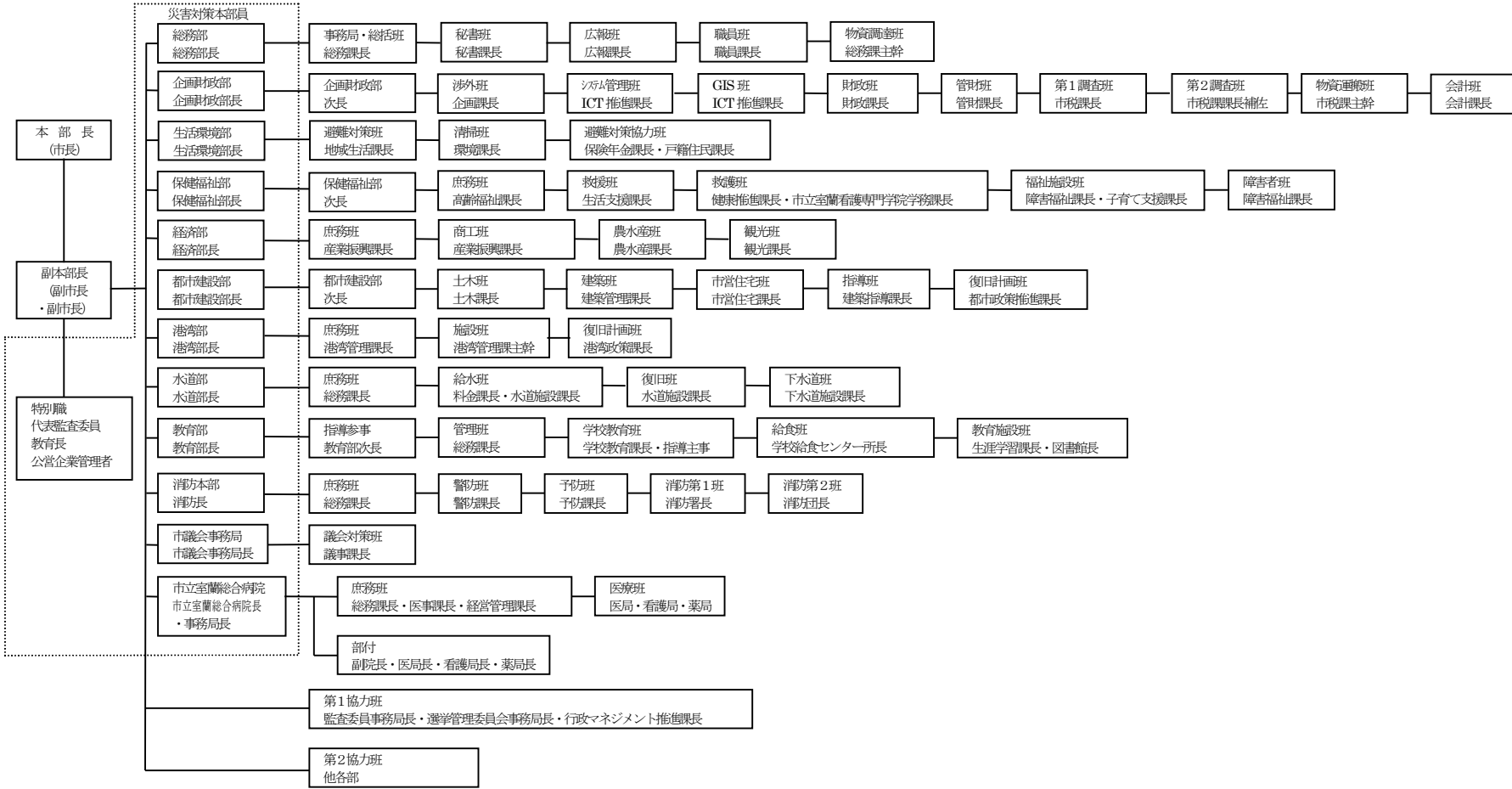
4 非常配備体制

災害時、次の基準の一に該当する場合、市本部の設置の有無にかかわらず、関係各班は非常配備体制をとる。

室蘭市非常配備体制基準

災害種別	非常配備体制基準
風水害	① 防災気象情報が発表され、住家又は人的被害等の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき
地震・津波	① 震度4の地震が発生したとき ② 本市沿岸に津波注意報が発表されたとき
大規模な事故災害（大規模火災、海上、道路災害等）	① 住家や人的被害等の災害が発生又は発生のおそれがあるとき

別表1 室蘭市災害対策本部組織図



別表2 市本部業務分担表

*各班は、災害規模・対応過程において必要に応じ部内各班及び各部の応援を行う。

総務部

班 名	業 務 分 担
事務局・総括班 (防災対策課) (総務課)	1 市本部の設営に関すること 2 市本部の庶務及び災害に関する文書の收受発送に関すること 3 市防災会議に関すること 4 北海道及び中央関係省庁に対する要望に関すること 5 災害に関する被害状況収集及び知事等への報告に関すること 6 警察署その他の防災関係機関との連絡調整及び情報の交換に関すること 7 自衛隊の災害派遣要請に関すること 8 避難指示の統制に関すること 9 防災行政無線の統制に関すること 10 救助法の適用申請に関すること 11 災害時相互応援協定等に基づく応援要請に関すること 12 罹災証明の発行に関すること 13 庁舎の電気、暖房、電話及び電信の管理並びに確保に関する こと 14 各部班との連絡調整に関すること 15 その他、他の部班に属さない事項に関すること 16 本庁舎の被害状況調査及び報告に関すること 17 外国人居住者の被災状況調査及び支援対策に関すること 18 避難所開設及び運営状況の全体取りまとめに関すること
秘書班 (秘書課)	1 市本部長、副本部長及び本部付職員の動静に関すること 2 災害視察等の来客の応接に関すること
広報班 (広報課)	1 災害広報に関すること 2 被災地での広聴活動及び連絡に関すること 3 報道機関に対する情報提供及び報道協力依頼に関すること 4 災害時の記録写真撮影に関すること 5 地域コミュニティFM（FMびゅー）との連絡調整に関すること
職員班 (職員課)	1 職員の動員計画及び非常招集に関すること 2 災害対策従事職員の食料及び寝具等の調達供給に関すること 3 災害対策従事職員の健康管理及び公務災害に関すること 4 災害応急対策に必要な臨時職員の任用に関すること 5 国及び他の自治体に対する職員の派遣要請及び受け入れに 関すること

班 名	業 務 分 担
物資調達班 (総務課)	1 本部使用資機材・燃料及び物資の調達に関すること 2 各部・班の依頼に基づく災害対策用資機材・燃料及び物資の購入並びに応急対策工事等の契約に関すること

企画財政部

班 名	業 務 分 担
渉外班 (企画課)	1 部内の庶務及び連絡に関すること 2 国、道及び関係機関への陳情等の調整に関すること 3 中央省庁及び関係機関に対する要望伝達及び連絡調整に関すること 4 中央の情報収集に関すること
システム管理班 (ICT推進課)	1 災害時におけるシステム及びネットワーク等の管理運用に関すること 2 市本部・避難所運営等使用PC・プリンター等情報機器の手配及び整備に関すること 3 システム及びネットワーク等被害調査及び復旧に関すること
G I S班 (ICT推進課)	1 災害時における避難対象者数の把握に関すること 2 被害箇所確認地図の作製に関すること
財政班 (財政課)	1 災害応急対策に係る予算の補正、流用及び配当並びに経理に関すること 2 災害復旧予算の編成及び資金の調達に関すること
管財班 (管財課)	1 市有車両(消防車両を除く。)の集中管理及び配車並びに車両用燃料の確保に関すること 2 市有財産(他の部に属するものを除く。)の被害状況調査及び報告に関すること 3 被災地への職員輸送に関すること 4 市有財産被害の集計及び損害保険の請求に関すること
第1調査班 (市税課)	1 民間建物の被害状況調査及び報告に関すること
第2調査班 (市税課)	2 被災者の納税相談に関すること
物資運搬班 (市税課)	1 資機材・燃料及び物資や備蓄品の運搬に関すること
会計班 (会計課)	1 災害対策経費の出納に関すること

生活環境部

班 名	業 務 分 担
避難対策班 (地域生活課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の庶務及び連絡に関すること 2 施設の避難所開設の調整及び運営に関すること 3 所管施設の被害状況の調査及び報告に関すること 4 町内会・自治会・自主防災組織との連絡調整に関すること 5 伝染病予防及び消毒に関すること 6 遺体の処理及び埋葬に関すること 7 家庭動物等の取扱いに関すること
清掃班 (環境課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地区の清掃及び汚物の処理に関すること 2 災害による廃棄物の処理に関すること 3 清掃事業所等の被害状況の調査及び報告に関すること
避難対策協力班 (保険年金課) (戸籍住民課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所における避難者の人員調査及び名簿の作成に関すること 2 避難対策班業務への協力に関すること 3 施設の被害状況調査及び報告に関すること

保健福祉部

班 名	業 務 分 担
庶務班 (高齢福祉課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の庶務及び連絡に関すること 2 救援物資の調達、保管及び供給計画に関すること 3 日本赤十字社北海道支部室蘭市地区、室蘭市社会福祉協議会その他の福祉団体等との連絡調整に関すること 4 災害ボランティア活動の調整に関すること 5 義援金品の受領、保管及び配分計画に関すること 6 被災者に対する弔慰金及び見舞金の支給並びに貸付金に関すること 7 社会福祉施設の被災状況調査及び報告に関すること 8 避難行動要支援者（高齢者）の避難に関すること 9 福祉避難所に関すること
救援班 (生活支援課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者及び避難者に対する食料品（備蓄品除く）、被服、寝具その他衣料及び生活必需品の給与又は貸与に関すること 2 被災者の生活保護に関すること 3 避難行動要支援者（高齢者・障がい者）の避難支援に関すること

班 名	業 務 分 担
救護班 (健康推進課) (市立室蘭看護専門学院学務課)	1 救護所の開設に関する事 2 災害時における救急医療体制の企画立案に関する事 3 室蘭市医師会、室蘭歯科医師会、室蘭保健所及び医療部と連絡調整に関する事 4 予防接種及び健康調査等に関する事 5 管理施設の被害調査及び報告に関する事 6 施設の避難所開設の調整及び運営に関する事
福祉施設班 (障害福祉課) (子育て支援課)	1 施設入所者及び利用者の安全確保に関する事 2 施設の避難所開設の調整及び運営に関する事 3 福祉避難所の開設に関する事。 4 管理施設の被害調査及び報告に関する事
障害者班 (障害福祉課)	1 障がい者の被災状況調査及び支援対策に関する事 2 避難行動要支援者(障がい者)の避難に関する事

経済部

班 名	業 務 分 担
庶務班 (産業振興課)	1 部内の庶務及び連絡に関する事 2 部内の応急復旧対策の調整に関する事
商工班 (産業振興課)	1 商工関係の被害状況調査及び報告に関する事 2 商工被害の対策に関する事 3 中小企業者に対する災害融資等の相談及び対策に関する事
農水産班 (農水産課)	1 農地、農業用施設、農作物及び水産関係の被害状況調査及び報告に関する事 2 津波情報の漁業関係者への伝達に関する事 3 治山及び治水対策に関する事 4 農水産関係者に対する災害融資等の相談及び対策に関する事 5 公設地方卸売市場の被害状況調査及び報告に関する事 6 生鮮食料品の入荷対策に関する事
観光班 (観光課)	1 観光施設等の被害状況調査及び報告に関する事 2 所管施設入館者の安全確保に関する事 3 施設の避難所開設の調整及び運営に関する事 4 水族館飼育魚類及び動物の安全管理に関する事 5 観光施設被害の対策に関する事

都市建設部

班 名	業 務 分 担
土木班 (土木課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の庶務及び連絡に関すること 2 部内の応急復旧対策の調整に関すること 3 応急対策用資材の調達に関すること 4 公共土木施設の管理保全及び応急措置に関すること 5 公共土木施設の被害状況調査及び報告に関すること 6 公共土木施設の復旧対策に関すること 7 都市下水路の管理保全及び応急措置に関すること 8 その他の土木災害対策に関すること 9 公園施設の被害状況調査及び報告に関すること 10 公園施設の管理保全及び応急措置に関すること 11 公園施設の復旧対策に関すること
建築班 (建築管理課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共建築物の被害状況調査及び報告に関すること 2 仮設避難所及び応急仮設住宅の建設に関すること 3 公共建築物の応急修理に関すること 4 救助法に基づく被災住宅の応急修理に関すること
市営住宅班 (市営住宅課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市営住宅の被害状況調査及び報告に関すること 2 市営住宅の管理保全及び応急措置に関すること 3 被災者の市営住宅の入居に関すること
指導班 (建築指導課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 民有地・民間建築物の被害状況調査及び報告に関すること 2 民間建築物、工作物及び宅地の復旧助言に関すること 3 被災建築物及び宅地の応急危険度判定に関すること 4 宅地及び建物の制度融資又は貸付相談に関すること
復旧計画班 (都市政策推進課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の各班業務への応援に関すること 2 災害復旧の総合計画策定に関すること 3 空き家対策に関すること

港湾部

班 名	業 務 分 担
庶務班 (港湾管理課)	1 部内の庶務及び連絡に関すること 2 海事関係団体との連絡調整に関すること 3 船舶の借上げ及び海上輸送に関すること 4 港湾関係者及び付近住民への津波情報の伝達に関すること
施設班 (港湾管理課)	1 港湾区域内、臨港地区内の公共施設（以下「港湾関係施設」という。）の管理保全及び応急措置に関すること 2 港湾関係施設（民間施設含む）の被害状況調査及び報告に関すること 3 港湾関係施設の復旧対策に関すること
復旧計画班 (港湾政策課)	1 緊急物資輸送、災害援助に関すること 2 港湾関係施設（民間施設含む）の被害状況調査及び報告に関すること 3 港湾関係施設の災害復旧計画策定に関すること

水道部

班 名	業 務 分 担
庶務班 (総務課)	1 部内の庶務及び連絡に関すること 2 資機材の調達及び部内各班への支給に関すること 3 部内の応急対策従事職員に対する救護及び給食に関すること
給水班 (料金課・水道施設課)	1 使用者の被害状況調査及び報告に関すること 2 使用者の復旧工事の相談に関すること 3 断水地域に対する運搬給水及びその広報に関すること
復旧班 (水道施設課)	1 水道施設の管理保全及び応急措置に関すること 2 水道施設の被害状況調査及び報告に関すること 3 水道施設の復旧対策に関すること 4 配水調整及び水質保全に関すること 5 水道施設の保守に関すること
下水道班 (下水道施設課)	1 下水道施設の被害状況調査及び報告に関すること 2 下水道施設の復旧対策に関すること

教育部

班 名	業 務 分 担
管理班 (総務課)	1 部内の庶務及び連絡に関すること 2 学校施設の被害状況調査及び報告並びに応急措置に関すること 3 学校施設の復旧対策及び代替教育施設の確保に関すること 4 学校施設の避難所開設の調整及び運営に関すること
学校教育班 (学校教育課) (指導主事)	1 児童・生徒及び教職員の被災状況調査に関すること 2 被災児童・生徒に対する教科書の供与及び就学援助に関すること 3 児童・生徒の保健に関すること 4 児童・生徒の集団避難及び臨時休校の調整に関すること 5 教職員の動員及び確保に関すること 6 災害時における学校運営、学習指導及び生徒指導に関すること
給食班 (学校給食センター)	1 学校給食施設の管理保全及び応急措置に関すること 2 学校給食センターの被害状況調査及び報告に関すること 3 災害時における学校給食の確保対策に関すること
教育施設班 (生涯学習課) (図書館)	1 教育施設、文化財の被害状況調査及び報告に関すること 2 教育施設利用者の安全確保に関すること 3 教育施設の避難所開設の調整及び運営に関すること

消防本部

班 名	業 務 分 担
庶務班 (総務課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の庶務及び連絡に関すること 2 消防資機材及び緊急物資の調達並びに補給に関すること 3 部内の応急対策従事職員に対する救護及び給食に関すること 4 消防施設の被害状況調査及び報告に関すること 5 消防団員の招集に関すること 6 各部との連絡調整に関すること
警防班 (警防課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害のすう向及び消防力の洞察に関すること 2 消防資機材の配置に関すること 3 広域消防応援協定の運用に関すること 4 災害活動の記録に関すること 5 現場水利の統制に関すること 6 その他警防に関すること
予防班 (予防課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の予防及び警告周知に関すること 2 災害の情報収集及び連絡報告に関すること 3 大規模火災の原因及び被害の調査に関すること 4 災害記録に関すること 5 火災に係る罹災証明書の発行に関すること 6 その他予防に関すること
消防第1班 (消防署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防通信指令に関すること 2 災害の警戒及び防御に関すること 3 人命救助及び破壊消防に関すること 4 負傷者の救命救護及び搬送に関すること 5 消防職員の招集及び消防団員への連絡に関すること 7 警戒区域の設定に関すること 8 行方不明者の捜索・収容に関すること 9 その他消防活動に関すること
消防第2班 (消防団)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の警戒及び防御に関すること 2 災害現場警戒線の設定に関すること 3 破壊消防及び残火整理に関すること 4 人命救助及び避難誘導並びに救護に関すること 5 行方不明者の捜索・収容に関すること 6 その他消防活動に関すること

市議会事務局

班 名	業 務 分 担
議会对策班 (議事課)	1 議員及び議会関係者に対する連絡調整に関すること 2 災害時における議会の対応に関すること

市立室蘭総合病院

班 名	業 務 分 担
庶務班 (総務課) (医事課) (経営管理課)	1 病院施設の被害状況調査及び報告に関すること 2 病院施設の電気、暖房、電話及び電信の管理並びに確保に関すること 3 他の医療機関からの患者受け入れに関すること 4 救護班の編成及び派遣に関すること 5 医師、看護師その他医療従事職員の緊急動員に関すること
医療班 (医局) (看護局) (薬局)	1 負傷者の救急医療に関すること 2 入院及び通院患者の移送又は避難に関すること

協力班 (監査委員事務局、選挙管理委員会、行政マネジメント推進課)

班 名	業 務 分 担
第1協力班 (監査委員事務局) (選挙管理委員会事務局) (行政マネジメント推進課)	1 市本部長の特命事項に関すること 2 各部班業務への応援に関すること
第2協力班 (他各部)	

別表3 職員の非常配備体制表

区分	災害の種別	配 備 体 制
第一種配備	災害の発生が予想され、警戒を必要とする場合	警戒や情報連絡のため、次の部・班をもって当たるもので、状況により、さらに次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。 総務部 事務局・総括班 企画財政部 管財班 生活環境部 避難対策班 清掃班 避難対策協力班 保健福祉部 庶務班 救護班 福祉施設班 経済部 庶務班 農水産班 観光班 都市建設部 土木班 市営住宅班 港湾部 庶務班 施設班 水道部 庶務班 給水班 復旧班 下水道班 教育部 管理班 学校教育班 給食班 教育施設班 消防本部 庶務班 警防班 予防班 消防第1班
第二種配備	局地的な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合	次の部、班をもって当たるもので、災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。 総務部 事務局・総括班 広報班 物資調達班 企画財政部 管財班 GIS班 第1調査班 物資運搬班 生活環境部 避難対策班 清掃班 避難対策協力班 保健福祉部 庶務班 救援班 救護班 福祉施設班 障害者班 経済部 庶務班 商工班 農水産班 観光班 都市建設部 土木班 市営住宅班 指導班 港湾部 庶務班 施設班 復旧計画班 水道部 庶務班 給水班 復旧班 下水道班 教育部 管理班 学校教育班 給食班 教育施設班 消防本部 庶務班 警防班 予防班 消防第1班 消防第2班 他各部 第1協力班
第三種配備	市全域にわたる災害が発生し、又は発生のおそれがある場合	災害対策本部の全員で当たるもので、状況によりそれぞれ災害応急活動を実施し、そのまま災害対策本部に移行できる体制とする。
その他必要事項 各部長及び班長は、あらかじめ災害の種別及び規模に応じて、次により職員の動員計画を立てておくものとし、これを本部長に提出しなければならない。これを変更した場合も同様とする。 1 災害の種別及び配備体制により動員させる人員、車両等 2 部下職員の住所及び非常招集の場合の連絡方法		

別表4 職員の非常配備基準

自主参集とは、非常招集の連絡を待たずに参集すること。尚、参集に当たっては、情報を確認し、安全の確保に十分に配慮しつつ速やかに参集すること。

区分	災害の種別	細区分	配備基準	配備体制	夜間・休日
第一種配備	災害の発生が予想され警戒を必要とする場合	A	「大雨・洪水警報」に関する情報を気象台から入手したとき。	総務部 事務局・総括班（防災対策課・総務課）	—
		B	本市沿岸に「津波注意報」が発表されたとき。	総務部 事務局・総括班（防災対策課・総務課）、経済部 農水産班（農水産課）、港湾部 庶務班（港湾管理課） 施設班（港湾管理課）	自主参集
		C	「暴風・暴風雪警報」が発表されたとき。	総務部 事務局・総括班（防災対策課・総務課）	—
		D①	震度4（※1）の地震が発生したとき。	総務部 事務局・総括班（防災対策課・総務課）	自主参集
		D②	震度4（※1）の地震が発生し、かつ各所管施設に被害が発生したとき。 ※1：市内2箇所の震度観測点のうち、どちらか大きい方の値をいう	総務部 事務局・総括班（防災対策課・総務課）、企画財政部 管財班（管財課） 生活環境部 避難対策班（地域生活課） 清掃班（環境課） 避難対策協力班（戸籍住民課） 保健福祉部 庶務班（高齢福祉課） 救護班（健康推進課） 福祉施設班（障害福祉課、子育て支援課） 経済部 庶務班（産業振興課） 農水産班（農水産課） 観光班（観光課） 都市建設部 土木班（土木課） 市営住宅班（市営住宅課） 港湾部 庶務班（港湾管理課） 施設班（港湾管理課） 復旧計画班（港湾政策課） 水道部 庶務班（総務課） 給水班（料金課・水道施設課） 復旧班（水道施設課） 下水道班（下水道施設課） 教育部 管理班（総務課） 学校教育班（学校教育課、指導主事） 給食班（学校給食センター） 教育施設班（生涯学習課）	—
※消防本部の配備については、消防長の指示による。 ※そのほか、本部長が当該配備を指令したとき。			消防本部 庶務班（総務課） 警防班（警防課） 予防班（予防課） 消防第1班（消防署） 消防第2班（消防団）	—	
第二種配備	局地的な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合	A①	「大雨・洪水警報」が発表され、又は現に局地的な被害が発生したとき。（※ただし、A②の場合を除く）	総務部 事務局・総括班（防災対策課・総務課） 広報班（広報課） 企画財政部 管財班（管財課）、生活環境部 避難対策班（地域生活課） 保健福祉部 庶務班（高齢福祉課） 障害者班（障害福祉課）、経済部 農水産班（農水産課） 都市建設部 土木班（土木課） 指導班（建築指導課） 港湾部 庶務班（港湾管理課） 施設班（港湾管理課） 復旧計画班（港湾政策課）、水道部 下水道班（下水道施設課）	自主参集
		A②	「大雨警報（土砂災害）」、又は「大雨・暴風・洪水・高潮」警報の内、2種類以上が発表されたとき。	総務部 事務局・総括班（防災対策課・総務課） 広報班（広報課）、企画財政部 G I S 班（I C T 推進課） ※避難所運営班（市税課、地域生活課、保険年金課、産業振興課、（教）総務課、生涯学習課、子育て支援課、生活支援課） ※物資運搬班（市税課） ※避難所開設マニュアルによる班分けを示す	—
		B	本市沿岸に「津波警報」が発表されたとき。	総務部 事務局・総括班（防災対策課・総務課）、経済部 農水産班（農水産課） 港湾部 庶務班（港湾管理課） 施設班（港湾管理課） 復旧計画班（港湾政策課）	自主参集
		C	「暴風・暴風雪警報」が発表され、かつ局地的な被害が発生したとき。	総務部 事務局・総括班（防災対策課・総務課）、経済部 農水産班（農水産課） 都市建設部 土木班（土木課） 住宅班（市営住宅課） 港湾部 庶務班（港湾管理課） 施設班（港湾管理課） 復旧計画班（港湾政策課）、教育部 学校教育班（学校教育課、指導主事）	自主参集
		D	5弱（※1）の地震が発生したとき、又は地震や津波により市内で被害が発生したとき。 ※1：市内2箇所の震度観測点のうち、どちらか大きい方の値をいう	総務部 事務局・総括班（防災対策課・総務課） 広報班（広報課）、企画財政部 管財班（管財課） 第1調査班（市税課） 生活環境部 避難対策班（地域生活課） 清掃班（環境課） 避難対策協力班（戸籍住民課） 保健福祉部 庶務班（高齢福祉課） 救護班（生活支援課） 救護班（健康推進課） 市立室蘭看護専門学校学務課） 福祉施設班（障害福祉課、子育て支援課） 障害者班（障害福祉課） 経済部 庶務班（産業振興課） 商工班（産業振興課） 農水産班（農水産課） 観光班（観光課） 都市建設部 土木班（土木課） 市営住宅班（市営住宅課） 指導班（建築指導課） 港湾部 庶務班（港湾管理課） 施設班（港湾管理課） 復旧計画班（港湾政策課） 水道部 庶務班（総務課） 給水班（料金課・水道施設課） 復旧班（水道施設課） 下水道班（下水道施設課） 教育部 管理班（総務課） 学校教育班（学校教育課、指導主事） 給食班（学校給食センター） 教育施設班（生涯学習課、図書館）	自主参集
		E	一般火災で第3種出動が指令され、消防本部が配備を要請したとき。	総務部 事務局・総括班（防災対策課・総務課）、企画財政部 第1調査班（市税課）、生活環境部 避難対策班（地域生活課）、保健福祉部 庶務班（高齢福祉課） 救護班（生活支援課） 救護班（健康推進課） 市立室蘭看護専門学校学務課） 障害者班（障害福祉課） 経済部 商工班（産業振興課）、都市建設部 市営住宅班（市営住宅課）	—
		F	石油コンビナート火災出動が指令され、消防本部が配備を要請したとき。	総務部 事務局・総括班（防災対策課・総務課）、経済部 商工班（産業振興課） 港湾部 庶務班（港湾管理課） 施設班（港湾管理課） 復旧計画班（港湾政策課）	—
		G	災害対策本部、警戒本部が設置されたとき。 ※消防本部の配備については、消防長の指示による。 ※協力班の配備については、本部長の指示による。 ※そのほか、本部長が当該配備を指令したとき。	第二種配備の職員 消防本部 庶務班（総務課） 警防班（警防課） 予防班（予防課） 消防第1班（消防署） 消防第2班（消防団） 他各部 第1協力班（監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、行政マネジメント推進課）	自主参集 — — —
第三種配備	市全域にわたる災害が発生し、又は発生のおそれがある場合	A	震度5強以上の地震が発生したとき。	災害対策本部の全員であたるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動を実施し、そのまま災害対策本部に移行できる体制とする。 ※震度5強以上の地震又は大津波警報が発令された場合は、自動的に災害対策本部を設置する。	自主参集
		B	本市沿岸に「大津波警報」が発表されたとき。		自主参集
		C	市内全域にわたり災害が発生し、被害が甚大であるとき（又は、被害が甚大になると予想され、本部長が当該配備を指令したとき。） ※消防本部の配備については、消防長の指示による。		自主参集
※消防本部の配備については、消防長の指示による。			—	—	

第2編 風水害防災計画

第1章 風水害の想定

第1節 過去の風水害

室蘭市は、過去に度々台風、大雨等による被害に見舞われており、このうち救助法が適用された災害が4回となっている。この原因としては市街地に大きな河川はないものの、住宅地が沢地によって分断されており、かつ、斜面に沿って住宅が展開している地形的な特性から、大雨等による崖崩れ等が起きやすいこと等が考えられる。

昭和20年（1945年）以降の風水害による主な被害状況は、次のとおりである。

昭和20年（1945年）以降の風水害による主な被害状況

発生年月日（西暦）	種別	被害状況
昭和29年（1954） 9月26日	台風	台風第15号（洞爺丸台風）が室蘭地方を通過 最大風速 37 m/s 最大瞬間風速 55 m/s 家屋全壊 179戸 半壊 456戸 小破 2,122戸 家屋被害額 12,983千円 } 被害総額 畜産林業被害額 76,585千円 } 162,761千円 漁業被害額 73,193千円 } 【救助法適用】
昭和36年（1961） 10月5日～6日	大雨	台風第23号の余波による 986 mbの低気圧の通過 総雨量 173 mm 死者 2名 負傷者 4名 家屋全壊 6戸 流出 3戸 床上浸水 325戸 床下浸水 468戸 道路決壊・橋流出 2件 堤防決壊 1件 被害総額 246,105千円 【救助法適用】
昭和37年（1962） 8月9日	台風	台風第10号 中心気圧 984 mb 最大風速 25 m/s 総雨量 117 mm 家屋全壊 4戸 半壊 7戸 床上浸水 242戸 床下浸水 7,045戸 被害総額 210,980千円

発生年月日（西暦）	種 別	被 害 状 況
昭和 40 年（1965） 9 月 10 日	台 風	台風第 2 3 号 家屋全壊 1 戸 半壊 5 戸 床上浸水 6 戸 床下浸水 4 2 1 戸 崖崩れ 1 3 件 被害総額 101,785 千円
昭和 50 年（1975） 8 月 22 日～24 日	暴風雨	台風第 6 号くずれの低気圧 総雨量 161 mm 住家全壊 1 戸 一部損壊 7 戸 非住家全壊 3 棟 半壊 1 棟 河川決壊 7 件 道路決壊 2 2 件 石垣崩壊 5 件 土砂崩れ 3 4 件 被害総額 195,990 千円
昭和 55 年（1980） 8 月 28 日～31 日	大 雨	低気圧 総雨量 256 mm 住家全壊 2 4 戸 半壊 2 6 戸 床上浸水 2 8 6 戸 床下浸水 1, 1 4 0 戸 土砂崩れ 1 4 7 件 石垣崩壊 1 9 件 道路決壊 1 1 5 件 農業被害 2 ha 商業被害 2 5 0 件 河川決壊 1 6 件 下水道被害 5 3 件 水道施設被害 1 0 件 墓園被害 2 件 教育施設被害 8 件 市営住宅被害 1 0 0 戸 室蘭本線不通 市内バス全面運休 被害総額 2,910,493 千円 【災害対策本部設置】 【救助法適用】
昭和 56 年（1981） 8 月 21 日～23 日	台 風	台風第 1 5 号 最大瞬間風速 27.2 m/s 総雨量 226 mm 住家全壊 3 戸 半壊 1 戸 一部損壊 6 4 戸 床上浸水 1 8 戸 床下浸水 4 0 2 戸 非住家全壊 2 棟 一部損壊 4 棟 土砂崩れ 1 0 0 件 道路決壊 2 6 件 河川決壊 1 3 件 港湾施設被害 6 件 教育施設被害 1 2 件 上下水道施設被害 6 件 公園墓園被害 4 件 漁業被害 6 件 農業被害 2 1. 1 ha 被害総額 702,830 千円 【災害対策本部設置】
昭和 58 年（1983） 6 月 18 日～7 月 6 日	長 雨	低気圧 総雨量 324.5 mm 住家全壊 1 戸 道路決壊 4 件 崖崩れ 2 件 石垣崩壊 5 件 被害総額 130,070 千円

発生年月日（西暦）	種別	被害状況
昭和58年（1983） 9月24日～25日	大雨	低気圧 総雨量 室蘭33mm 登別山間部218mm 道路決壊2件 河川被害17件 上水道施設（水源）被害4件 被害総額304,738千円 【災害対策本部設置】
昭和60年（1985） 1月12日～13日	暴風雪	住家一部損壊3戸 公立文教施設被害2件 港湾施設被害1件 その他（船舶坐礁1件） 被害総額748,837千円
平成6年（1994） 9月29日～30日	台風	台風第26号 最大風速16m/s 総雨量59mm 住家被害47戸 非住家被害11棟 土木被害17件 衛生被害1件 都市施設被害30件 公立文教施設被害10件 商工被害7件 被害総額55,741千円
平成7年（1995） 11月8～9日	暴風雪	低気圧 最大風速23.5m/s 最大瞬間風速33.6m/s 住家被害17件 非住家被害7件 農業被害11件 土木被害（港湾）4件 水産被害1件 商工被害3件 公立学校被害10件 上水道被害1件 社会教育施設1件 都市施設被害16件 被害総額21,839千円
平成11年（1999） 7月13～14日	大雨	停滞前線 総雨量127.5mm 床下浸水1戸 土木被害7件 林業被害1件 都市施設被害1件 被害総額73,200千円 【警戒本部設置】
平成13年（2001） 9月10～12日	大雨	台風第15号 総雨量159mm 道路法面崩壊2件 土砂崩れ3件 被害総額12,660千円 【警戒本部設置】
平成16年（2004） 9月8日	暴風	台風第18号 最大瞬間風速45.7m/s 住家被害87件 非住家被害5件 土木被害（港湾）1件 商工被害2件 公立学校被害6件 社会教育施設4件 社会福祉施設4件 停電2,558戸 被害総額46,400千円 【災害対策本部設置】

発生年月日（西暦）	種 別	被 害 状 況
平成 20 年（2008） 7 月 23 日	大雨	総雨量 164mm 日降水量 129mm(7月としての記録 1 位) 1 時間降水量 46mm (7 月としての記録 2 位) 10 分間降水量 18mm (7 月としての記録 1 位) 床下浸水 1 5 棟、床上浸水 2 0 棟 非住家被害 2 件 商工被害 7 5 件 (床上・下被害) 道路被害 4 件、鉄道施設被害 1 件、土砂崩れ 1 0 件 【警戒本部設置】
平成 22 年（2010） 8 月 11 日～12 日	大雨	総雨量 202mm 24 時間降水量 182.5mm (8 月としての記録 1 位) 1 時間降水量 39mm (8 月としての記録 2 位) 10 分間降水量 18mm (8 月としての記録 1 位) 床下浸水 2 6 棟、床上浸水 1 1 棟 非住家被害 8 件 商工被害 6 0 件 (床上・下被害) 道路被害 4 件、河川被害 3 件、土砂崩れ 1 6 件 避難勧告 5 世帯 9 名 自主避難 1 4 名 【避難勧告】 【警戒本部設置】
平成 24 年(2012) 11 月 27~30 日 11・27 暴風雪警報 大規模停電災害	暴風雪	最大瞬間風速 39.7 m/s (11 月 1 位) 停電 市内最大 3 0, 0 0 0 戸 (27 日) 家屋被害 1 5 1 件、公共施設被害 4 8 件、 市営住宅 6 3 件 倒木 1, 2 4 6 本、断水 5 0 戸 避難勧告 4 8 世帯 1 0 1 名 (27 日 21:00 ピーク時) 【災害対策本部設置】 【救助法適用】 * 冬季の大規模停電の影響による適用
平成 28 年(2016) 2 月 29 日~3 月 1 日	暴風雪 ・大雪	最大瞬間風速 34.3 m/s (3 月 1 位) 日最大風速 20.1m (3 月 4 位) 停電 市内最大 7 0 8 戸 (3 月 1 日) 家屋被害 4 3 件、公共施設被害 9 件、 市営住宅 1 2 件、電柱倒壊 4 本

発生年月日（西暦）	種 別	被 害 状 況
平成 28 年(2016) 8 月 30 日～8 月 31 日	台 風	台風第 10 号 最大瞬間風速 32.7 m/s（8 月 1 位） 停電 市内最大 7 1 5 0 戸（8 月 30 日） 住家全壊 5 件 大規模半壊 1 件 半壊 4 件 土木被害 2 7 6 件 水産被害 9 件 商工被害 4 5 件 公共施設被害 3 3 件 【災害対策本部設置】 【被災者生活再建支援制度】
平成 29 年(2017) 7 月 22 日	大雨	1 時間降水量 48.0mm（7 月 2 位） 10 分間降水量 14.5mm（7 月 2 位） 床上浸水 6 棟、床下浸水 5 棟 【災害対策本部設置】
平成 29 年(2017) 9 月 17 日～9 月 19 日	台風 土砂災 害警戒 情報	台風第 18 号 最大風速 20.6 m/s 最大瞬間風速 28.0 m/s 停電 市内最大 1 1 0 0 戸（9 月 18 日） 【災害対策本部設置】
平成 30 年（2018） 3 月 1 日～3 月 2 日	暴風雪	最大風速 20.1 m/s 最大瞬間風速 31.7 m/s 停電 市内最大 2 5 0 戸 【災害対策本部設置】
平成 30 年（2018） 9 月 4 日～9 月 5 日	台風	台風第 21 号 最大瞬間風速 33.9 m/s 最大風速 19.7 m/s 【災害対策本部設置】

※平成 2 年以降の風水害被害状況を資料編に掲載

※月別の記録は掲載当時の記録を掲載

第2節 計画で想定する風水害

1 気象警報の発表割合

胆振地方における1947年（昭和22年）以降の気象警報の発表割合としては、大雨、暴風が全体の約7割を占め、内訳はそれぞれ5割程度となっている。

2 風水害の想定

過去の観測値

室蘭地方気象台における、室蘭市の降水量及び風速の観測値の極値・順位は次のとおりである。

降水量及び風速の観測値の極値・順位

要素名	第1位	第2位	第3位	統計期間
日最大 1時間降水量	51.3 mm 1949.9.23	50.0 mm 1961.9.4	49.0 mm 1943.7.30	1940/1 ~2023/10
日降水量	170.0 mm 1975.11.7	141.5 mm 2021.8.10	141.0 mm 1998.8.16	1923/1 ~2023/10
月最大 24時間降水量	182.5 mm 2010.8.12	178.5 mm 1975.11.7	170.0 mm 2021.8.10	1963/1 ~2023/10
日最大風速	南 37.2m/s 1954.9.26	西南西 30.0m/s 1958.1.2	西 29.9m/s 2012.11.27	1923/1 ~2023/10
日最大瞬間風速	南 55.0m/s 1954.9.26	南南西 45.7m/s 2004.9.8	西 39.7m/s 2012.11.27	1952/1 ~2023/10

（注）風速の、1954年（昭和29年）9月26日の記録は、台風第15号（洞爺丸台風）で観測している

第2章 災害通信計画

第1節 気象業務に関する計画

1 気象等の予報区と担当官署

予報区は、予報及び警報・注意報の対象とする区であり、我が国全域を対象とする全国予報区（気象庁本庁担当）と全国予報区を11に分割した地方予報区、地方予報区を更に56に分割した府県予報区からなっている。北海道においては全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区气象台担当）と7つの府県予報区に分かれている。室蘭市は胆振・日高地方府県予報区に属し、室蘭地方气象台が担当する。府県予報区は、気象特性及び地理的特性により一次細分区域に分割され、それをさらに細分した市町村等をまとめた地域と二次細分区域（市町村等）がある。

(1) 予報区

予報及び注意報・警報・特別警報の対象となる区域は、全国予報区、地方予報区及び府県予報区があり、全国予報区は気象庁本庁が担当する。北海道においては、北海道地方予報区として札幌管区气象台が担当する。北海道地方予報区は7つの府県予報区に分かれており、室蘭市は胆振・日高地方府県予報区に属し、室蘭地方气象台が担当する。府県予報区は、気象特性及び地理的特性により一次細分区域に分割され、それをさらに細分した市町村等をまとめた地域と二次細分区域（市町村等）がある。

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域の名称
胆振・日高地方	胆振地方	胆振中部	室蘭市、登別市、白老町、苫小牧市

- ・ 「一次細分区域」とは、府県天気予報を定常的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定する。
- ・ 「二次細分区域」とは、特別警報・警報・注意報の発表に用いる区域。市町村を原則とするが、一部市町村を分割して設定している場合がある。また、テレビやラジオによる放送では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村をまとめた地域」の名称を用いる場合がある。
- ・ 海に面する区域にあつては、沿岸の海域を含むものとする
- ・ 「市町村等をまとめた地域」とは、二次細分区域ごとに発表する特別警報・警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域。

特別警報・警報・注意報や天気予報の発表区域



(2) 地方・府県予報区担当官署の予報等の発表回数及び時刻

気象官署別の予報（注意報を含む）、特別警報、警報並びに気象情報（潮位情報や天候情報を含む）等の種類と発表回数及び時刻は次のとおりである。

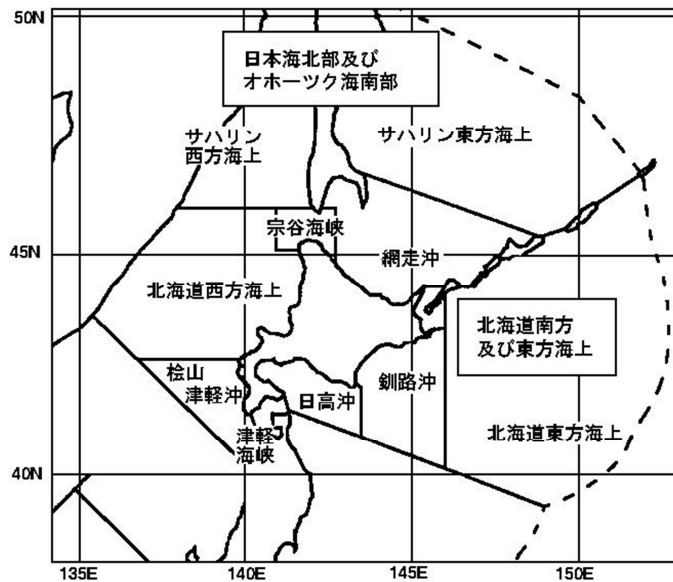
担当官署	予報・警報等の種類	回数
札幌管区气象台 (地方予報区担当官署)	地方天気予報 (地方天気分布予報) 地方週間天気予報 地方季節予報 2週間気温予報 天候早期警戒情報 1か月予報 3か月予報 暖候期予報 寒候期予報 地方気象情報	毎日3回(05. 11. 17時) 毎日2回(11. 17時) 毎日1回(14時30分) 原則毎週2回(月・木) 毎週1回(木) 毎月1回(25日頃) 毎年1回(2月) 毎年1回(9月) 随時
室蘭地方气象台 他6官署 (府県予報区担当官署)	府県天気予報 地域時系列予報 府県週間天気予報 特別警報・警報・注意報 府県気象情報 早期注意情報 (警報級の可能性)	毎日3回(05. 11. 17時) 毎日3回(05. 11. 17時) 毎日2回(11. 17時) 随時 随時 毎日3回(05. 11. 17時) ※翌日まで 毎日2回(11時、17時) ※2日～5日先まで

(3) 海上予報区

船舶の利用に適合する予報・警報は海上予報区に発表される。海上予報区は、全般海上予報区（気象庁本庁担当）と全般海上予報区の中を12に分割した地方海上予報区からなっており、室蘭市沖合いの海域は、「北海道南方及び東方海上」のうちの「日高沖」に含まれ、札幌管区気象台が担当している。

海上予報区の細分区域

地方海上予報区名	細分海域	担当気象官署
北海道南方及び東方海上	日高沖	札幌管区気象台



地方海上予報区

2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和27年法律第165号）、水防法（昭和24年法律第193号）及び消防法（昭和23年法律第186号）、及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策に関する法律（平成12年法律第57号）の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報等の種類、発表基準、発表方法及び伝達方法等は次のとおりである。

(1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報

① 特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

室蘭地方気象台が発表する室蘭市に関する基準は次のとおりである。（基準値はいずれも予想値）

ア 気象等に関する特別警報

予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。

種類	発表想定
大雨	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に注意すべき事項が記載される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
高潮	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
波浪	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
大雪	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけられる。

イ 気象等に関する警報・注意報

(ア) 気象警報

警 報

種類	発表基準
暴風 (平均風速)	暴風によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合 陸上18%以上 *1 海上25%以上
暴風雪 (平均風速)	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 陸上18%以上 *1 海上25%以上 (雪による視程障害を伴う)
波浪 (有義波高)	風波、うねり等によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合 6.0m以上。ただし西～北西の風の場合は5.0m以上。
高潮 (潮位T・P上)	台風等による海面の異常な上昇によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合。
大雨	大雨によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合 (浸水害) 表面雨量指数基準15以上 (土砂災害) 土壌雨量指数基準147以上 (土砂災害、浸水害) 両基準に到達すると予想される場合

種 類	発 表 基 準
洪水 (流域雨量指数)	洪水により重大な災害が起るおそれがあると予想される場合 (流域雨量指数) 鷲別川流域9.9以上、知利別川流域7.9以上、 本輪西川流域7.7以上、ポロペケレオタ川流域5.8以上 チマイベツ川流域10以上、ペトル川流域6.1以上 コイカクシ川流域5以上
大雪	大雪によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合 現地の12時間降雪の深さ 平地40cm以上、山間部50cm以上

* 1 室蘭地方気象台の観測値は20m/sを目安とする。

(イ) 気象注意報

注意報

種 類	発 表 基 準
強風 (平均風速)	強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合 陸上12m/s以上*2 海上15m/s以上
風雪 (平均風速)	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合 陸上12m/s以上 雪による視程障害を伴う*2 海上15m/s以上 雪による視程障害を伴う
波浪 (有義波高)	高い波により災害が発生するおそれがあると予想される場合 3m以上
高潮 (潮位T・P上)	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 1.0m以上
大雨	大雨により災害が発生するおそれがあると予想される場合 表面雨量指数基準10以上 土壌雨量指数基準79以上
洪水 (流域雨量指数、 複合基準)	水によって災害が発生するおそれがあると予想される場合 流域雨量指数基準 鷲別川流域7.9以上、知利別川流域6.3以上 本輪西川流域6.1以上、ポロペケレオタ川流域4.6以上 チマイベツ川流域8以上、ペトル川流域4.8以上 コイカクシ川流域4以上 複 合 基 準 コイカクシ川流域(8, 3.2)*3
大雪	大雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合 平地20cm以上。山間部30cm以上。(12時間降雪の深さ)
雷	落雷等により被害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した積乱雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。

種類	発表基準
乾燥	空気の乾燥により、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合 最小湿度35%以下 実効湿度65%以下
濃霧 (視程)	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想される場合 陸上200m以下 海上500m以下
霜 (最低気温)	早霜、晩霜により農作物への被害が起るおそれがある場合 3℃以下
なだれ	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 ① 24時間降雪の深さ30cm以 ② 積雪の深さ40cm以上で日平均気温5℃以上
低温 (通年)	低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起るおそれがあると予想される場合 日平均気温が平年より5℃以上低い日が2日以上継続
着雪	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合 気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続
着氷 (船体)	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想される場合 水温4℃以下・気温-5℃以下で風速8m/s以上
融雪 (融雪量・雨量)	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合 24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計が60mm以上

*2 室蘭地方気象台の観測値は14m/sを目安とする。

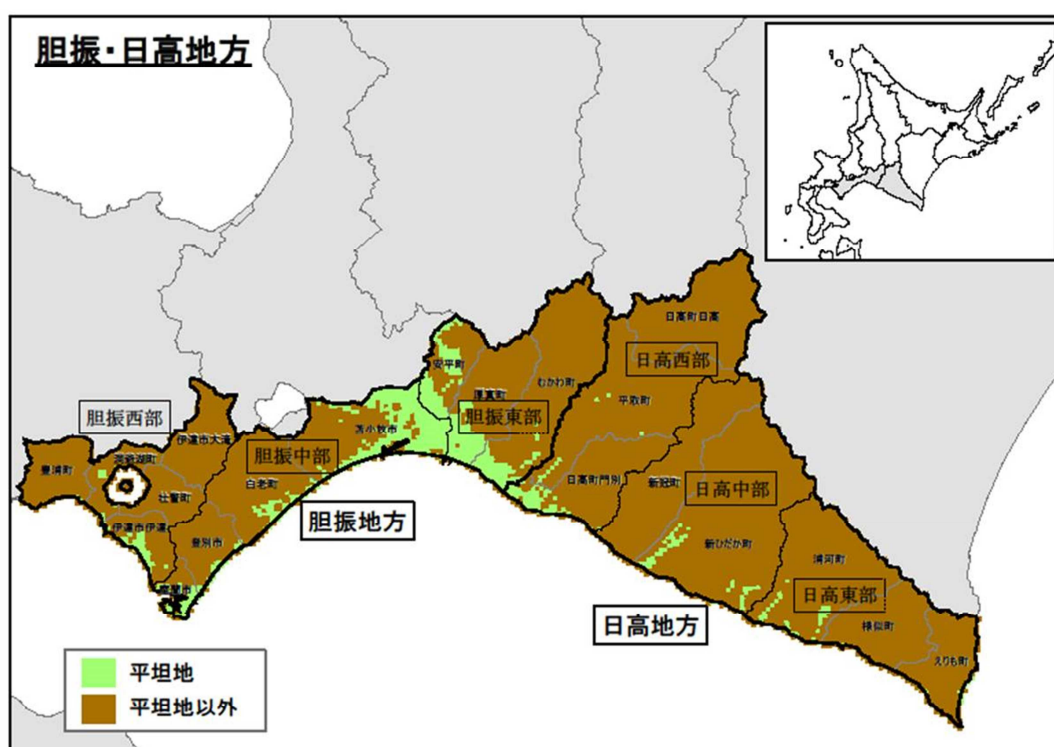
*3 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表す。

(ウ) キキクル（大雨警報・洪水警報）の危険度分布等

種類	概要
<p>土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※</p>	<p>大雨による土砂災害の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先まで雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・ 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・ 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・ 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
<p>浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）</p>	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
<p>洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川経路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・ 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・ 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・ 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当

種類	概要
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準へ到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

大雪警報・注意報の基準において規定した平坦地と平坦地以外の区分については次の図のとおり。



○ 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報である。

この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報であり、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。

なお、これを補足する情報として、気象庁の「雨雲の動き」、「今後の雨」（1時間雨量又は3時間雨量）において、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている線状降水帯の雨域を確認することができる。

※ 雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）：<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

※ 今後の雨：<https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/>

○ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象を特定して警戒を呼びかける情報で、胆振総合振興局と室蘭地方気象台から共同で発表される。

市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。（<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land/>）危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

○ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、胆振・日高地方気象情報の一種として発表する。室蘭市を含む胆振地方の基準は、1時間雨量100mm以上である。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル「危険度分布」で確認する必要がある。

土砂キキクル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

浸水キキクル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

洪水キキクル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

○ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼び掛ける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた場所を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。この情報の有効時間は、発表から概ね1時間である。

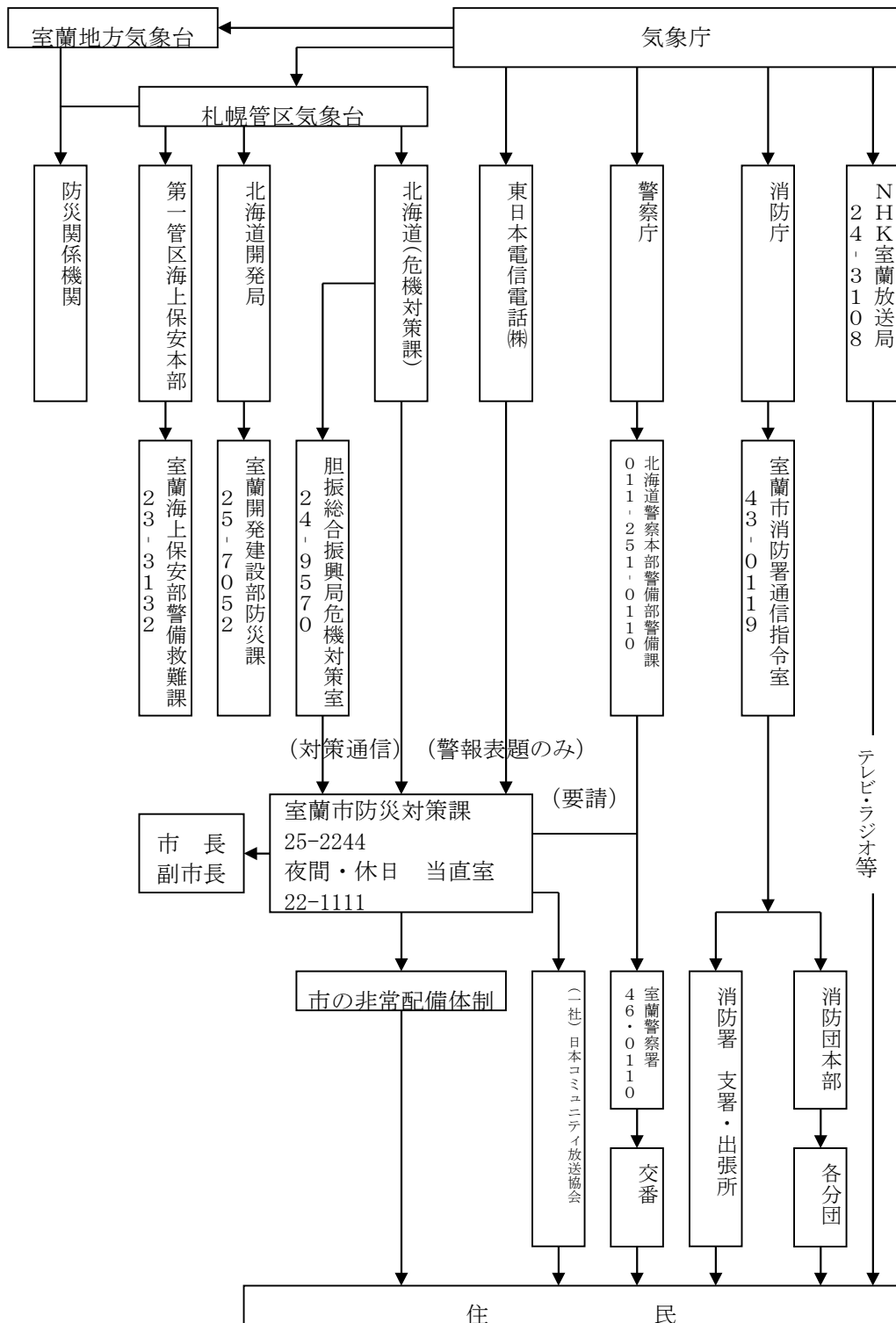
※ 雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）：<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

② 防災気象情報と警戒レベル

警戒 レベル	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）		
	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
	水位情報がある場合	水位情報がない場合	
警戒 レベル 5	氾濫発生情報	大雨特別警報（浸水害） （災害切迫）	大雨特別警報（土砂災害） （災害切迫）
警戒 レベル 4	氾濫危険情報	洪水キキクル（危険度分布（危険））	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報 土砂災害に関するメッシュ情報（危険）
警戒 レベル 3	氾濫警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> 洪水警報 洪水キキクル（危険度分布（警戒）） 	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害） 土砂キキクル（危険度分布（危険））
警戒 レベル 2	氾濫注意情報	洪水キキクル（危険度分布（注意））	土砂キキクル（危険度分布（注意））
警戒 レベル 1			早期注意情報（警報級の可能性） ※ 大雨に関して、明日までの期間に [高] 又は [中] が予想されている場合

③ 気象警報等は、次の系統図により伝達する

気象警報等伝達系統図



- ・ 緊急速報メールは「気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報」が室蘭市に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて配信される

(2) 船舶向けの警報

① 警報の種類及び発表基準

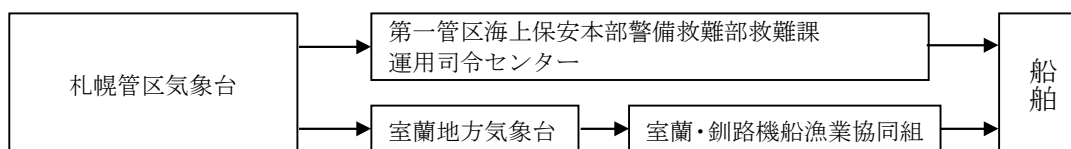
船舶の運航に必要な海上の気象、波浪その他に関する警報は、以下の5種類に分けて発表される。

海上警報種別

種別	呼 称		
	英文	和文	説 明
一般警報	WARNING	海上風警報	海上で最大風速が 28kt 以上 34kt 未満 (13.9m/s 以上、17.2m/s 未満。風力階級 7) の状態に既になっているか、または 24 時間以内にその状態になると予想される場合
		海上濃霧警報	海上で濃霧により視程が 0.3 カリ (概ね 500m) 以下の状態に既になっているか、または 24 時間以内にその状態になると予想される場合
強風警報	GALE WARNING	海上強風警報	海上で最大風速が 34kt 以上 48kt 未満 (17.2m/s 以上 24.5m/s 未満。風力階級は 8 ~ 9) の状態に既になっているか、または 24 時間以内にその状態になると予想される場合
暴風警報	STORM WARNING	海上暴風警報	気象庁風力階級表の風力階級 10 以上 48kt (17.2m/s 以上 24.5m/s 未満) の場合 (台風により風力階級 12 以上 (64kt) の場合を除く)
台風警報	TYPHOON WARNING	海上台風警報	台風により、海上で最大風速が 64kt 以上 (32.7m/s 以上。風力階級は 12) の場合
警報なし	NO WARNING	海上警報なし 海上警報解除	該当する警報がない場合又は継続中の警報を解除する場合

(注意) この表に掲げるもののほか、風及び霧以外の現象について警告を発する必要がある場合は、一般警報として現象名に「海上」を付した警報を行うことがある。

② 海上警報は、次の系統図により伝達する



(3) 水防警報

室蘭市においては、北海道知事が指定した知利別川について、胆振総合振興局室蘭建設管理部が水防警報を発表する。

① 知利別川（水位情報周知河川）の水防警報の種類、内容、発表基準及び水位

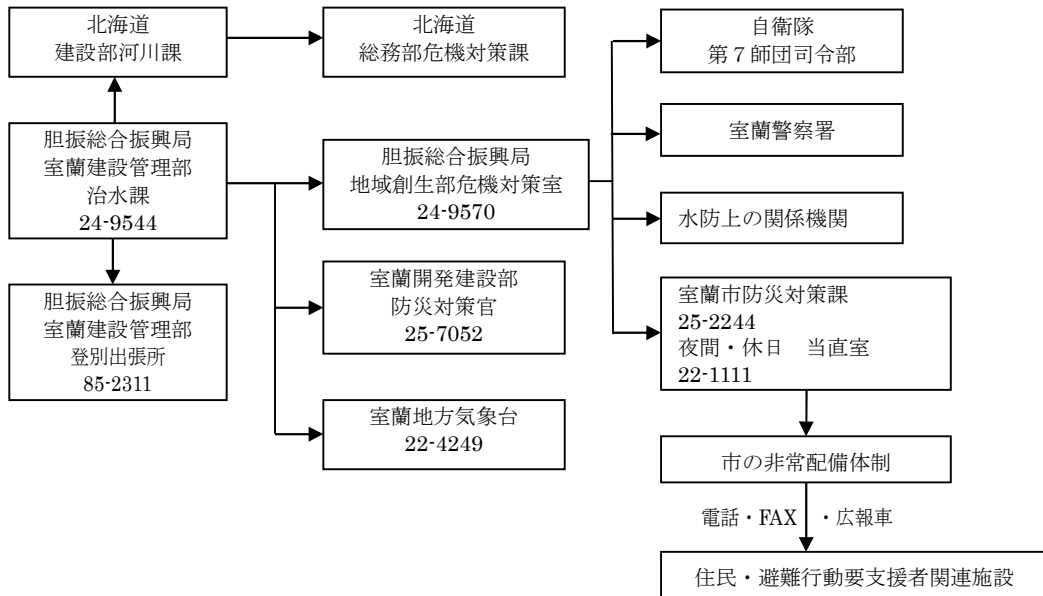
種類	内容	発表基準	水位
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。	1. 54m
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。	1. 70m
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報（氾濫注意情報）等により、または、水位、流量その他の河川状況により、警戒水位（氾濫注意水位）を越えるおそれがあるとき。	1. 81m
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報（氾濫警戒情報）等により、または、既に警戒水位（氾濫注意水位）を越え、災害のおこるおそれがあるとき。	2. 07m
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	警戒水位（氾濫注意水位）以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	1. 70m

② 水位観測場所

杜下橋（中島町1地先）

③ 水防警報の伝達

水位情報周知河川（知利別川）についての水防警報は胆振総合振興局室蘭建設管理部が発表し、伝達は次による。



(4) 火災気象通報

室蘭地方気象台が行う火災気象通報の発表又は終了の通報は、消防法第22条の規定に基づき、札幌管区気象台が北海道知事に対して通報し、北海道庁は室蘭市に通報する。

市長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発令することができる。

なお、火災気象通報は林野火災気象通報を兼ねるものとする。

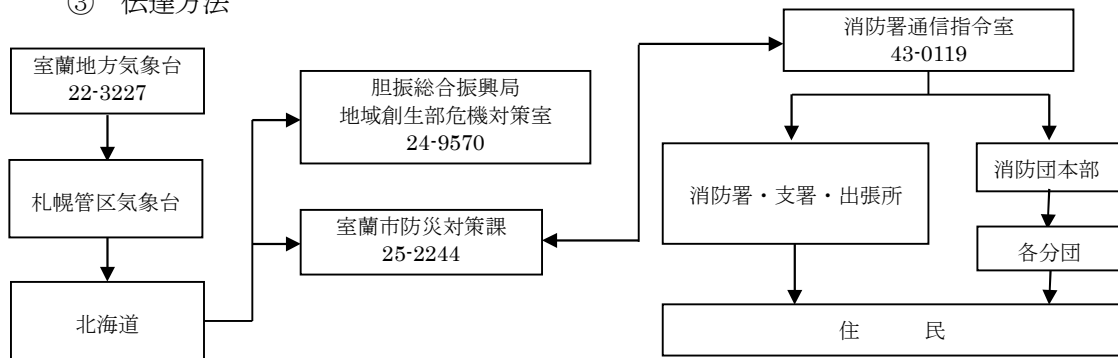
① 定時に行う通報

札幌管区気象台では、朝5時に発表する天気予報に基づき、向こう24時間先までの気象概況を毎朝5時に北海道に通報する。

② 通報基準

北海道知事と札幌管区気象台長が取り交わしている「火災期初通報に関する申し合わせ(令和元年10月24日最終改正)」のとおりとする。

③ 伝達方法



3 異常現象を発見した者の措置等

(1) 通報義務者及び通報先

災害が発生し、または特別警報、警報及び注意報等が発表されている場合等において、河川の増水、看板やトタンの飛来又は崖崩れ等の災害時の異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を次のいずれかに通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

- ① 室蘭市消防本部（119番通報又は最寄りの消防署へ通報）
- ② 室蘭警察署（110番通報又は最寄りの警察署・交番へ通報）
- ③ 室蘭海上保安部（電話23-0118）
- ④ 室蘭市総務部防災対策課（電話25-2244、夜間・休日（当直室22-1111）又は最寄りの市の施設

(2) 警察官、海上保安官の措置

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長（総務部防災対策課）に通報するとともに、その職務に応じた必要な措置を実施するものとする。

(3) 市長の措置

市の防災担当職員及び消防職員は、(1)及び(2)により通報を受けたときは、必要により次の措置をとるものとする。

- ① 室蘭地方気象台へ報告すること。
- ② 胆振総合振興局（地域創生部危機対策室）へ報告すること。
- ③ 市の担当部局に対して、必要な応急対策の実施を依頼すること。
- ④ 国、道その他の関係機関に対して、必要な応急対策の実施を要請すること。

4 災害情報の通報に関する協定

室蘭市と室蘭ハイヤー協同組合との間で、地震、台風又は豪雨等の自然災害、火災または人身交通事故などの災害情報の通報に関して、「災害情報の通報に関する協定」を締結し、タクシー乗務員の協力を得ることとしている。

【参考】

「災害が発生するおそれがある異常な現象」

災害が発生するおそれがある異常な現象とは、例えば、放置すれば決壊のおそれがある堤防の水もれ、傾斜地等の地割れ、津波の前兆である海面の急激な低下、海鳴りというような、災害の発生が予測される有力な徴候のことをいう。

第2節 災害通信計画

風水害による災害情報の収集・伝達及び被害報告等の通信方法については、本計画の定めるところによる。

1 通信・連絡手段

市本部、警戒本部及び非常配備体制の各関係機関との通信・連絡手段は、次の系統により行う。

各関係機関との通信・連絡手段

<p>(1) 市本部内等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 内線 ② 電話（電報含） ③ 携帯電話 ④ FAX ⑤ 電子メール ⑥ 庁内イントラ ⑦ 移動系無線（MCA 無線）（無線配置一覧を資料編に掲載） ⑧ 消防救急無線 ⑨ 車両 ⑩ 自転車・徒歩
<p>(2) 胆振総合振興局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 北海道総合行政情報ネットワーク ② 電話（電報含） ③ 携帯電話 ④ FAX ⑤ 電子メール ⑥ 車両 ⑦ 自転車・徒歩
<p>(3) その他の防災関係機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 電話（電報含） ② 携帯電話、IP 電話 ③ FAX ④ 電子メール ⑤ 胆振地区非常無線通信協議会に加入する機関の協力を得て、各機関の運用している無線による通信及び提供を受けた通信手段の利用 ⑥ 車両 ⑦ 自転車・徒歩

2 災害時の通信確保

(1) 災害時優先電話

一般電話回線が輻輳し発信規制がなされた場合、市の施設については、災害時優先電話を利用し関係機関と連絡をとるものとする。

(2) 電報による通信

非常及び緊急を要する電報を発信する場合は、115番（局番なし）へ非常及び緊急の電報である旨を告げて、申し込むものとする。

※ 電気通信事業法（第8条）及び東日本電信電話㈱の契約約款に定める通信内容、通信機関等及び電報内容、電報機関等の取り扱い内容、機関は資料編に掲載。

3 情報伝達体制の整備

市防災会議構成機関は、災害予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するほか、これらの情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため、通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。

また、市は災害応急対策の実施のため、災害情報、被害状況の収集・通報等の通信体制及び災害情報の住民や被災者への情報伝達体制の整備に努めるものとする。

- (1) 災害時に回線輻輳のない衛星携帯電話を配備し通信手段の確保に努める。
- (2) 停電時に備え、災害対策本部の設置される庁舎等の非常用電源の確保と情報機器の普及に対応した通信容量の増大に努める。
- (3) 携帯電話からも指定避難所及び指定緊急避難場所（以下、「避難所等」という。）その他防災に関する情報が入手できるよう携帯 web サイトを構築する。
- (4) 有線回線の不通に備え、アマチュア無線を活用した被災情報収集のため、アマチュア無線団体との応援協定の締結に努める。
- (5) コミュニティ FM を活用した災害情報や緊急情報の放送。

第3節 災害情報等の収集・伝達計画

風水害等による災害情報等の収集、伝達及び被害状況等の報告については、本計画の定めるところによる。

1 被害等の情報の収集及び報告

(1) 収集すべき情報の内容と報告

災害発生後、人的、建物、公共施設、産業及び電気・ガス等の生活関連施設について、速やかに被災情報を収集するものとする。また、収集後は市（担当－総務部）へ災害処理票により報告するものとする。（災害処理票は資料編に掲載）

(2) 情報収集実施者

情報収集については、被害区分に応じて各防災関係機関が下表のとおり実施するものとする。

被害区分	情報収集実施者	情報収集内容
① 人的被害	市 消防本部 室蘭警察署及び室蘭海上保安部 室蘭市医師会	<ul style="list-style-type: none"> 避難所等における調査 救助活動及び救急活動における調査 救出・救護活動における調査 医療救護班及び医療関係における応急医療状況
② 建物及び公共施設等の被害	市及び消防本部	<ul style="list-style-type: none"> 所管する建物及び施設の被害状況、及び職務に関連する民間の建物、施設及び宅地の被害状況の調査
	北海道の各部局及び室蘭警察署	<ul style="list-style-type: none"> 所管する建物及び施設の被害状況、及び法令に基づき指定された危険区域等の被害状況の調査
	指定（地方）行政機関及び指定（地方）公共機関	<ul style="list-style-type: none"> 所管する住家（公宅・社宅）の被害状況の調査
③ 産業被害	市 北海道の各部局 指定（地方）行政機関	<ul style="list-style-type: none"> 職務に関連する産業の被害状況の調査
④ その他	各事業者	<ul style="list-style-type: none"> 被害、応急対策及び復旧見込み等の調査

(3) 被害状況判断基準

被害状況の判断基準は、道計画に定める「災害情報等報告取扱要領別表4 被害状況判断基準」によるものとする。（災害情報等報告取扱要領は資料編に掲載）

2 災害情報及び被害状況の報告

市（担当－総務部）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、道計画に定める「災害情報等報告取扱要領」（資料編）に基づき各機関へ報告するものとする。

(1) 報告先

報告先	報告基準
① 胆振総合振興局 (地域創生部危機対策室)	・ 災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき
② 北海道 (危機対策局危機対策課)	・ 上記①へ報告することができない状態が生じた時
③ 国 (総務省消防庁)	・ 上記①及び②へ報告することができない状態が生じた時 ・ 「直接即報基準」に該当する火災・災害等を覚知した場合 ・ 消防庁長官から要請があった場合の第1報後の報告

(2) 胆振総合振興局、北海道、国への連絡先及び通信手段

① 胆振総合振興局（地域創生部危機対策室）

	平日	休日・夜間
NTT回線	24-9570 22-5170(FAX)	24-9570
道総合行政情報 ネットワーク	79-6-750 - 2191 *本庁舎の内線から発信する場合	

② 北海道（危機対策局危機対策課）

	平日	休日・夜間
NTT回線	011-204-5008 011-231-4314(FAX)	011-231-3398 011-231-3402(FAX)
道総合行政情報 ネットワーク	79-6-210-22-568 *本庁舎の内線から発信する場合	79-6-210-22-586 *本庁舎の内線から発信する場合

③ 国（総務省消防庁応急対策室）

	平日	休日・夜間（消防庁宿直室）
NTT回線	03-5253-7527 03-5253-7537(FAX)	03-5253-7777 03-5253-7553(FAX)
道総合行政情報 ネットワーク	79-6-048-500-90-49013 79-6-048-500-90-49033(FAX) *本庁舎の内線から発信する場合	79-6-048-500-90-49102 79-6-048-500-90-49036(FAX) *本庁舎の内線から発信する場合

第3章 災害予防計画

第1節 風水害に強いまちづくり計画

風水害における道路・急傾斜地・港湾等の災害の未然防止と迅速な対応を図るため各防災関係機関が相互に協力し、風水害に強いまちづくりを促進する。

第2節 水防計画

高潮、洪水等による災害発生を未然に防止し、又は災害による被害を軽減するための予防対策上、必要な措置等については、本計画の定めるところによる。

1 総則

(1) 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定に基づき、北海道知事から指定された指定水防管理団体たる室蘭市が、同法第33条第1項の規定に基づき、室蘭市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、室蘭市の地域にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水、津波又は高潮の水災を警戒、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

(2) 市の現況

本市の沿岸は、日の出町から絵鞆町にかけて太平洋に面した海岸と室蘭港からなり津波、高潮の危険性が想定されている。また、河川では、水防法第14条により浸水想定区域が指定されている知利別川、鷺別川、チマイベツ川・ペトル川の2級河川をはじめ、準用河川、普通河川の計36河川を有している。

2 水防組織

(1) 市の水防組織

水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなると認められるときまで、市は災害対策本部または警戒本部を設置する。設置の基準等については、第1編第3章第2節災害対策本部（P15）による。

3 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予測される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。市内においては、重要水防区域として、知利別川（左岸0.09km、右岸0.09km）及び鷺別川（右岸2.54km）が位置づけられ

ている。

また、2級河川の知利別川、鷺別川、チマイベツ川・ペトル川及び準用河川の本輪西川、コイカクシ川で洪水による浸水が想定されている。

浸水想定区域（水防法第14条指定）

水系名	河川名	地区名	浸水想定区域
知利別川水系	知利別川	天神町、知利別町1～4丁目、宮の森町4丁目、中島町1～4丁目、中島本町1～2丁目、東町1～2丁目、仲町	資料編に掲載
鷺別川水系	鷺別川	水元町、高砂町1丁目～5丁目、日の出町2丁目	同上
チマイベツ川水系	チマイベツ川 ペトル川	石川町、香川町	同上

浸水予測区域（その他 洪水による）

水系名	河川名	地区名	浸水想定区域
本輪西川水系	本輪西川	本輪西1丁目、3丁目	資料編に掲載
本輪西川水系	コイカクシ川	港北町1丁目～4丁目	資料編に掲載

※ 市内の河川現況を資料編に掲載

4 予報及び警報

水防に関する警報や、伝達方法については、本編第2章第1節気象業務に関する計画(P37)によるものとする。

5 水位等の観測、通報及び公表

(1) 水位観測所

市内における水位観測所（知利別川・水位情報周知河川）は、次のとおりである。

河川名	観測所名	観測所所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	氾濫危険水位
知利別川	杜下橋	室蘭市中島町1丁目地先河川敷	1.37m	1.70m	2.07m

(2) 潮位観測所

市内における潮位観測所は、次のとおりとなる。

種別	観測地点名	所管機関名	所在地
潮位観測所	室蘭	港湾局	室蘭市祝津町1丁目

(3) 雨量観測所

市内にある雨量観測所は、次のとおりになる。

河川名	観測所名	観測所所在地	所管	通報先
知利別川	天神町	室蘭市天神町地先河川敷	北海道	胆振総合振興局 室蘭建設管理部
ポロペケレオタ川	陣屋町	室蘭市陣屋町4丁目地先河川敷	北海道	胆振総合振興局 室蘭建設管理部
その他	室蘭(気象)	室蘭市山手町	気象庁	室蘭地方気象台
その他	海岸町	室蘭市海岸町3丁目79番2	北海道	胆振総合振興局 室蘭建設管理部

(4) 水位等の通報

知利別川（水位情報周知河川）の警報等の基準については、本編第2章第1節2気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類発表基準及び伝達方法（3）水防警報（P49）によるものとする。

6 気象予報等の情報収集

気象予報等の情報収集及び伝達方法については、本編第2章第1節気象業務に関する計画2気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報（P39）によるものとする。

また、気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイトやパソコンや携帯電話から確認することができる。

項目	提供元	主な提供システム・サイト
気象情報	・ 気象庁	気象庁 HP (https://www.jma.go.jp/jma/)
雨量・ 河川水位	・ 国土交通省	川の防災情報 (https://www.river.go.jp/)
潮位・波高	・ 国土交通省 ・ 国土交通省 防災情報提供センター ・ 気象庁	海の防災情報 (https://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/) 潮位情報リンク (https://www.jma.go.jp/jp/choi/bosai/choui_map.html) 潮位観測情報 (https://www.jma.go.jp/jp/choi/) 波浪観測情報 (https://www.jma.go.jp/jp/wave/)

7 樋管の操作

樋管の管理者（北海道）は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。また、気象警報・注意報等及び洪水警報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、業務処理要領に基づき、的確な操作を行うものとする。

(1) 樋管の操作及び連絡系統

市は、樋管の管理者たる北海道との業務委託を結び、樋管の操作及び連絡系統については委託業務処理要領によるものとする。

8 通信連絡・啓発

市は、予報（注意報含む）、特別警報、警報並びに避難指示等の情報を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（メール機能を含む）、ワンセグ等を用いた伝達手段を用いて情報を発信する。

(1) 通信連絡

① 要配慮者が利用する施設の洪水予報等の伝達

市は、浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設について、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等を電話、FAX、広報車により施設管理者に伝達するとともに避難誘導等を実施する。浸水想定区域内の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の詳細は資料編に掲載。

② 知利別川（水位情報周知河川）の水防警報の種類、内容、発表基準及び水位については、本編第2章第1節気象業務に関する計画 2 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類発表基準及び伝達方法 (3) 水防警報 (P49) によるものとする。

③ 災害発見者の通報義務等

河川の増水、氾濫、高潮等、異常な現象が発生しているのを発見した者は、延滞なくその状況を通報しなければならない。

なお、通報先及び関係機関の措置については、本編第2章第1節気象業務に関する計画 3 異常現象を発見した者の措置等 (P51) による。

(2) 普及・啓発

普及・啓発については、本編第3章第12節防災知識の普及・啓発計画 (P88) によるものとする。

(3) 訓練

室蘭市、水防関係機関、市民、各施設管理者及び自主防災組織等は、水防の責務を果たし水害による被害を軽減するため、協力・連携した水防訓練を実施し水害の発生に備える。

9 水防活動

水防活動は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生、または発生するおそれがあり、水防作業を行う必要性の確認のため、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保をしなければならない。

(1) 水防配備

市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、非常配備により水防事務及び水防活動を行うこととする。

警戒本部の設置基準については、第1編第3章第2節災害対策本部（P15）によるものとする。

(2) 巡視及び警戒

① 常時監視

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

② 非常監視及び警戒

水防管理者が非常配備を指令したときは、巡視責任者が市内の水防区域を監視及び警戒を厳重にし、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、水防管理者へ報告するものとする。監視警戒にあたり、特に留意すべき事項は次のとおりとする。

- ア 堤防の上端の亀裂又は沈下
- イ 堤防の越水状況
- ウ 海側又は川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂及び欠け崩れ
- エ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- オ 樋管の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- カ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

(3) 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所において、水防管理者は、水防法第21条の規定によ

り警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができる。なお、警戒区域を設定した場合は、速やかに胆振総合振興局及び室蘭警察署長に報告するものとする。

(4) 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。その際、水防団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

(5) 避難対策

避難所等その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保については、本編第4章第4節避難対策計画(P98)によるものとする。

(6) 水防倉庫及び水防資機材

現在、市内の水防倉庫及び備蓄資機材は、次のとおりとなり、今後も計画的に備蓄していくものとする。

水防資機材保有状況

(令和5年4月1日現在)

		室蘭市	消防団	合計
掛矢	丁		10	10
のこぎり	丁			
ツルハシ	丁	11	11	22
スコップ	丁	80	61	141
ペンチ	丁		12	12
鎌	丁		3	3
おの	丁		5	5
ハンマー	丁	1	13	14
はしご	脚		13	13
照明器具	台		36	36

(7) 水防配備の解除

① 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、室蘭建設管理部を通じ水防本部に報告するものとする。

る。警戒本部の設置基準については、第1編第3章第2節災害対策本部（P15）によるものとする。

② 水防団及び消防団の非常配備の解除

水防団及び消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防団長又は水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は、自らの判断等により安易に部所を離れてはならない。

また、解除後は、人員、資機材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。なお、使用した資機材は、整備して所定の位置に設備する。

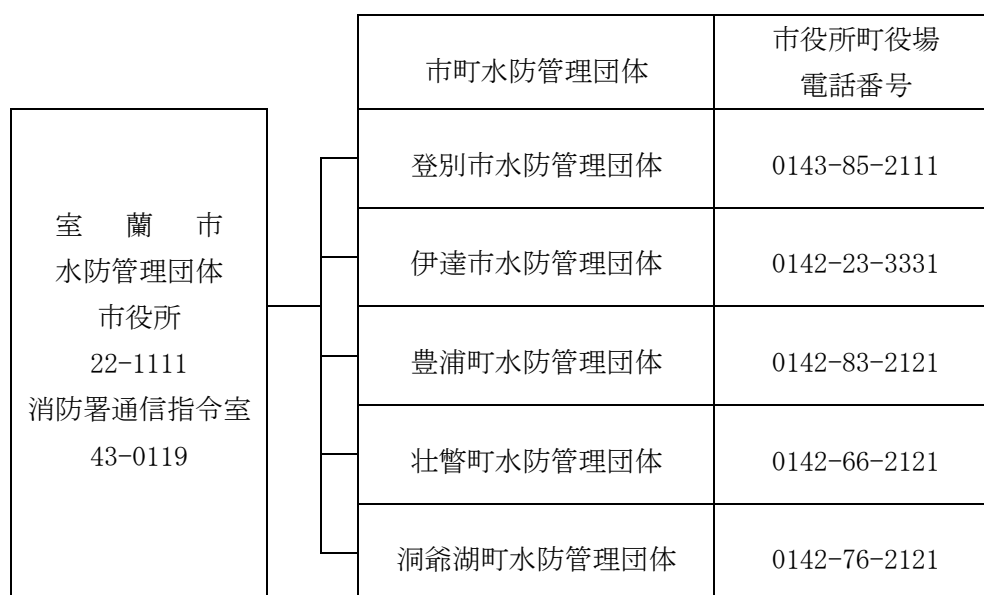
10 協力及び応援

(1) 河川管理者

水防管理者は、河川管理者に対して、河川情報の提供、重要水防箇所の合同点検、応急資機材等の貸与、水防管理者が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加要請を行うことができる。

(2) 隣接水防管理団体

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、水防法23条の規定に基づく隣接市町村水防管理団体との協力応援系統は次のとおりである。



(3) 警察

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、室蘭警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。なお、水防法に基づく、水防管理者が室蘭警察署長に対し協力応援を求める事項は、次のとおりになる。

- ① 警戒区域の設定 (水防法第21条2項)
- ② 警察官の出動 (水防法第22条)
- ③ 警察通信施設の使用 (水防法第27条2項)
- ④ 立ち退きの指示の通知 (水防法第29条)

(4) 自衛隊

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、自衛隊に協力応援を求めることができる。協力応援に関する内容については、本編第4章第25節自衛隊災害派遣要請計画(P143)によるものとする。

1.1 水防報告

水防管理者は、水防活動が収束したときは、その状況を次に示す様式により、水防活動実施後速やかに胆振総合振興局長に報告するものとする。

水防活動実施報告書

室蘭市

報告日：令和 年 月 日

報告者：

水防実施箇所	
日時	
出動人員	人
被害	
水防作業の概況 及び工法	
使用資機材	
備考	

第3節 雪害・融雪災害予防計画

雪害・融雪害に対処するための予防対策及び応急対策は道計画に定める「北海道雪災害対策実施要綱」（資料編に掲載）及び「北海道融雪災害対策実施要綱」（資料編に掲載）により防災関係機関がそれぞれ相互連携のもとに実施するものとする。

第4節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期における災害対策は道計画に定める「積雪・寒冷対策計画」（資料編に記載）に基づき防災関係機関がそれぞれ相互連携のもとに実施するものとする。

第5節 土砂災害予防計画

土砂災害を予防するための必要な措置については、本計画の定めるところによる。

1 現況

- (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂崩れ（急傾斜地崩壊）、土石流（土石流危険溪流）の土砂災害危険箇所数は次のとおりである。

（令和5年4月1日現在）

区 分	箇所数
急傾斜地崩壊危険箇所	329
土石流危険溪流箇所	71

※土砂災害危険箇所を資料編に掲載

その内、本市における、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下「警戒区域等」という。）の指定箇所数は、次のとおりである。

（令和5年4月1日現在）

区 分	土砂災害警戒区域	内)特別警戒区域
急傾斜地崩壊危険箇所	328	312
土石流危険溪流箇所	68	21

※土砂災害警戒区域指定箇所を資料編に掲載

- (2) 急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊危険区域の箇所数は次のとおりである。

（令和元年10月8日現在）

区分	箇所数
急傾斜地崩壊危険区域	74

※ 急傾斜地崩壊危険区域を資料編に掲載

- (3) 道計画第4章予防計画に基づく、災害危険区域現地調査要領による山地災害危険地区数は次のとおりである。

(平成26年4月1日現在)

区分	箇所数
山腹崩壊危険地区	158
崩壊土石流出危険地区	7

※ 山地災害危険地区を資料編に掲載

- (4) その他、市内において現地調査・パトロール等により警戒が必要な箇所は次のとおりである。

(平成26年4月1日現在)

区分	箇所数
がけ崩れ	1

※ 危険箇所を資料編に掲載

2 予防対策

市は、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流の周知を行うとともに道と協力して危険区域の指定と整備を促進していく。

- (1) 特に土砂災害等の警戒を要する区域の監視を随時実施するなど管理に万全を期するとともに、住民に対し、急傾斜地や河川の異常の報告や住民自身による防災措置などの周知・啓発を図る。
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

土砂災害防止法第7条の規定により警戒区域等の指定があったときは、当該区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集、避難体制等のほか、次の事項を定めるとともに、印刷物等で周知するものとする。

- ① 土砂災害警戒情報等の伝達方法
- ② 警戒区域等内に主として高齢者等の特に防災上の配慮を要するものが利用する施設がある場合の伝達方法

※ 警戒区域等内にある施設の名称及び所在地については、資料編に掲載。

第6節 建築物災害予防計画

水害、地震、火災等の災害から建築物を防御するため必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

1 現状

市街地には建築物が密集しており、火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、都市計画法では集団的な防火に関する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として、防火地域等が指定されている。

2 予防対策

- (1) 建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において、都市計画法で防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を建築基準法に基づく耐火構造、準耐火構造とし、不燃化対策を講ずる。
- (2) 市は、がけの崩壊で危険を及ぼすおそれがある地区において、建築物の建築制限を行い宅地の安全に努めるものとする。
- (3) 市は、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、強風による屋根等の飛散で被害を及ぼすおそれのある放置された建築物において、管理不完全な状態になることの防止及び必要な措置を講ずるものとする。

第7節 消防計画

この計画は、風水害が発生し又は発生するおそれがある場合において、消防機関がその機能を十分に発揮するため、平常時並びに非常時における消防体制、活動及び消防力の整備等について、大綱を定めるものであり、その運用等の内容については消防本部が別途定める。

1 消防体制の整備

消防体制の整備を図り、迅速な消火、救助及び救急体制を確立する。

(1) 火災防御対策

火災を警戒し、鎮圧するために各種消防事象に対する調査研究を行い、火災防御活動が最高度に発揮できるよう、非常招集計画及び警防計画等を立て、その運用に万全を期するものとする。

(2) 火災予防対策

予防査察を計画的に実施し火災の未然防止を推進するとともに、各種予防行事を展開し、市民の防火思想の高揚と普及啓発に努める。

(3) 高度救急・救命体制の整備

高度な救急救命処置が行える救急救命士の育成、高規格救急車の整備及び地域医療機関との連携を図る。

2 消防力の整備

市は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に整備計画を作成し、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう管理する。

3 教育訓練

市は、消防職員及び消防団員に対して、資質の向上、体力の練成及び第一線防災活動の充実強化を図るため、教育訓練を計画的に実施する。

4 広域消防応援体制

市は、火災及び不測の大規模災害の鎮圧に万全を期し、併せて住民の安全を図るため、北海道内の市町村、消防事務組合及び地方行政機関その他の企業・団体と消防応援協定を結び、相互の応援体制を確立する。

第8節 救援物資等の備蓄、調達計画及び防災資機材等の整備計画

市は、災害時において、食料、飲料水、寝具及び衣料品等の生活必需品など市民の生活を守る救援物資等を迅速に確保し、応急対策活動を円滑に実施するため、市として最小限の備蓄及び民間等からの調達体制やビニルシート、土のう等防災資機材の整備とともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。

その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

1 備蓄計画

室蘭市における備蓄計画については、「室蘭市備蓄整備方針」によるものとする。

（「室蘭市備蓄整備方針」は資料編に掲載）

(1) 基本的な考え方について

① 各家庭・事業者による備蓄が原則

「自助」が防災の基本であり、発災直後は流通機能が麻痺し、必要な物資を受給することができない可能性が高いことから、平常時から各家庭や事業者は、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水及び生活必需品等を備蓄（以下、「市民備蓄」という。）する必要がある。

② 公的備蓄の充実

当市における備蓄の基本は「市民備蓄」であるが、大規模災害時には、家屋の倒壊や焼失等により、多数の避難者及び在宅避難者の中にも炊事が不可能となる者の発生が想定されることから、従来の備蓄に加え、緊急かつ必要不可欠な食料及び生活必需品の他、避難生活に必要な資機材を備蓄（以下、「公的備蓄」という。）するものとする。

なお、災害時に備えて民間事業者等とあらかじめ協定等を結び、災害時に必要な量を調達する物資（以下、「流通備蓄」という。）についても、公的備蓄と同様に扱うものとする。

③ 備蓄数量の算定根拠

備蓄数量の算定根拠となる避難者数は、国土交通省（旧国土庁）が1997年に開発した「地震被害想定支援マニュアル」により想定する3,981人とする。

④ 備蓄物資の整備について

備蓄物資の整備については、生命維持のために必要な物資から優先順位を定めて整備していくものとし、整備に当たっては、北海道及び西いぶり定住自立圏構成市町等と連携し、共同備蓄や広域応援による調達を検討する等、効率的な備蓄に努めるものとする。

(2) 備蓄物資数量の考え方

市は、想定避難者数3,981人に対する3日分の食料及び生活必需品を計画的に備蓄するほか、市民備蓄や流通備蓄によって備蓄体制を整備していくものとする。

(3) 備蓄品目

食料や生活必需品等について計画的に備蓄していくものとする。

① 食料等

- ・ 米類、乾パン、麺類、缶詰・乾燥スープ・ゼリー飲料、乳児用ミルク、等

② 飲料水

- ・ ペットボトル水

③ 生活必需品

- ・ 毛布、哺乳瓶、紙おむつ（小児用・大人用）、トイレットペーパー、生理用品等

④ 衛生用品

- ・ マスク、体温計、石けん（ハンドソープ）、ペーパータオル、手指消毒液

⑤ 燃料

- ・ ガソリン、灯油

⑥ その他（感染症対策含む）

- ・ トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋、コードリール、非常用ガソリン携行缶、カセットコンロ（ボンベ含む）、懐中電灯、ラジオ、ハンドマイク、ポリタンク（灯油用・飲料水用）、除菌剤（ハイター等）、使い捨て手袋、嘔吐処理用具（バケツ、ゴミ袋等）等

(4) 備蓄目標

備蓄目標については、「室蘭市備蓄整備方針」によるものとする。

(5) 備蓄整備計画

① 食料・飲料水

アルファ米を中心とする食料や飲料水については、5年間の賞味期限を有するもの、ミルクの内、粉ミルクは18カ月程度、液体ミルクは1年程度の賞味期限を有するものを毎年度計画的に購入するものとする。

② 生活必需品

毛布については、真空パック梱包で長期間保存できるものを購入するものとし、紙おむつやトイレットペーパー等については、不足が生じた場合、汎用性の高いものを購入する。

③ 避難所用の資機材

各避難所における資機材の備蓄については、公設公営の避難所10カ所を含む、全35カ所に対し、保存状況や耐用年数等を考慮して計画的に購入、更新するものとする。

また、市の防災において主要な避難所等での避難生活に必要な電源を確保するため、市保有のFCV（燃料電池自動車）等の積極的な利用に努めるものとする。

* 具体的な品目及び目標数量については、「室蘭市備蓄整備方針」参照。

(6) 防災備蓄庫

本市の備蓄物資については、津波浸水被害等を考慮したリスク分散化及び速やかに必要な物資が配分できるよう、市内を蘭西地区・蘭中地区・蘭東地区・蘭北地区の4地区に分割し、各地区において整備した分散備蓄庫（4施設）での分散備蓄方式により保管・管理していくものとする。

また、救援物資分配の効率化を図るため、支援物資の受入拠点として、蘭東地区に流通備蓄拠点を位置付け、各指定避難所等へ物資の配分を行うものとする。

① 備蓄方法

分散備蓄庫の各備蓄物資については、原則として同一品目を備蓄するものとし、数量については、地域の指定避難所収容者数及び人口等を勘案して配分するものとする。

② 備蓄物資の輸送

物資の輸送は様々な交通手段を活用し、より迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

例：公用車による輸送、協定に基づく運送事業者への依頼、自衛隊への応援要請等

③ 備蓄物資供給拠点・流通備蓄拠点

公設公営の避難所10カ所を含む、全35カ所の指定避難所等に対する備蓄物資供給拠点として4カ所の防災備蓄庫を、流通備蓄拠点として1カ所の流通備蓄庫を位置付ける。

■備蓄物資供給拠点

地区	施設名	所在地	
蘭西地区	蘭西地区防災備蓄庫	みなと小学校敷地内	港南町 2-10-1
蘭中地区	蘭中地区防災備蓄庫	旧蘭中児童センター	御前水町 1-2-10
蘭東地区	蘭東地区防災備蓄庫	市立室蘭看護専門学院体育館棟内	高砂町 3-11-1
蘭北地区	蘭北地区防災備蓄庫	旧蘭北児童センター	白鳥台 2-9-3

■流通備蓄拠点

地区	施設名	所在地	
全地区	流通備蓄庫	市立室蘭看護専門学院体育館	高砂町 3-11-1

(7) 家庭内備蓄について

発災直後における混乱等を最小限に抑えるため、市は、市民に対して「最低3日間、推奨1週間」分の飲料水や食料品、生活必需品等の備蓄について啓発を行っているが、平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震に伴う大規模停電時の状況を見ても、家庭内備蓄は十分とは言えない。

特に、高齢者や乳幼児、障がい者等の要配慮者が必要とする紙おむつや医薬品、粉ミルク等の物資については、介護者及び家族がその確保に努める必要がある。

市は、防災訓練等を通じて啓発に努め、各家庭における備蓄を促進していくものとする。

<家庭での備蓄が求められるもの>

■ 食料等

- ・ 「最低3日間、推奨1週間」分、※ローリングストックによる1週間分の備蓄
- ・ 日常生活にも使え、乾物類のように長期間の保存に耐えられるもの
- ・ 持ち運びが便利で、調理に簡便で、必要最小限の栄養等を確保できるもの

※ローリングストック：普段から少し多めに食材、加工品を買っておき、使ったら使った分だけ新しく買い足していくことで、常に一定量の食料を家に備蓄しておく方法

■ 水

- ・ 1人当たり1日3リットル以上

■ 生活必需品、資機材

- ・ 携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、常備薬、タオル、救急セット、使い捨てカイロ等

(8) 事業者による備蓄について

事業者は、災害時に迅速で的確な対応ができるよう資機材や備蓄の整備を進める必要がある。

<事業者で用意することが望ましいもの>

■ 食料、飲料水

- ・ 「最低3日間、推奨1週間」分

■ 資機材等

医薬品、携帯トイレ、テント、ラジオ、乾電池、燃料、ポータブルストーブ、自転車等

※ 保管場所は、取り出しやすさや耐震性、分散化を考慮する。

※ 食料・飲料水、乾電池、燃料等は定期的な更新が必要となる。

(9) 流通備蓄について

市は、企業・自治体等とあらかじめ協定を締結しており、災害時には、品目ごとに現物備蓄及び流通備蓄を組み合わせ、迅速な供給体制の確保に努めるものとする。

① 現物備蓄とする物資

- ・ 生命維持や生活に最低限必要なもので、発災当初の混乱時に必要とされる物資
例：長期保存食、長期保存可能な衛生用品（生理用品、紙おむつ等）

② 流通備蓄とする物資

- ・ 使用期限が短い等の理由により現物備蓄に向かないもの、大量に必要となるものなど、自治体で全量を現物備蓄することが困難な物資

例：・賞味期限の短い食料

- ・ 事業者で常時、ある程度の在庫が見込まれるもの（飲料水等）

流通備蓄に関する協定について、市は、食料・生活必需品等の物資の調達に関して市内の企業と締結しているが、流通備蓄確保のため今後も協定先の拡充を進めていくものとする。

2 大型店との協定による調達計画

市は、市内の大型店との間に、「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」を締結している。これにより災害時における物資の迅速な確保を図ることとする。

(1) 締結相手方

(株)長崎屋（市内1店舗）

(株)ラルズ（市内4店舗） イオン北海道株式会社イオン室蘭店（市内1店舗）

(2) 調達対象物資

種類	品目
主食	米、粉乳、パン、うどん、そば、インスタント食品、弁当、粉ミルク
副食	漬物、梅干、のり、つくだに、豆腐、缶詰、肉、野菜、お茶
調味料	味噌、醤油、塩、砂糖、化学調味料
寝具類	タオルケット、毛布、布団、枕
衣料品等	洋服、作業衣、子供服、靴下、肌着、防寒服、サンダル
日用品等	雨具、紙おむつ、おむつカバー、生理用品、石鹸、洗剤、歯ブラシ、歯磨き粉、ちり紙、トイレットペーパー、タオル、鍋、やかん、包丁、バケツ、皿、茶碗、箸、哺乳ビン、マッチ、懐中電灯、乾電池、掃除用具、使い捨て食器、アルミホイル、ラップ
学用品等	ノート、鉛筆、消しゴム、筆入れ、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規、運動靴、体育着、長靴、カバン
燃料等	卓上ガスコンロ、カートリッジボンベ

3 他都市との相互応援協定による調達

登別市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町との間の「6市町防災協定」、静岡県静岡市、新潟県上越市との間の「姉妹都市災害時相互応援に関する協定」「災害時における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」、岩手県宮古市との間の「室蘭市と宮古市との災害時等における相互協力応援に関する協定書」において、食料及び救助物資の提供、斡旋を定めている。

4 防災資機材の整備

市は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図る。

5 給水資機材の整備

市（水道部）は、応急給水のためのタンク車、ポリ容器及びポリ袋等の整備（備蓄）に努めるものとし、復旧用資機材についても備蓄及び早期調達等の対策を講じておくものとする。

6 北海道に対する要請

上記に定める備蓄、調達計画によってもなお不足する場合、又は被害の状況により市内での調達が出来ない場合は、知事（胆振総合振興局長）に対して斡旋又は調達の要請を行なうものとする。

第9節 避難体制整備計画

風水害等から住民の生命・身体を保護するための、避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。

1 避難誘導體制の構築

- (1) 市は、風水害等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。
- (2) 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の輸送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な手順等を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- (3) 市は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- (4) 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所、認定こども園等の施設間と市との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- (5) 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

2 指定緊急避難場所の確保等

- (1) 市は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。
その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮する。
- (2) 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。
- (3) 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。
- (4) 市は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認める

ときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。

(5) 市長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

(6) 指定緊急避難場所の指定内訳

指定緊急避難場所の指定内訳は次のとおりである。

なお、施設名及び指定緊急避難場所一覧表は資料編に掲載。

指定緊急避難場所の指定内訳

(令和5年4月1日現在)

施設区分	屋外避難場所	一次避難所	津波避難ビル	合計
福祉施設		1		1
社会教育施設				
学校施設	18	9	3	30
地区会館		53		53
その他の公共施設	1	19	13	33
民間施設	3	45	4	52
公園等	108			108
合計	130	127	20	277

(注) 1. 学校は、小・中学校、高校、短期大学、大学をいう。

3 指定避難所の確保等

(1) 市は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で指定避難所として指定する。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

(2) 市は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。

- ① 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- ② 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- ③ 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

(3) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

- (4) 市は、指定避難所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。
- ① 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくものとする。
 - ② 老人福祉施設、障害者支援施設等の施設や指定一般避難所の一部スペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療器具の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。
 - ③ 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
 - ④ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信施設の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
 - ⑤ 指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担を定めるよう努めるものとする。
- (5) 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。
- (6) 市は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。
- (7) 市長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとする。
- (8) 指定避難所の指定内訳は次のとおりである。
 なお、施設名及び指定避難所一覧表は資料編に掲載。

指定避難所の指定内訳

(令和5年4月1日現在)

施設区分	蘭西地区	蘭中地区	蘭東地区	蘭北地区	合計
福祉施設		1			1
社会教育施設	1				1
学校施設	2		10	5	17
その他の公共施設				1	1
民間施設					
合計	3	1	10	6	20

(注) 1. 学校は、小・中学校、高校、短期大学、大学をいう。

4 市民に対する周知

市は、市民に対する周知の徹底を図るため、次の措置を講じているが今後とも町内会・自主防災組織の活動、地域防災訓練の実施等を通して周知に努める。

- (1) 全世帯及び転入者に災害危険区域予測図（ハザードマップ）の配布
- (2) 建物に指定避難所及び指定緊急避難場所（以下、「避難所等」という。）の表示プレート[○]の設置
- (3) 避難所等の誘導標識の設置

5 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。

なお、個人データの取扱いには十分留意するものとする。

第10節 避難行動要支援者対策計画

災害時における要配慮者の安全に関する計画については、次のとおりであり、その支援体制の整備を図る。

1 安全対策

災害時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況に置かれる場合が見られることから、市及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

2 市の対策

市は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うものとする。

(1) 避難支援等関係者となる者

市は、避難支援等関係者に対し、本人の同意が得られた避難行動要支援者を掲載した名簿を提供するものとする。ただし、災害時には本人の同意が得られていない場合であっても、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿を提供する。

なお、避難支援等関係者となる者は次の者とする。

- ① 消防機関
- ② 警察機関
- ③ 民生委員
- ④ 社会福祉協議会
- ⑤ 町内会・自治会・自主防災組織
- ⑥ 事前に協定を締結した避難支援等の実施に携わる関係団体

(2) 名簿に掲載する者の範囲

名簿に掲載する者の範囲は次の要件に該当する者とする。ただし、施設入所者や長期入院患者については、支援対象者の所在が明確であり、地域の避難支援等関係者の人数が限られていることから、名簿の対象は在宅者（一時的に入所、入院しているものを含む）とする。

- ① 要介護認定3以上
- ② 身体障害者手帳2級以上
- ③ 療育手帳A
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級
- ⑤ 難病患者（障害福祉サービスを受けている者、要支援認定又は要介護認定1、2を受けている者に限る）

- ⑥ 町内会・民生委員など避難支援等関係者となるものが支援の必要を認めた者
 - ⑦ その他市長が認めたもの。
- (3) 名簿作成に必要な個人情報
- 市は、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を名簿に記載し、又は記録するものとする。
- ① 氏名
 - ② 生年月日
 - ③ 性別
 - ④ 住所または現居住地
 - ⑤ 電話番号その他の連絡先
 - ⑥ 避難支援等を必要とする事由
 - ⑦ 上記のほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
- (4) 名簿作成に必要な個人情報の入手方法
- ① 市は、名簿を作成するに当たり避難行動要支援者に該当する者を把握するために関係部局で把握している要介護者や障害者等の情報を集約するよう努めるものとする。
 - ② 難病患者に係る情報等、市で把握していない情報に関しては、北海道の関係機関より必要な情報の取得に努めるものとする。
- (5) 名簿の更新
- 避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は次のとおり避難行動要支援者の把握に努めるものとする。
- ① 新たに市に転入してきた要介護者、障がい者等や新たに要介護認定や障害認定を受けた者のうち避難行動要支援者に該当する者を名簿に掲載するとともに、新規に名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。
 - ② 転居や死亡等により避難行動要支援者の異動が住民登録の変更などにより確認された場合は、名簿から削除する。なお、「住所」については、各人の生活の本拠を指すものとし、必ずしも住民基本台帳に記載されている住所には限定されない。
 - ③ 避難行動要支援者が社会福祉施設等に長期間の入所等をしたことを把握した場合も名簿から削除する。
- (6) 個別避難計画の作成
- 市は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、避難支援関係者と連携しながら作成に取り組む。
- (7) 避難支援等への事前の個別避難計画の提供
- 市は、個別支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、情報の提供に同意を得られた要支援者について、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に提供する。

(8) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

市は名簿情報の提供の際は、次のとおり名簿情報の漏えい防止のための措置を行う。

- ① 名簿には避難行動要支援者の氏名、住所、連絡先、要介護状態区分及び障害支援区分などの避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- ② 市の一地区の町内会・自治会に対して市内全体の名簿を提供しないなど無用に共有、利用しない。
- ③ 避難支援等関係者に対し、守秘義務が課せられていることを十分説明する。
- ④ 避難支援等関係者に対し、旋錠可能な場所に名簿の保管を行うよう指導する。
- ⑤ 避難支援等関係者に対し、受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- ⑥ 名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。
- ⑦ 避難支援等関係者に対しては、必要に応じ名簿情報の取り扱い状況を報告させる。
- ⑧ 避難支援等関係者に対し、個人情報の取り扱いに関する研修を開催する。

(9) 名簿の保管

市は、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(10) 円滑な避難のための情報伝達に係る配慮

市は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう地域防災計画に基づき、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保など、災害時において適時適切に発令する。

避難支援等関係者が名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、発令及び伝達に当たっては次のような配慮を行う。

- ① 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現などにより、一人一人に的確に伝わるようにする。
- ② 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法は異なることに留意する。
- ③ それぞれの避難行動要支援者に合った、必要な情報を流す。
- ④ 広報車等による情報伝達に加え、携帯電話を活用した緊急速報メールの活用や地域FM局との連携など、多様な情報手段を確保する。

(11) 避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援については、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とし、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲内で行うこととする。

また、市は避難行動要支援者に対し、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうよう周知を図るものとする。

(12) 福祉避難所の指定

市は、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設や指定一般避難所の施設を活用し、一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられる等、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療器具の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。

3 社会福祉施設の対策

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時等において迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から市と連携の下に、施設間相互並びに他の施設、地域住民及び福祉ボランティア組織と入所者の実態に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段及び方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、市の指導の下に緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。このため、市及び消防本部は、施設の実施する防災

教育・防災訓練に対して、講師の派遣や教育・訓練資機材の貸与等、積極的に支援・指導するものとする。

4 外国人に対する対策

市は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置づけ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような対策に努めるとともに在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

- (1) 多言語による広報の充実
- (2) 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災訓練及び防災教育の実施
- (4) 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

第11節 自主防災組織育成等に関する計画

風水害の発生時においては、公的機関による防災活動のみならず、地域住民及び事業所等による自主的な初動対応が被害の防止、軽減に大きな役割を果たすことから、これらの組織化を図ることが極めて重要である。

このため市は、次に定めるところにより住民の連帯意識に基づく自主防災組織の結成の促進、及び事業所の自衛消防組織の拡大に努めるものとする。

また、その際、女性の参画の推進に努めるものとする。

1 地域住民による自主防災組織の育成

(1) 育成の主体

市は、基本法第5条の規定により、自主防災組織の育成主体として位置づけられていることから、本市においては町内会・自治会等を対象として組織化を図ることとし、指導、助言を積極的に行って、実効ある自主防災活動の推進と育成に努めるものとする。(自主防災組織結成一覧を資料編に掲載)

また、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動の実施、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るものとする。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする

(2) 自主防災組織の編成及び活動班

自主防災組織は町内会や自治会など適正な規模で編成される。一般的な活動班の編成と役割は次のとおりである。

- ① 庶務班 (防災知識の普及啓発、防災訓練など)
- ② 情報班 (情報の収集、伝達)
- ③ 消火班 (出火防止と初期消火活動)
- ④ 救出救護班 (負傷者の救出救護)
- ⑤ 避難誘導班 (住民の避難場所誘導と避難行動要支援者対策)
- ⑥ 給食給水班 (食料・飲料水の配分)

(3) 自主防災組織に対する市の支援

市は、自主防災組織を育成するため次の対策を講じるものとする。

① 資機材購入費の補助

市は、「室蘭市自主防災組織資機材購入費補助金交付要綱」に基づき、活動のための資機材購入費に対し、補助金を交付する。(要綱を資料編に掲載。)

② 活動の指導・助言

ア 組織が実施する防災訓練に対して、消防職員、防災担当職員及び車両等を派遣して指導するとともに、訓練用資機材を支給又は貸与すること。

イ 組織が実施する防災に関する研修会、学習会等に対して、消防職員又は防災担当職員を講師として派遣すること。

ウ 組織の活動に寄与する情報を提供すること。

2 自主防災組織の活動内容

(1) 平常時の活動

① 防災資機材等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災資機材の整備 ・ 備蓄品の管理
② 地域の危険箇所の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の危険箇所の把握 ・ 地域の避難路、避難場所の把握 ・ 避難行動要支援者対策（個別避難計画の作成）
③ 災害時の活動習得	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火訓練 ・ 避難訓練 ・ 給食給水訓練 ・ DIG（災害図上訓練）
④ 普及啓発活動・広報誌の発行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌の発行 ・ 火気を使用する器具の点検・整備の呼びかけ

(2) 非常時及び災害時の活動

① 情報収集・伝達活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害情報・救援情報の収集と伝達 ・ 防災機関との連絡
② 初期消火活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火器などの消火活動
③ 避難誘導活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民を避難場所へ誘導 ・ 住民の安否確認 ・ 高齢者等避難が出された場合の周知徹底、誘導 ・ 避難行動要支援者の誘導、避難協力
④ 救出救護活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者の救出救護
⑤ 給食給水活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食料、飲料水の調達と炊き出し ・ 市が実施する救援物資の配布活動の協力
⑥ 避難所の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で開設された避難所の自主的な運営

3 事業所等の自衛消防組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務づけられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

4 地区防災計画の推進

(1) 地区防災計画の目的

地区防災計画は、基本法に基づき、市内の一定の地区内の居住者及び事業者（地区居住者等）が、自発的に行う防災活動に関する計画として、市計画に規定することができ、双方の計画に基づく防災活動と連携し、共助の強化により地区の防災力を向上させることを目的とする。

(2) 地区防災計画の位置付

市防災会議は、基本法第42条第3項及び第42条の2の規定に基づき、室蘭市と地域の防災活動の連携をより一層深めることを目的に、必要があると認めるときは、地区居住者等が作成する地区防災計画を市計画に定める。

市計画に定める地区防災計画は以下のとおり。

(地区防災計画一覧)

計画名称	策定年月日
輪西連合町会地区防災計画	令和3年2月24日
蘭西七町連合会地区防災計画	令和3年2月24日

第12節 防災知識の普及・啓発計画

風水害等による災害時の被害の軽減を図るためには、災害に関する正しい知識と行動力を養うことが不可欠であり、防災関係機関のみならず、住民や事業所等がこのことを十分理解し、防災意識の普及・高揚によって社会全体としての防災能力の向上を図ることが必要である。

1 市職員に対する防災教育

市職員は、災害時には応急対策の第一線に立って対応することが求められており、特に夜間・休日においては、初期段階において参集者も限定され、防災の責任者や担当者が不在であったりするなど、限られた人員で対処せざるを得ない状況も予想される。

このような状況下においては、各職員は、所属する市本部の部・班の業務範囲以外の任務を行うことも想定されるため、平素から本計画に関する十分な知識を習得し、これらの知識に基づく適切な判断力及び行動力が要求される。

(1) 職員が習得すべき知識・技能

- ① 災害についての一般的知識に関すること
- ② 災害に関する情報に対する理解の促進に関すること
- ③ 市の災害対策の現状と課題に関すること
- ④ 市計画の内容に関すること
- ⑤ 初期消火及び応急救護の技術習得に関すること

(2) 教育の実施方法

- ① 職員研修の中に防災に関することを含めて実施
- ② 職員を対象とした、初期消火訓練及び応急救護講習会等の実施
- ③ 市が実施する総合防災訓練への参加

2 市民に対する防災知識の普及・啓発

大規模な災害の発生頻度は一般に低く、全国で起きている災害とその教訓も、時の経過とともに風化しやすい傾向にある。他方、大規模災害の発生時には、出火防止、初期消火、救出・応急救護、避難誘導など広範な応急対策が必要となるが、特に夜間・休日の場合には防災機関の初期対応も極めて困難となることが予想される。

このため、配布したハザードマップを活用し、市民に対してそれぞれの地域の災害危険箇所や避難所等及び各災害に応じた予防対策を周知し、地域の防災能力の向上に努める。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるように周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

- (1) 啓発内容
 - ① 災害に対する心得
 - ② 災害に関する一般知識
 - ③ 非常用食料、飲料水、身の回り品等の非常持出品や医療品の準備
 - ④ 建物の不燃化対策
 - ⑤ 災害情報の正確な入手方法
 - ⑥ 出火の防止及び初期消火の心得
 - ⑦ ビル街、百貨店、映画館、地下街等外出時における対処方法
 - ⑧ 自動車運転時の心得
 - ⑨ 救助・救護に関する知識
 - ⑩ 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する知識
 - ⑪ 水道、電気、ガス、電話などのライフラインに関する災害時の心得
 - ⑫ 要配慮者への配慮と救援
 - ⑬ 各防災機関が行う防災対策の内容
- (2) 普及方法
 - ① テレビ、ラジオ及び新聞の利用
 - ② インターネット、SNSの利用
 - ③ 広報紙の利用
 - ④ 映画、スライド、ビデオ等による普及
 - ⑤ パンフレットの配布
 - ⑥ 防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催及び防災訓練の実施
 - ⑦ 学校教育の場の活用
 - ⑧ 町内会・自治会、老人クラブ、女性団体等の会合や各種研究会等の機会の利用

3 児童・生徒、教職員に対する防災教育の推進

- (1) 小・中学校、高等学校の対応
 - ① 児童・生徒等に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
 - ② 防災教育は、学校の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- (2) 市及び教育委員会の対応
 - ① 市は、学校が実施する防災教育へのハザードマップ等資料の提供や児童・生徒、教職員を対象として、市が備蓄している非常用食料を試食する機会を設けるなど積極的に支援する。
 - ② 教育委員会は、児童・生徒に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会等の充実等に努める。

第13節 防災訓練計画

災害応急対策活動の迅速かつ円滑な実施を図るため、各防災関係機関が防災上の責務の遂行に必要な技術・技能の向上と、住民の防災知識の普及・啓発を図ることを目的とした防災訓練の実施については、本計画の定めるところによる。

1 総合防災訓練

市及び防災関係機関は大規模な災害を想定し、体制の確立、情報伝達及び応急対策等の総合的な訓練を地域住民などの協力を得て実施することで実践的な技能の向上を図る。

なお、訓練項目についてはその都度実施要領を作成するものとする。また、「6市町防災協定」に基づき、一部の訓練項目について6市町合同の訓練も実施する。

2 地域防災訓練

地域住民が主体となり訓練を行うことで地域、町内会・自治会等の防災能力の向上を図る。市は積極的に参加し、指導、助言を行うものとする。

訓練は町内会・自治会ごとに随時実施し、訓練の項目は概ね次のとおりとする。

なお、訓練の細目については、その都度実施要領を作成するものとする。

- ・ 119番通報訓練
- ・ 広報活動訓練
- ・ 避難誘導訓練
- ・ 応急手当訓練
- ・ 救出救護訓練
- ・ 炊出訓練
- ・ 初期消火訓練

3 その他の訓練

その他次のような訓練を、総合防災訓練・地域防災訓練に合わせ、又は単独で実施する。

- ・ 職員非常招集訓練
- ・ 気象特別警報・警報伝達訓練
- ・ 災害通信連絡訓練
- ・ 避難生活体験訓練
- ・ 避難所開設訓練

4 その他の機関・団体が実施する訓練に対する支援

市・消防機関は、防災関係機関、自主防災組織（町内会・自治会）、防災上重要な施設の管理者、教育機関、その他公共的団体等が独自に企画実施する防災訓練に対して、指導・助言・講師派遣を行う等積極的に支援する。

第4章 災害応急対策計画

第1節 応急活動計画

気象予報（注意報を含む）、特別警報、警報並びに情報等が発表され、又は風水害等の災害時の、市本部等の応急活動については、本計画の定めるところによる。

室蘭市災害対策本部等の活動内容

組織区分	活動内容
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 第1編第3章第2節災害対策本部（別表2 P20～28）による。
警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> 気象台等の発表する情報、報道機関の情報等を検討のうえ、急傾斜地等の危険箇所の周辺の住民に対する避難指示又は高齢者等避難の必要性を判断し発令を決定する。 情報の収集 住民等に対する情報の伝達 住民に対して警戒並びに必要なに応じて避難準備を呼びかける広報活動 高齢者等避難、避難指示を発令した場合は、速やかに次の措置を行う <ol style="list-style-type: none"> ① 対象地区住民に伝達する広報活動 ② 必要なに応じて避難所の開設 ③ 胆振総合振興局、室蘭警察署、室蘭海上保安部、NHK室蘭放送局、民間放送局並びにその他の報道機関に対する通報又は報道依頼
非常配備体制	<ul style="list-style-type: none"> 各部・班が管理している施設の巡回点検を行うなど、警戒体制を取る。 被害が発生した場合は、本計画に定める必要な応急措置を行うとともに市民生活に影響がある場合はその対策を実施すること。 市民から被害の通報があった場合には、調査の上必要な応急措置又は対策を実施すること。 被害の発生が予測される場合は、道路及び急傾斜地危険区域を巡回して、防水シートを張るなどの応急措置を実施し、災害が発生した場合には本計画に定める必要な応急措置を実施する。

第2節 職員動員計画

職員の勤務時間中及び夜間・休日の勤務時間外に気象予報（注意報を含む）、特別警報、警報並びに情報等が発表され、又は風水害等の災害が発生した場合の、職員の非常招集等については、本計画の定めるところによる。

1 防災気象情報及び配備体制の伝達（勤務時間中）

勤務時間中の防災気象情報及び配備体制は、次の方法により総務部総括班から伝達する。

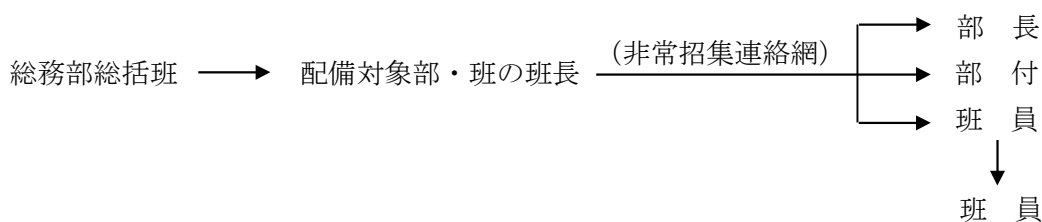
- (1) 庁内放送及び庁内情報システム（庁内イントラ）
- (2) 庁内放送拡声器が設置されていない部、班については、電話又はFAX及び庁内情報システム

2 職員非常招集方法（勤務時間外）

夜間・休日の職員非常招集については、風水害は事前に予測されることが多いことから、極力勤務時間中に配備体制を決定し、上記1により伝達を行うものとする。なお、突発的な気象情報や災害等に対しては次のとおり定める。招集については、非常配備連絡網や情報共有アプリ等を活用し伝達するものとする。（(4) 自主参集 に該当する項目を除く）

- (1) 第1種配備・第2種配備の場合

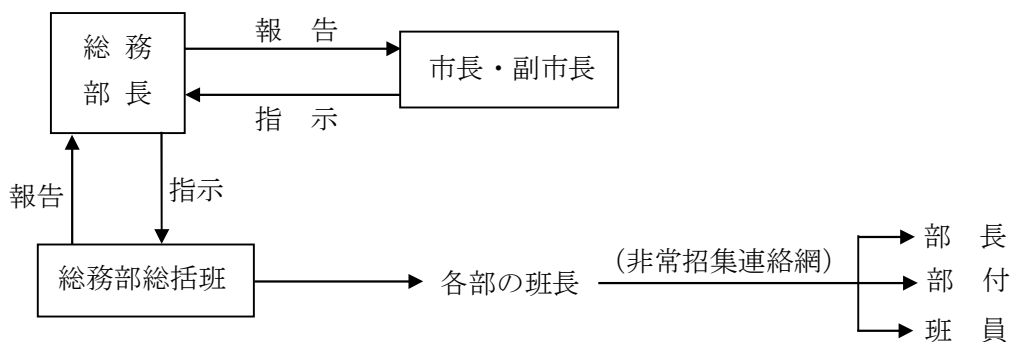
防災気象情報及び配備体制は、総務部総括班から各班長（班長不在の場合は、部長、部付又は班員（以下「班長等」という。））に伝達する。連絡を受けた各班長等は、上司に報告するとともに、あらかじめ定められた「非常配備体制及び非常招集連絡網」により関係職員に伝達するものとする。



非常招集連絡系統図（第1種配備・第2種配備）

(2) 災害対策本部、警戒本部設置の場合

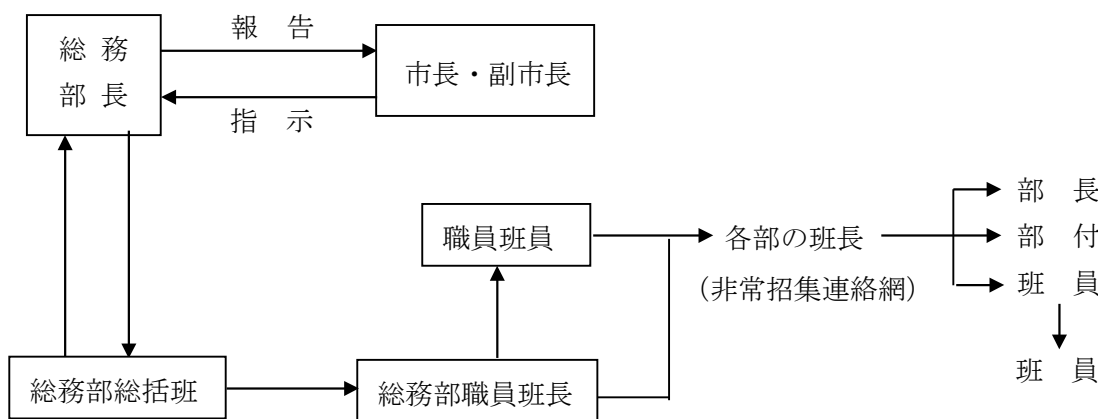
災害対策本部、警戒本部を設置、又は設置しようとするときは、総務部総括班から各班長等に伝達する。連絡を受けた各班長等は、上司に報告するとともに定められた「非常配備体制及び非常招集連絡網」により関係職員に伝達するものとする。



非常招集連絡系統図（災害対策本部、警戒本部）

(3) 第3種非常配備の場合

第3種非常配備については、総務部職員班から各班長等に伝達するものとする。連絡を受けた各班長等は、上司に報告するとともに、定められた「非常配備体制及び非常招集連絡網」により関係職員に伝達するものとする。



非常招集連絡系統図（第3種配備）

(4) 自主参集

職員は、防災関連情報を入手するため、北海道防災情報システムのメールサービスへ積極的に登録するほか、テレビ・ラジオ等で次のことを知ったときは、非常招集の連絡を待たずに参集するものとする。

- ① 大雨、洪水警報の発表を知ったとき。（第2種配備の職員）
- ② 暴風、暴風雪警報が発表され、局地的被害の発生を知ったとき。（第2種配備の職員）
- ③ ニュース等で、風水害等のため室蘭市内で被害が発生していることを知ったとき。（第2種配備の職員）

- ④ 市本部又は警戒本部が設置されたことを知ったとき。(第2種配備の職員)
 - ⑤ ニュース等で市内全域に災害が発生し、被害が甚大なことを知ったとき。(全職員)
- (5) 参集場所
- (1)～(3)の伝達、報告等を受けた職員は、直ちに勤務場所に集合するものとする。なお、消防本部職員はあらかじめ定められた場所に集合するものとする。

3 参集職員が留意すべき事項

- (1) 参集手段
- 徒歩や公共交通機関、自家用車等を利用して、迅速に参集する。なお、参集場所までの通行の際には安全に十分注意するものとする。
- (2) 服装・携行品
- 応急活動に便利で安全な服装とし、職員証、雨具、長靴、防寒服、帽子、手袋、タオル、筆記用具、懐中電灯、携帯電話、その他必要な用具を可能な限り携行すること
- ※ 職員証は、交通規制がされている場合等において、応急対策に従事する者としての証明に必要な場合がある。
- (3) 参集途上の緊急措置等
- ① 可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後ただちに参集場所の責任者(班長、指揮者等)に報告すること。
 - ② 負傷、生理め等の人身災害に遭遇したときは、最寄りの消防署又は警察機関へ通報するとともに、救助にあたる等適切な措置をとること。

第3節 広報計画

市は、大雨、暴風等により被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災関係機関と連絡を密にし迅速かつ確実に気象情報、災害情報等を広報し、警戒態勢の呼びかけ等を行って被害の拡大防止に努めるとともに、広聴活動を展開し、被災住民の動向と要望事項の把握に努め、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、ボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。また、被災者の安否について住民から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

1 広報事項

- (1) 気象予報（注意報を含む）、特別警報、警報並びに情報等の内容
- (2) 警戒レベルや高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保等の避難情報及び避難所等の避難情報並びに避難の際の注意事項
- (3) 市の実施している応急対策の内容
- (4) その他被害の防止のため必要な事項

2 広報活動の方法

市は、あらゆる広報媒体を活用し、必要に応じて他の団体等の応援を求めて広報活動を実施する。

特に、避難行動要支援者に対する情報伝達には配慮するものとする。

- (1) 広報車の利用
ハザードマップにより予測されている土砂災害、洪水等の災害危険予測箇所を重点に、必要な地域へ消防車や広報車等を出動させ防災関連情報等の広報を実施する。
- (2) 町内会や自主防災組織等の連絡網の利用
町内会、自治会、自主防災組織及び民生委員等の連絡網を活用して気象警報等の防災関連情報等の広報を実施する。
- (3) 放送による広報
市民に対する周知のため、テレビ・ラジオによる放送を要請する。
- (4) 報道機関への発表
報道機関に対しては、災害の状況が把握され次第発表するとともに、引き続き災害に関する各種情報を定期的又は必要に応じて発表する。
- (5) 印刷物等の配付
必要に応じて広報誌の臨時号を発行するほか、印刷物等を作成して被災現地において配付、又は避難所等、駅、郵便局、バス停等に掲示する。

(6) IT機器による広報

インターネットを活用した広報の実施や、スマートフォン・携帯電話等で緊急速報メールを用いた防災関連情報の広報を実施する。

(7) 港湾保安システムによる広報

港湾の保安のために設置しているスピーカーを活用して、港湾関係者等に対し防災関連情報の広報を実施する。

(8) 北海道防災情報システム等による広報

北海道防災情報システムのメールサービスや災害情報共有システム(Lアラート)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。

3 災害関連情報の収集

市本部運営規程で規定されている各班は、住民等からの大雨による土砂災害や洪水等の前兆となる異常現象や被災情報等を積極的に収集する。

収集した情報は、総務部総括班で集約するとともに、市本部や警戒本部、非常配備部署に報告する。

4 一般住民、被災者からの広聴活動

市は、被災者の不安を解消するため要望を把握し、災害の状況が鎮静化し始めた段階において、速やかに広聴体制の確立を図り防災関係機関、行政機関及び公共機関や弁護士、司法書士、土地家屋調査士及び建築士等の専門家の協力を得て、広聴活動を実施するものとする。

(1) 相談窓口の設置

市は、災害の状況により必要と認めるときは、被災者のための関係機関及び専門家による合同相談窓口を公共施設又は庁舎内に開設し、次の事項について相談に応ずるものとする。

- ① 生活問題に関すること
- ② 被災者に対する税の減免等に関すること
- ③ 災害復旧に係る制度融資に関すること
- ④ 被災建築物の改築、修繕及び宅地の安全・保全に関すること
- ⑤ 土地・建物の登記、借地・借家問題等に関すること
- ⑥ 被災証明に関すること
- ⑦ 法律問題に関すること
- ⑧ その他行政機関等に対する要望に関すること

(2) 要望等の処理

相談窓口において聴取した要望等については、関係部または関係機関に連絡し、必要に応じて調整を行い適切な処理に努めるものとする。

5 安否情報の提供

(1) 安否情報の照会手続

- ① 安否情報の照会は、市に対し、照会者の氏名・住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。
- ② 市は、安否情報の照会を受けた際は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証等の本人確認資料の提示を求めること等により、照会者が本人であることを確認するものとする。
- ③ 市は、安否情報の照会を受けた際、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき等一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の同居の親族 (婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の居所 ・ 被災者の負傷又は疾病の状況 ・ 被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の親族(アに掲げる者を除く。) ・ 被災者の職場の関係者その他の関係者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災について保有している安否情報の有無

(2) 安否情報を回答するに当たっての市の対応

市は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

- ① 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。
- ② 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。
- ③ 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関及び警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。
- ④ 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

(3) 災害時の氏名等の公表

- ① 知事は、住人の安全・安心の確保に視するため、氏名等の公表が救出・救助活動に資する場合に、道が定める「災害時の氏名等の公表方針」に従い、災害時の氏名等の公表について対応するものとする。
- ② 市長は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

第4節 避難対策計画

大雨・暴風等により河川の氾濫や火災の拡大の恐れがあるとき、又は、浸水・崖崩れ等の切迫した危険から住民の安全を守るための避難対策については、本計画の定めるところによる。

1 避難指示の発令者

(1) 市長又は市長の命を受けた市の職員

- ① 市長は、住民（居住者、滞在者、その他現場にいる者をいう。以下本節において同じ。）に危険が切迫し、緊急に避難させる必要が生じたときは、基本法第60条の規定に基づき、必要と認める地域の住民に対して次の指示を行う。
 - ア 避難のための立退きの指示
 - イ 必要に応じて行う立退き先としての避難場所の指示
 - ウ 屋内での待避等の安全確保措置の指示
- ② 市長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。
- ③ 市長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに胆振総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示等を解除した場合も同様とする。）

(2) 水防管理者

- ① 水防管理者（水防管理者水防管理団体である市長）は、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。
- ② 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を胆振総合振興局長に速やかに報告するとともに、室蘭警察署長にその旨を通知する。

(3) 警察官又は海上保安官

警察官又は海上保安官は、(1) ②により市長から要求があったとき、又は市長が指示するいとまがないと認められるときは、必要と認める地域の住民に対し、避難のための立退き又は安全な場所への待機や屋内安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。その場合直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(4) 知事又は知事の命を受けた道の職員

災害により、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が、市長に代って避難のための立退きを勧告し若しくは指示し、及び立退き先を指示するものとする。

知事（胆振総合振興局）又は知事の命を受けた道の職員は、洪水もしくは高潮の氾濫、もしくは地滑りにより著しい危険が切迫し、又はその可能性が大きいと判断されるときは、直接住民に対して避難のための立ち退きを指示することができる。

(5) 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にはいないときに限り、次の措置を取ることができる。この場合、当該措置をとったときは直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

- ① 住民等の避難等の措置等
- ② 他人の土地等への立ち入り
- ③ 警戒区域の設定等
- ④ 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等
- ⑤ 住民等への応急措置業務従事命令

2 避難指示等の基準

避難指示及び緊急安全確保の発令基準は、原則として次の場合とする。

- (1) 土砂災害警戒情報が発表されたとき。
- (2) 土砂崩れ等の兆候があり、土砂災害の発生の恐れがあると認められるとき。
- (3) 高潮、洪水により浸水が発生し、若しくは発生する徴候があると認められるとき。
- (4) 火災が発生し、延焼拡大のおそれがあると判断したとき。
- (5) その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の生命又は身体を保護するため必要と判断したとき。

なお、土砂災害に関する避難指示の発令基準は、原則として、土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合とする。

- (6) 土砂災害が発生したとき、緊急安全確保を発表する。

3 事前避難

市長は、大型台風の接近、気象警報の発表及び大雨による浸水・崖崩れ等が発生して被害が拡大するおそれがあるときは、高齢者等避難を発令し、要配慮者等避難行動に時間を要する者の事前避難を実施する。なお、避難行動要支援者に対しては、消防本部、警察署等の関係機関及び自主防災組織、町内会、民生委員等の協力を得るものとする。

なお、大雨による土砂災害のおそれがあるときの高齢者等避難の発表基準は、資料編の「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」によるものとする。

4 避難指示又は高齢者等避難の伝達方法等

市長は、避難指示又は高齢者等避難を発令したときは、次の方法により伝達し、住民に対する周知徹底を図るものとする。

(1) 伝達方法

本編第4章第3節2 広報活動の方法 (P95) の規定による

(2) 伝達内容

- ① 避難を要する理由
- ② 避難の対象区域
- ③ 避難所の指定
- ④ 避難経路
- ⑤ その他避難に際しての注意事項

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保
警戒レベル4	危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保する。）。	避難指示
警戒レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保） ・ 高齢者以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。 	高齢者等避難
警戒レベル2	災害に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水・高潮注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報 (警報級の可能性)

(3) 知事への報告

市長は、避難指示又は高齢者等避難を発令したとき、及び警察官、海上保安官から避難を指示した旨の通知を受けたときは、速やかに次の事項を知事（胆振総合振興局長）に報告する。

- ① 発令者
- ② 発令の理由及び指示又は高齢者等避難の別
- ③ 対象区域
- ④ 避難対象者（世帯数及び人数）
- ⑤ 避難先

(4) 解除の公示

市長は、避難の必要がなくなったときは、避難している住民に伝達するとともに、直ちにその旨を公示し、知事（胆振総合振興局長）に報告する。

5 避難の方法

住民の避難に際しては、災害の規模、道路・橋梁の被災状況、火災発生の有無及び延焼拡大の方向等を勘案し、市本部及び警察署、道路管理者等の防災関係機関が緊密な連携のもとに行うものとする。

- (1) 避難道路の主要拠点については、必要に応じて市職員、消防職員、消防団員、警察官及び協力団体等の誘導員を配置し、迅速、安全な避難者の誘導にあたるものとする。また、その際は避難誘導にあたる者の安全の確保に努めるものとする。
- (2) 市本部及び警察署、道路管理者等の防災関係機関は、住民の安全な避難を行うために必要な情報の提供、道路障害物の除去等の対策を実施するほか、避難所を開設する場合には職員の派遣を行う等、避難者の安全収容体制を図るものとする。
- (3) 自主防災組織、町内会等は、地域住民の集団避難、及び地域内の避難行動要支援者に対する支援を行うなど、人的被害の軽減に協力するものとする。
- (4) 避難行動要支援者の避難行動支援

① 避難行動要支援者の避難支援

市長は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

② 避難行動要支援者の安否確認

市は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

③ 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

市は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた市計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、市計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

ア 指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動

イ 病院への移送

ウ 施設等への緊急入所

④ 応急仮設住宅への優先的入居

市は、応急仮設住宅への入居にあたり要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

⑤ 在宅者への支援

市は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

⑥ 応援の要請

市は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

6 避難所の指定

避難者は、建物に収容するものとし、災害の規模、要避難者数、対策の効率化等を勘案して、要避難地区の最寄りの指定緊急避難場所又は指定避難所の中から指定する。

7 避難所の開設及び運営管理等

(1) 開設

避難所の開設は、市本部又は市警戒本部の指示により、原則として市担当職員又は施設管理者が行う。

- ① 災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがあるときは、市計画の定めるところにより、速やかに避難所を開設するとともに、住民等に周知徹底を図るものとする。また、必要があればあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。
- ② 要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。また、必要に応じて、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等へ避難を促す。
- ③ 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
- ④ 市は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- ⑤ 市は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難場所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置がある（ただし、除外される消防用設備等に代わる安全確保のための措置を講じる必要がある）ことに留意する。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部署と保健福祉担当部署が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用を含めて検討するように努めるものとする。
- ⑦ 避難所において、収容人数を超過することがないように、平時からホームページやSNS等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。
- ⑧ 市長は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に胆振総合振興局長を通じて知事へ報告する。

(2) 運営管理等

市は、自主防災組織等と協力し、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。

- ① 指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、

住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

- ② 避難所ごとに収容されている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみを受取に来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努め、国等へ報告を行うものとする。
- ③ 避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。
- ④ 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましく、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
- ⑤ 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。
- ⑥ 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力、DVの発生を防止するため、女性と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室、入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力、DVについての注意喚起のためのポスターを掲示するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- ⑦ 室蘭警察署は、避難期間等にかんがみて必要に応じ、避難所等を巡回し、相談や要望等の把握に努めるものとする。
- ⑧ 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- ⑨ 災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅や公営住宅の迅速な提供により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- ⑩ やむを得ず避難場所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報

提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

- ⑪ 車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。

また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。

- ⑫ 避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達その他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。

- ⑬ 被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、北海道の指導・連携の下、防災対策担当部所と庁内関係部所及び医師会等と連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- ⑭ 指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。

- ⑮ 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部署と保健福祉担当部署が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用のスペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

8 広域避難

(1) 広域避難の協議等

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議を行うことができる。

(2) 道内における広域避難

市は、道内の他市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

(3) 道外への広域避難

- ① 市は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道へ当該他府県との協議を求めるものとする。

- ② 市は、事態に照らし、緊急を要すると認めるときは、①によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議できるものとする。

(4) 避難者の受入

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村から避難者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(5) 関係機関との連携

市、道、運送事業者は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

9 広域一時滞在

(1) 道内における広域一時滞在

① 市長は、災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在の必要があると認めるときは、道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に被災住民受け入れについて、協議を行うものとする。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

② 道内広域一時滞りの協議をしようとするときは、市長は、あらかじめ胆振総合振興局長を通じて知事に報告するものとする。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告するものとする。

③ 市長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときはその内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。

④ 市長は、道内広域一時滞りの必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。

(2) 道外への広域一時滞在

① 市長は、災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞りの必要があると認めるときは、知事に対し、他の都道府県知事に対し、被災住民受け入れについて、協議することを求めるものとする。

② 市長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知するものとする。

③ 市長は、道外広域一時滞りの必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに、避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知するものとする。

第5節 救助救出計画

災害によって生命、身体の危険な状態になった者の救助救出については、本計画の定めるところによる。

なお、市をはじめ救助機関は迅速な救助活動を実施するとともに、活動にあたっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の住民や自主防災組織等は可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

1 救助救出実施者

市（救助法を適用された場合を含む）は、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、又は日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

また、市は救助力が不足すると判断した場合には、近隣市町、北海道等の応援を求める。

2 救助救出活動

市及び警察は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要するものを発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動においてきわめて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

第6節 食料供給計画

災害時における被災者及び災害応急作業従事者等に対する食料の供給については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

救助法が適用された場合は、知事の委任を受けた市長が実施し、救助法適用に至らない災害の場合は、救助法の規定に準じて市長の責任において実施する。

なお、各機関の災害応急作業従事者等に対する食料の供給は、原則として当該機関の長の責任で実施する。

2 食料供給の対象者

食料を供給すべき被災対象者は、次のとおりとする。

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家の被害が、全壊（焼）、流出、半壊（焼）、又は床上浸水等であって炊事のできない者

3 供給する食料

供給品目は、米飯、パン、牛乳、缶詰、インスタント食品等とし、人工栄養を必要とする乳児は粉ミルク等とする。

4 供給食料の調達先

- (1) 市備蓄食料の放出
- (2) 「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」の締結先の店舗（本編第3章第8節救援物資等の備蓄、調達計画及び防災資機材等の整備計画（P70）参照）
- (3) その他製パン業者等に対する委託製造

5 炊き出し

炊き出しは、食料を供給すべき期間が、ある程度長期にわたることが予想される場合に実施する。

- (1) 炊き出し施設

炊き出し施設については、原則として調理施設のある公共施設において実施する。

ただし、都市ガス、電気等が断絶して利用できない場合は、プロパンガスを調達し、または自衛隊の炊事車の災害派遣を求める等により、各避難所において実施する。

- (2) 炊き出し従事者

炊き出し従事者については、市職員の他日赤奉仕団、室蘭市女性団体連絡協議会、町内会、自主防災組織及びボランティア等の協力を得て確保する。

(3) 炊き出しが困難等の場合の措置

市において直接炊き出しすることが困難な状態で、仕出し業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、内容及び経費の基準を明示して注文し、これを購入して供給することができる。

6 供給の期間

供給の期間については、原則として発災日から7日間以内とし、この期間内に供給を打切ることが困難な状況である場合は、知事（厚生労働大臣）に期間の延長を申請するものとする。

7 費用の限度

費用の限度については、救助法に定める基準によるものとする。

第7節 衣料・生活必需品等物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

救助法が適用された場合は、知事の委任を受けた市長が実施し、救助法適用に至らない災害の場合は、救助法の規定に準じて市長の責任で実施する。

2 給（貸）与の対象者

給（貸）与の対象となる者は、災害により住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水した者で、かつ、被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財等を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難である者とする。〔給（貸）与等は、世帯単位で行う。〕

3 給（貸）与物資の調達先

- (1) 市備蓄物資の放出
- (2) 「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」の締結先の店舗
- (3) 災害義援物資として提供を受けたもの

4 給（貸）与対象世帯の把握等

市本部の担当部・班は、世帯別の被害状況を把握し、配分計画を立て、発災日から遅くとも10日以内に給（貸）与を完了するものとする。

5 給（貸）与物資の種類及び品目

給（貸）与物資の種類は、原則として次の8種類とする。なお、個々の品目は例示であり実態に応じて他の品目でも差支えないものとする。

給（貸）与物資の種類及び品目

種類	品目
寝 具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団、枕等
外 衣	洋服、作業衣、子供服等（既製品に限る。）
肌 着	シャツ、パンツ等の下着類
身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等の類
炊事道具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等の類
食 器	茶碗、皿、箸等の類
日用品	石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉、生理用品、紙おむつ、バケツ、トイレットペーパー等の類
光熱材料	マッチ、ロウソク、プロパンガス等の類

6 給（貸）与費用の限度

給（貸）与費用の限度については、救助法に定める基準によるものとする。

第8節 石油類燃料供給計画

災害時における石油類燃料（LPGを含む）の供給については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

市長は市が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保及び災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。

- (1) 市内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握する。
- (2) 市内における調達が不可能となったときは、道に協力を求めることができる。
- (3) 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。
- (4) LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

また、都市ガスの供給が停止された場合は、LPGの供給を確保する必要があるので取扱いについては弾力的な運用を図るものとする。

2 石油類燃料の確保

市は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求めるものとする。

第9節 給水計画

災害時における飲料水及び生活水の供給については、本計画の定めるところによる。

1 実施方針

水道施設が被災し水道による飲料水及び生活水の供給が困難になった場合、市（担当一水道部）は被災者に対し飲料水の確保並びに生命の維持を目的とする応急給水を実施する。また、水道機能の早期復旧を図り生活水の供給に努める。

2 応急給水

(1) 応急給水体制

市は、必要な人員及び資機材を確保し応急給水体制を確立する。また、必要に応じて関係機関（日本水道協会、自衛隊、室蘭市管工事業協同組合等）への応援要請を行う。

(2) 給水量

給水量は、1人1日3リットル（飲料水）を目途とする。

(3) 給水方法

① 運搬給水

給水車や給水袋等を活用して、避難所や医療施設等への運搬給水を行う。

② 拠点給水

断水範囲が広範囲に及ぶ場合は、地区単位に給水所を設け緊急貯水槽や給水タンクを活用した拠点給水を行う。

③ 仮設給水

断水が長期に及ぶ場合などには、水道機能の回復状況に応じて消火栓に仮設給水栓を接続して仮設給水を行う。

(4) 広報

市は、応急給水の実施に際し広報車、インターネット及び報道機関等を活用して、応急給水の方法、給水所の場所・時間或いは水道の復旧見込み等について広報を行う。

3 応急復旧

水道施設が被災した場合、市は速やかに復旧活動に着手するとともに、できる限り短期間での水道機能の回復を目指して以下の活動を行うものとする。

- (1) 被害状況の適確な把握
- (2) 復旧の優先順位を検討・決定
- (3) 応急復旧体制の確立
- (4) 応援要請
- (5) 応急復旧活動
- (6) 断水区域の縮小・解消

第10節 下水道施設対策計画

災害時の下水道施設の応急復旧対策は、本計画の定めるところによる。

1 応急復旧

市は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害により下水道施設が破壊された場合は、その緊急度、復旧工法及び所要時間を勘案し、かつ効果的に応急復旧を行う。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により、日本下水道事業団、メーカー、維持管理委託業者等への支援を要請する。
- (4) 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により排水機能の回復に努める。
- (5) 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。
- (6) 住民への広報活動を行う。

2 広報

市は、下水道施設に被害が生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第11節 医療救護計画

災害が発生したときは、市、医療機関及び医療関係団体は、緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む）及び歯科医療を実施するため、次により対応するものとする。

1 実施責任者

- (1) 市（担当－保健福祉部）は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、自ら救護班を編成し、又は道その他の関係機関に協力を要請する。
- (2) 市（担当－保健福祉部）は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

2 被災状況の把握

災害時に迅速かつ的確な医療を提供するためには、正確な情報の把握が最も重要であることから、市、胆振総合振興局保健環境部保健行政室、室蘭市医師会及び室蘭歯科医師会、医療機関等から以下の事項について情報収集を行うものとする。

- ① 医療機関の施設・設備の被害状況
- ② 負傷者等の状況
- ③ 診療（施設）機能の稼働状況
（人工透析実施の医療機関にあつては、人工透析機器の稼働状況及び稼働見込み）
- ④ 医療従事者の確保状況
- ⑤ 救護所の設置状況
- ⑥ 救護所及び医療機関への交通状況
- ⑦ 医薬品、医療資機材等の需給状況

3 救護所の設置

市は、被災状況に応じて避難所等に救護所を設置するものとし、開設したときは速やかに設置場所及び負傷者数その他の情報を次の機関に通知するものとする。

- ① 室蘭市消防本部
- ② 胆振総合振興局保健環境部保健行政室
- ③ 室蘭市医師会
- ④ 室蘭歯科医師会
- ⑤ 北海道薬剤師会室蘭支部
- ⑥ 室蘭警察署

4 医療救護活動

市は、室蘭市医師会及び室蘭歯科医師会等に協力要請を行い、患者、妊産婦等の救護活動に万全を期する。

(1) 救護班の派遣

市は、救護所における救急医療・救護を必要とすると判断した場合は、室蘭市医師会

との「災害時の医療救護活動に関する協定」及び室蘭歯科医師会との「災害時の歯科医療救護活動に関する協定」に基づき、救護班の編成と派遣を要請するものとする。

(協定書を資料編に掲載)

(2) 救護班の業務

- ① トリアージ
- ② 傷病者に対する応急処置及び医療
- ③ 傷病者の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- ④ 助産救護
- ⑤ 避難場所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
- ⑥ 被災者の死亡の確認及び遺体の検索など

(3) 指定避難所等への巡回医療班の派遣

指定避難所等の開設が長期(概ね1週間以上)にわたる場合は、市は、避難者の健康管理に万全を期すため、必要に応じて室蘭市医師会、室蘭歯科医師会、北海道薬剤師会室蘭支部等の関係機関・団体に要請し、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等による巡回医療班を編成して派遣するものとする。

(4) 負傷者の搬送

負傷者又は妊産婦等の搬送に当たっては、原則として消防及び医療機関の保有する救急車を使用することとし、軽傷者については一般車両も使用する。

また、緊急に処置を要する負傷者、又は市外の医療機関に搬送を要する負傷者等については、道に対して消防防災ヘリコプターの派遣(北海道消防防災ヘリコプター応援協定及び要請手続き等は資料編に掲載)又はドクターヘリの派遣を要請する。

5 災害時拠点病院

(1) 災害時拠点病院の指定

救急告示医療機関である次の病院を、室蘭市の災害時拠点病院として指定する。

災害時拠点病院

病 院 名	住 所	電話番号	離着陸場
市立室蘭総合病院	山手町 3-8-1	25-3111	専用施設有
日鋼記念病院	新富町 1-5-13	24-1331	専用施設有
製鉄記念室蘭病院	知利別町 1-45	44-4650	A
大川原脳神経外科病院	寿町 1-10-1	44-1519	A

(注1) 市立室蘭総合病院、日鋼記念病院、製鉄記念室蘭病院は、道の災害拠点病院(地域災害医療センター)の指定を受けている。

(注2) 離着陸場のAは、北海道防災航空室に登録している指定離着陸場を使用する場合の区分

A 中島公園野球場

- (2) 災害時拠点病院の医療救護活動
 - ① 災害時拠点病院は、道の要請に基づき救護班を派遣し、医療救護活動を行う。
 - ② 災害時拠点病院は、被災患者を収容するとともに、医薬品・医療材料等の応急資材の貸し出し等、地域の医療機関を支援する。
- (3) 災害時拠点病院の措置

災害時拠点病院は、災害が発生した場合において、その規模及び災害の様相等を勘案し、次の計画を定めておくものとする。

 - ① 救急診療体制計画
 - ② 入院・通院患者の移送・避難計画
 - ③ 医薬品及び医療資機材等の調達計画
 - ④ 休日・夜間の職員非常招集計画
 - ⑤ その他災害時医療を実施するために必要な計画

6 その他の病院、診療所の措置

災害時拠点病院以外の病院、診療所及び歯科診療所は、災害が発生した場合において、緊急診療を求めて来院した者に対して、可能な限り応急治療を行い又は災害時拠点病院に移送する手段を講ずる等、必要な措置をとることに努めるものとする。

※ 室蘭市内の病院、診療所及び歯科診療所の一覧表を資料編に掲載。

7 医師会、歯科医師会による災害時医療体制の検討

室蘭市医師会及び室蘭歯科医師会は、大規模災害が発生した場合における、医療機関相互及び医師、歯科医師等の協力体制等、災害時医療体制のあり方について、市、胆振総合振興局保健環境部保健行政室及びその他の関係機関と協議のうえ、研究、検討を行うものとする。

8 北海道薬剤師会室蘭支部の協力

北海道薬剤師会室蘭支部は、災害時において、市、胆振総合振興局保健環境部保健行政室又は医療機関等の要請に基づき、若しくは「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、次の事項について積極的に協力する。

- (1) 避難所等への巡回医療班に薬剤師を派遣すること
- (2) 避難所等の環境衛生の保持に協力すること
- (3) 医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材等の迅速、適正な供給が図られるよう、調達、管理及び搬送等を行うこと
- (4) 地域の薬局において、医薬品の適正使用、応急手当等の指導、相談に応ずること
- (5) その他薬剤師として支援、協力できる分野で活動すること

9 北海道柔道整復師会日胆ブロックの協力

北海道柔道整復師会日胆ブロックは、災害時において、市等の要請に基づき、若しくは「災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定書」に基づき、救護班を編成し、災害現場等の救護所等での活動に積極的に協力するものとする。

10 臨時の医療施設に関する特例

市は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

第12節 防疫計画

災害時における被災地の防疫対策は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

市（担当—生活環境部、保健福祉部）は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、次の措置を実施するものとする。

- (1) 感染症の発生を予防し、またはまん延を防止するため必要と認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号（以下「感染症法」という。））に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。
- (2) 胆振総合振興局保健環境部保健行政室の指導のもと集団避難場所等において住民に対する保健指導等を実施する。

2 実施組織

- (1) 市本部の生活環境部は、防疫実施のため防疫班を編成する。
- (2) 防疫班は概ね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって1班とする。この場合、部内で衛生技術者が不足するときは、知事に派遣を要請し、又は薬剤師会等に協力を求めるものとする。（本部の雇上）

3 防疫の種類と方法

- (1) 防疫班の消毒活動
防疫班は、次の作業を被災後直ちに実施する。
 - ① 被災区域内の家屋、下水、その他不潔場所の消毒
 - ② 避難所等、伝染病隔離病舎の便所、その他不潔場所の消毒
 - ③ 必要に応じ、生活環境部清掃班と協力して、ねずみ、昆虫等の駆除
- (2) 被災世帯に対する防疫の指導
被災世帯に対して、床、壁の洗浄、便所の消毒、手洗設備の設置、野菜等の消毒等衛生上必要な指導を行う。
- (3) 臨時予防接種
伝染病予防のため、知事の指導・指示に従い、関係機関の協力を得て、種別、対象、期間等を定め、予防接種を実施する。

4 避難所等の防疫指導

市長は、指定避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。

(1) 健康調査等

指定避難所等の管理者、市内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

(2) 清潔方法、消毒方法等の実施

胆振総合振興局保健環境部保健行政室の指導のもと、指定避難所等での清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等によりトイレ、炊事場及び洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

(3) 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者を持ってあて、できるだけ専従するものとする。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

(4) 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

第13節 廃棄物等処理及び清掃計画

災害に伴い生じた廃棄物の収集・運搬処理及び被災地域のし尿応急処理を適切に実施し、被災地の環境整備を図るために必要な措置については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 被災地における廃棄物等の処理は、市（担当—生活環境部）が実施するものとするが、被害が甚大で清掃活動が困難な場合は、道又は近隣市町村に応援を要請する。
- (2) 被災地における死亡獣畜の処理は、所有者が行うものであるが、所有者が判明しないとき、又は所有者が処理することが困難な場合は、市（担当—生活環境部）が実施するものとする。

2 被害状況の調査

- (1) 調査体制
災害発生後速やかに被害状況を把握して処理を実施するため、調査地域、対象施設、設備及び調査担当者を明確にした調査体制を整備する。
- (2) 被害状況の集計・報告
廃棄物処理施設等の被害状況を早急に調査・集計して被害状況報告書を作成し、総務部総括班に提出する。

3 ごみ処理計画

- (1) 収集・処理対策等の樹立
各地区別の被害状況を速やかに把握してごみの排出量を推計するとともに、ごみ処理施設の処理能力を確認のうえ、ごみの収集、運搬対策を樹立する。また、処理は西いぶり広域連合の焼却施設(メルトタワー21)を使用するが、災害の状況により埋立て又は一時貯蔵し、後日焼却する等環境衛生上支障のない方法で処理するものとする。
なお、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町、白老町及び西いぶり広域連合との間で、「廃棄物処理に係る相互支援協定」を取り交わしており、災害時の一般廃棄物処理にあたって処理施設の相互使用を定めている。
- (2) 人員・車両等の確保
ごみ収集・運搬の実施に必要な人員、車両及び機材等の確保に努め、又、ごみ処理施設の処理能力を超える排出量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行う
- (3) 臨時収集場所の指定
地区住民等が道路上に廃棄物を出し、交通の妨げとならないよう周知するとともに、道路上の障害物等により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を指定し、搬入等の協力を求める。
- (4) 生ごみ等の早期処理
生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物については、被災地における防疫・衛生管理上、できる限り早急に収集運搬が行われるよう、その体制を確立する。

(5) 災害廃棄物等の処理

損害家屋の災害廃棄物については、原則として災者自ら市が指定する収集場所に搬入することが望ましいが、災者に対応することが困難な場合、及び道路等に散在し緊急的に処理する必要がある場合は、市が収集を行う。

(6) 暫定堆積場所の確保

災害時には粗大ごみ、不燃性廃棄物が大量に出されるが、一時に処分場への大量搬入はその処理が困難となる場合や、交通の確保が困難で処分場への搬入ができない場合が考えられるため、市は必要により生活環境や環境保全に支障のない場所に暫定的に堆積できる場所を確保する。

(7) ごみ袋等の配布

ごみ収集、運搬が不可能な地区に対しては、適当なごみ袋等を配布する。

4 し尿処理計画

(1) し尿処理対策の樹立

倒壊家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上できる限り早急に収集処理を行うことが必要である。

このため市は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲み取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに、し尿前処理施設の臨時点検等を行って処理能力を確認のうえ、し尿の収集、運搬、処理対策を樹立する。

(2) 人員・車両等の確保

し尿前処理の実施に必要な人員、車両及び機材等の確保に努め、又、処理能力を超える排出量が見込まれ、早急に対応する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行う。

(3) 水洗トイレ対策

水洗トイレを使用している世帯にあつては、断水時に対処するため、平素から浴槽、洗濯機等による汲み置を指導するものとする。

又、断水及び下水道管の破損等により使用できない場合は、地区別に仮設便所を設置する等の対策を講じるものとする。

5 収集処理方法

(1) ごみ収集処理方法

① ごみ収集車により、生ごみ、一般的なごみの順で収集し、災害の状況によりごみ収集車が不足する場合は、一般車両を調達して早期収集に万全を期する。

② 処理にあたっては西いぶり広域連合の施設を使用することとし、排出量の状況により他の場所に一時堆積し後日焼却する方法、又は埋立処理も検討することとする。

(2) し尿収集処理方法

① し尿運搬車をもって収集するとともに、必要に応じて消毒薬剤を散布する等衛生面に十分配慮するものとする。

② 収集したし尿については、速やかに市のし尿前処理施設に投入する。また、し尿前処理施設が被災し処理が困難となった場合は、下水道処理施設や周辺市町村への協力を要請し処理する。

6 死亡獣畜処理方法

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下「取扱場」という。）において行うものとする。但し、取扱場がない場合又は運搬することが困難な場合は、胆振総合振興局保健環境部長の指導を受け、次により処理することができるものとする。

- (1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。
- (2) 移動できないものについては、胆振総合振興局保健環境部長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。
- (3) (1) 及び (2) において埋却する場合にあつては1 m以上覆土するものとする。

7 清掃等施設状況

(1) 施設の現況

① 清掃事業所

名 称	室蘭市清掃事業所
所 在 地	室蘭市御崎町1丁目75番地7
建物の構造	(事務所) 鉄骨造2階建 (車庫) 鉄骨造

② ごみ焼却施設

名 称	西胆振地域廃棄物広域処理施設 (メルトタワー21)
所 在 地	室蘭市石川町22番地2
処 理 方 式	熱分解燃焼溶融方式
処 理 能 力	210 t / 24 h (105 t / 24 h × 2 炉)
所有 (管理者)	西いぶり広域連合

③ 最終処分場

名 称	西いぶり広域連合最終処分場
所 在 地	室蘭市神代町 23, 124, 125, 126-1, 127-1
総 面 積	140, 892 m ²
埋 立 面 積	78, 000 m ²
全 体 容 量	1, 300, 000 m ³
埋 立 方 式	層状埋立
所有 (管理者)	西いぶり広域連合

④ し尿前処理施設

名 称	室蘭市し尿前処理施設
所 在 地	室蘭市御崎町1丁目75番地7
処 理 能 力	33KL / 日
管 理 体 制	委託

(2) 車両等の現況

市及び委託業者の保有する車両等の内訳は資料編に掲載

- (3) 仮設トイレ借り上げ
北海道建設機器レンタル協会室蘭支部との協定は資料編に掲載

第14節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

市（担当一生活環境部）は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

2 家庭動物等の取扱い

- (1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下この節において「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- (2) 災害時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、飼い主が避難する際に動物を同行する等、飼い主自らの責任により行うものとする。
- (3) 災害時において、市は、道及び関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

3 同行避難

災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、飼い主は自らの責任により、同行避難（飼育している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行うものとする。

第15節 交通対策計画

災害が発生した場合、交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を円滑に行うための交通対策については、本計画の定めるところによる。

1 道路の交通規制

(1) 道路交通網の実態把握

災害が発生した場合、道路管理者及び室蘭警察署は、相互に緊密な連携を図るとともに、消防本部その他関係機関の協力を得て、次の事項を中心に市内の幹線道路、橋梁、高架橋等の被害状況及び交通の状況について、その実態を把握するものとする。

- ① 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- ② 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- ③ 交通混雑の状況及び緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無
- ④ 被害道路の応急復旧の見通し
- ⑤ その他参考となるべき事項

(2) 被害道路の応急復旧等の措置

道路管理者は、その管理に係る道路で災害が発生した場合は、室蘭警察署その他の関係機関に連絡するとともに、道路の警戒、必要に応じて交通の規制、制限、迂回路の指示等を実施し、直ちに応急復旧工事に着手又は道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去する等、道路の啓開に努めるものとする。

(3) 被害道路等の交通規制の実施方法

道路管理者及び室蘭警察署の被害道路の交通規制は、次の方法により実施するものとする。

- ① 道路標識等を設置する。
- ② 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示により行う。

(4) 関係機関への連絡及び住民に対する広報

道路管理者及び室蘭警察署は、被害道路の交通規制を実施したときは、市本部（警戒本部）及び関係機関に連絡するとともに、報道機関等の協力を得て住民に対する広報の徹底を図るものとする。

2 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要と認める場合には、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

(1) 道路管理者への通知

室蘭警察署は、緊急輸送のための交通規制を実施しようとするときは、あらかじめ、

当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知するものとする。なお、緊急を要する場合であらかじめ通知できないときは、事後直ちに通知する。

(2) 緊急通行車両の確認手続等

① 確認場所

基本法施行令第33条の規定に基づき知事又は北海道公安委員会が行う緊急通行車両の確認事務は、車両の使用者の申出により、胆振総合振興局地域創生部地域政策課、室蘭警察署交通課及び交通検問所で行う。

② 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」「標章」を交付するものとし、交付を受けた緊急通行車両の使用者は、当該車両の前面に標章を掲示するものとする。

③ 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両は、基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。

- ア 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難指示等に関する事項
- イ 消防、水防、その他の応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救護、救助その他保護に関する事項
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

(3) 規制除外車両

北海道公安委員会は、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により規制除外車両として通行を認めるものとする。

① 確認場所

室蘭警察署交通課及び交通検問所で行う。

② 証明書及び標章の交付

規制対象除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「規制対象除外車両通行証明書」及び「標章」を交付するものとし、交付を受けた除外車両の使用者は、当該車両の前面に標章を掲示するものとする。

ただし、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、確認標章の交付は行わない。

③ 規制対象除外車両の事前届出の対象とする車両

室蘭警察署は、次のいずれかに該当する車両であって、規制除外車両の事前届出が

なされた場合には、これを受理するものとする。

- ア 医師・歯科医師・医療機関が使用する車両
- イ 医薬品・医療機関・医療用資機材等を輸送する車両
- ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- エ 建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(4) 放置車両対策

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。

運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

第16節 災害警備計画

風水害時における住民の生命、身体及び財産を保護し、地域の安全と秩序を維持するために必要な警戒、警備の実施については、本計画の定めるところによる。

1 災害警備の実施

室蘭警察署及び室蘭海上保安部は、それぞれ陸上及び海上における災害警備対策を他の防災関係機関と協力して実施する。

2 室蘭警察署の措置

室蘭警察署は、関係機関と密接な連携のもとに災害警備諸対策を推進するほか、風水害等各種災害時には、早期に警戒体制を確立して、災害情報の収集及び住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たるものとする。

(1) 災害警備体制の確立

風水害等各種災害時には、その災害の規模、態様に応じて別に定めるところにより、室蘭警察署に災害警備本部を設置するものとする。

(2) 応急対策の実施

- ① 災害警備活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を関係機関と共有する。
- ② 住民の避難に当たっては、市本部、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防、取締り等に当たる。
- ③ 風水害等各種災害時には、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努める。
- ④ 防災関係機関と協力して、被災者の救出・救助活動を実施するとともに、死体見分等に当たる。

3 室蘭海上保安部の措置

室蘭海上保安部は、室蘭地方気象台から暴風に関する警報が発表された場合は、第一管区海上保安本部及び関係機関との密接な連携のもと、海上における災害の発生防止のため、早期に警戒体制を確立して、住民の生命、身体及び財産を保護し、海上における安全と秩序を維持する任にあたる。

具体的には、必要に応じて巡視船艇を室蘭港及び周辺海域に出動させ、及び海上保安官を臨港地区に派遣する等の措置をとり、船舶の避難及び安全航行、危険施設の調査及び警戒、海上犯罪の予防・取締り等を実施するものとする。

第17節 輸送計画

災害時における被災者の避難、傷病者の収容及び隔離、災害応急対策要員の移送、応急対策用資機材及び救助物資等の輸送の実施については、本計画の定めるところによる。

なお、市は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、市は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

1 輸送の方法・手段

(1) 道路輸送

① 緊急輸送路の確保

ア 輸送路の決定

市本部は、道路の被災情報等に基づき、物資等の輸送路を決定し、道路管理者及び室蘭警察署及びその他関係機関に連絡するものとする。

イ 交通規制及び啓開

各道路管理者及び室蘭警察署は、市本部からの連絡に基づき、本編第4章第15節交通対策計画（P123）に定めるところにより、必要に応じて輸送のための幹線道路の交通規制を実施し、及び障害物等を除去する等啓開に努め、緊急輸送路の確保を図るものとする。

② 輸送車両の確保等

道路輸送に必要な車両等は、次により確保または調達する。

ア 市有車両の集中管理

各部局で保有している車両（消防車両を除く）は、原則として市本部（担当一企画財政部管財班）が集中管理を行い、効率的に運行するものとする。

イ 他の機関及び民間車両の調達、輸送等の応援

市本部は、市保有車両のみでは必要とする輸送ができないときは、次により調達を行うものとする。

(ア) 北海道及び指定（地方）行政機関の保有している車両の応援要請

(イ) 一般社団法人室蘭地区トラック協会との間で締結している「災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関する協定」による借り上げ

(ウ) 室蘭地区バス協会会員の保有する車両の借り上げ

(エ) 自衛隊の災害派遣要請

(オ) 運送事業者との間で締結している「災害時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定」による緊急・救援輸送等の応援要請

(2) 鉄道輸送

一部の輸送道路が使用できない場合は、JR室蘭本線において、旅客車両又は貨物車両を調達して輸送し、輸送の確保に努める。

(3) 海上輸送

① 国道や鉄道等が不通となり、陸上輸送ができない場合は、耐震強化岸壁、浮体式防災施設等の港湾施設を使用し、船舶により物資等の輸送を確保する。

② 一部の輸送道路が使用できない場合は、室蘭港の埠頭間において、浮体式防災施設又は民間船を調達して輸送し、埠頭から車両で目的地まで輸送する。

(4) 航空輸送

傷病者の緊急搬送、救助物資の調達・配送等で航空輸送の必要が生じたときは、次によりヘリコプターの出動を要請する。

① 北海道に対して、消防防災ヘリコプターの出動要請（北海道消防防災ヘリコプター応援協定及び要請手続き等は資料編に掲載）

② 道を通じて陸上自衛隊第7師団にヘリコプターの災害派遣要請

③ 室蘭警察署を通じて北海道警察本部にヘリコプターの災害派遣要請

④ 道を通じて第一管区海上保安本部にヘリコプターの災害派遣要請

指定離着陸場

名称	所在地	道指定	陸上自衛隊指定	道警察指定	海上保安部指定	状況
中島公園野球場	宮の森町 4-1	○	○			土/芝生

※ 上記指定離着陸場のほかに浮体式防災施設（広域防災フロート）及びフェリー埠頭第1バースも、ヘリコプターの離着陸場として利用できる。

2 輸送の範囲

(1) 輸送の対象となる応急救助対策等

- ① 被災者の避難
- ② 医療及び助産
- ③ 被災者の救出
- ④ 飲料水の供給
- ⑤ 救助用物資の供給
- ⑥ 遺体の捜索及び処理
- ⑦ 応急対策用資機材及び応急対策要員の輸送
- ⑧ その他本部が行う輸送

(2) 費用の限度額

救助法が適用された場合は、その定める基準による。

3 緊急輸送業務に従事する車両の確認

緊急輸送業務に従事する車両については、本編第4章第15節交通対策計画（P123）に定めるところにより、知事（胆振総合振興局長）または室蘭警察署長に対して緊急通行車両の確認の申し出を行い、標章及び証明書の交付を受けるものとする。

第18節 障害物除去計画

災害によって、道路、住居またはその周辺に運ばれた土砂、樹木及び倒壊物、飛来物等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合に必要となる措置については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法及び河川法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。また、船舶航行に障害を及ぼしている港湾区域の障害物等の除去は港湾管理者が行う。

なお、住居またはその周辺については、救助法が適用された場合は、市長が知事の委任により行うものとする。

2 道路交通の確保

避難者の安全確保、円滑な避難を促進するため、また災害応急対策用各種の緊急物資を円滑、迅速に搬送するためにも、道路障害物の除去活動は急務となる。

このため、避難道路及び輸送道路などの応急補修、倒壊物等の障害物除去を最優先に実施し、道路交通の確保を図る。

3 交通規制

災害により道路の破損、障害物の発生等により交通が危険であると認めた場合又は応急救助活動、災害復旧工事等のためやむを得ないと認めた場合、警察署と連絡協議して、交通規制、迂回路の設定、応急復旧等の措置を行う。

4 道路管理者の相互協力

各道路管理者は、応急復旧及び障害物除去を迅速に実施して必要な交通の確保を図るため、緊密な情報交換及び必要な資機材の確保等で相互に協力するものとする。

5 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合等に行うものとするが、その概要は次のとおりである。

- (1) 住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
- (2) 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- (3) 河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため、河川における障害物の除去を必要と認める場合
- (4) 船舶航行の安全を確保するため、速やかに港湾区域内における障害物の排除を必要とする場合

- (5) その他公共的立場から除去を必要とする場合

6 障害物除去の方法

- (1) 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害の除去を行うものとする。
- (2) 障害物の除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

7 除去した障害物の集積場所

除去した障害物は、それぞれの実施機関において、付近の遊休地を利用し集積するものとする。

第19節 行方不明者の搜索及び遺体の処理・埋葬計画

災害により行方不明になった者の搜索、遺体の収容処理埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 市長が実施する。(救助法が適用された場合は、市長が知事の委任により行うものとするが、遺体処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。)

搜索・収容 消防本部 (消防第1班、消防第2班)

処理・埋葬 生活環境部 (避難対策班)

- (2) 室蘭警察署

搜索、収容、検視等

- (3) 室蘭海上保安部

搜索、収容、検視等

2 行方不明者の搜索

- (1) 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。

- (2) 搜索の実施

市、室蘭警察署及び室蘭海上保安部等は、相互に緊密な連携を図り、搜索隊を編成して実施する。

この場合、市長、室蘭海上保安部長は、被災の状況及び行方不明者数が多数である等のため、必要と認めるときは、知事(胆振総合振興局長)又は第一管区海上保安本部長に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

- (3) 搜索の期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、引き続き搜索を続行する必要があるときは、知事(厚生労働大臣)に期間の延長申請を行うものとする。

- (4) 行方不明者を発見した場合の措置

行方不明者を発見したときは、室蘭警察署に届け出るとともに、身元が判明しているときは、遺族等に連絡するものとする。

3 遺体の処理

- (1) 趣旨

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない場合に実施するものである。

(2) 遺体の処理の方法

① 遺体の処置

洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

② 遺体の一時保存

身元識別に時間を要し、又、死亡者が多数のため短時間に検視・検案ができない等の場合は、遺体を市内の寺院、公共施設又は公園等に天幕を設置して、安置する。

③ 検案

原則として医療班の医師によって行う。

(3) 安置場所の確保

市は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。

4 埋葬

(1) 趣旨

災害の際に死亡した者に対して、資力の有無にかかわらず、その遺族等が混乱期のため、埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合に、市長が遺体の応急的な埋葬を行うものである。

(2) 埋葬の方法

① 遺族がいる場合

遺族に対して、棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資を支給し、火葬、納骨等の役務を提供する。

② 遺族がいない場合

市長が①の内容を一括実施し、お骨を保管する。

5 費用の限度額

救助法に定める基準による。

6 北海道と企業との協力協定

北海道は、救助法の適用があった災害において、同法に基づき埋葬の委任を受けた市の業務を支援する協定を次のとおり締結している。

道と各団体との協定

協定名	締結年月日	相手方	葬祭用品の範囲
災害時における葬祭用品の供給に関する協定	H14. 3.29	北海道葬祭業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内張り棺（衣装、納棺セット等を含む） ・ 骨つぼ等その他必要な事項
災害時における葬祭用品の供給に関する協定	H17.11. 1	社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内張り棺（衣装、納棺セット等を含む） ・ 骨つぼ等その他必要な事項

7 平常時の規制の適用除外措置

市は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

第20節 文教対策計画

気象等に係る特別警報・警報が発表された場合、又は災害が発生した場合の、小・中学校の児童・生徒の安全確保対策並びに社会教育施設、史跡・文化財の災害時応急対策の実施については、本計画の定めるところによる。

1 児童・生徒の安全確保対策

教育委員会及び小・中学校は、大型台風が接近している場合、又は大雨及び暴風（雪）に係る特別警報・警報が発表された場合等においては、児童・生徒の通学上の安全確保を図るため万全の措置を講じるものとする。

(1) 教育委員会

- ① 大雨、暴風等の被害の発生のおそれがある場合は気象情報を収集し、直ちに学校長に伝達する。
- ② 学校長から臨時休校又は授業の打ち切り等の決定を受けたときは、市長（総務部総括班）に報告する。また、報道機関に対して報道を依頼して保護者等への周知を図る。
- ③ 学校長との連絡を密にして、在校中の児童・生徒の下校時の安全措置に万全を期する。
- ④ 災害発生時には、学校長から児童・生徒の被災状況について情報を収集するとともに、必要な応急措置を実施する。

(2) 小・中学校

学校長は、学校防災計画に定めるところにより、児童・生徒の安全確保対策に必要な応急措置を実施する。

- ① 児童・生徒の登校前に臨時休校を決定したときは、速やかに保護者に連絡する。
- ② 授業時間中に授業の打ち切りを決定した場合、児童・生徒の下校措置については、地域の状況等を調査・勘案し、保護者への引き渡し、又は地域ごとに教諭が引率する集団下校措置をとる等適切に判断し、児童・生徒の安全措置に万全を期する。
- ③ 災害発生時には、児童・生徒の被災状況について調査して教育委員会に報告するとともに、必要な応急措置を実施する。

2 応急教育の実施

教育委員会及び学校長は、被害の規模に対応した計画により、できるだけ早く授業の再開に努めるものとする。

(1) 学校施設の応急修理

教育委員会は、風水害等により校舎に被害が発生したときは、被害の程度により、応急修理で対応が可能な場合は直ちに修理を実施して機能の確保に努めるものとする。
なお、復旧については、本編第5章災害復旧・被災者援護計画（P152）に定める。

- (2) 校舎の被害状況に対応した応急教育体制
- ① 校舎の被害が比較的軽微の場合
必要な応急修理を実施して平常授業を行う。
 - ② 校舎の被害が相当に甚大な場合
残存した校舎のうち安全な施設を使用し、学級合併授業、一部又は全部にわたる二部授業を行う。
 - ③ 校舎の使用が全面的に不可能であるが、比較的短期間で復旧の見込みがある場合
臨時休校の措置をとり、その期間は、家庭又は地域の集会施設等を利用した地域ごとの応急教育の実施、若しくは家庭訪問により学習内容の指導を行う。
 - ④ 校舎が甚大な被害を受け、復旧に長期間を要する場合
 - ア 北海道教育庁と協議してプレハブ仮校舎及び仮運動場の建築を検討する。
 - イ 当該学校の近隣の小・中学校の校舎等又は最寄りの公共施設等を利用し、学級合併授業及び二部授業を行う。
 - ウ 児童・生徒等が個別に一時居住地を離れたときは、新居住地の学校に仮入学させる。この場合市外であるときは、当該教育委員会へ受入れ協力を要請する。
- (3) 応急教育の要領
- ① 特別教育計画
各学校の災害の状況に応じた「特別教育計画」を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施ができない場合にあっては、家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐよう配慮する。
 - ② 特別教育計画による授業の実施にあたって留意すべき事項
 - ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童・生徒の負担にならないよう配慮する。
 - イ 教育活動の場所が学校施設以外の場合は、授業の効率化及び児童・生徒の安全に留意する。
 - ウ 通学路その他校下の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。(集団登下校の実施及び地域住民、PTA、保護者等への協力要請等)
 - エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難の受入れ収容が授業の支障とならないよう配慮する。
 - オ 教育活動の実施にあたっては、被災による精神的な打撃によって児童・生徒に生じやすい心理的な障害に十分対応できるよう配慮する。

3 学校給食等の措置

- (1) 給食施設設備が被災したときは、できる限り給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。
- (2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳・牛乳について、関係機関と連絡のうえ、直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

4 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意して保健管理するものとする。

- (1) 校舎内の、特に水飲場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- (2) 校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。
- (3) 受入施設として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒等を行うものとする。
- (4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

5 社会教育施設の応急措置

文化センター等、社会教育施設の教育施設班は、開館中に風水害等に係る特別警報・警報が発表された場合、又は災害が発生した場合は、人命の安全確保及び施設・設備等の保全を図るとともに、必要な応急対策を実施し、被害の軽減に努めるものとする。主な留意事項は次のとおりとする。

- (1) 利用者の安全確保
災害発生直後は、施設への入館者及び利用者等の安全確保を第一として避難誘導に努めること。
- (2) 負傷者等の確認
入館者、利用者及び勤務職員の負傷の有無を確認し、負傷者がいる場合は応急手当てを行い、必要に応じて医療機関への移送を図ること。
- (3) 情報の収集
ラジオ、テレビ等報道機関の気象・災害情報を収集するとともに、教育委員会との緊密な連絡を図り最新情報の把握に努めること。
- (4) 被害状況の調査・報告
速やかに人的被害及び施設・設備被害を調査し、教育委員会に報告するとともに必要な指示を受けること。
- (5) 避難所となった場合の措置
施設が避難所となった場合は、市担当部局職員、地域の町内会・自治会及び避難者と連携して、避難場所の管理・運営に協力するものとする。

6 史跡・文化財の応急対策

市（担当－教育部教育施設班）は、災害発生後速やかに史跡及び文化財等の被害調査を実施し、教育委員会に報告するとともに、復旧計画等の必要な対策を行うものとする。

第21節 労務供給計画

市及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により労務者を確保し、災害対策の円滑な推進を図るものとする。

1 実施責任者

市が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇用については、市長（担当一総務部）が行う。

2 労務者雇用の範囲

- ① 被災者の避難のための労務者
- ② 医療助産の移送労務者
- ③ 被災者の救出のための機械器具資材の操作の労務者
- ④ 飲料水供給のための運搬労務者
- ⑤ 遺体の搜索処理のための労務者
- ⑥ その他災害応急対策のために必要な労務者

3 室蘭公共職業安定所への要請

公共職業安定所への求人申し込みについては、次の事項を明らかにして行うものとする。

- ① 職種別、所要労務者数
- ② 作業場所及び作業内容
- ③ 期間及び賃金等の労働条件
- ④ その他必要事項

4 賃金及び費用の負担

費用は市が負担するものとし、賃金は一般の賃金の水準により、その都度市長が定める。

第22節 住宅対策計画

風水害等の災害により住宅を失い、または破損のため居住できなくなった世帯に対する住宅対策は、本計画の定めるところによる。

1 避難所の開設

市長（担当－生活環境部）は、災害により住宅が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

2 公営住宅の提供又は斡旋

市長（担当－都市建設部）は、災害時における被災者用の住居として、市営住宅の空室を優先的に提供するとともに、道に要請して道営住宅の空室を斡旋するほか、登別市・伊達市の市営住宅への入居についても協力を要請するものとする。

また、民間賃貸住宅の活用について、北海道や関係団体等と連携を図るものとする。

3 救助法適用後の実施責任者

(1) 救助法を適用し、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借り上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

(2) 市長（担当－都市建設部）は、災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

(3) 市長（担当－都市建設部）が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

4 応急仮設住宅の供与

公営住宅への入居可能戸数が不足する場合は、応急仮設住宅を供与するものとする。

(1) 入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がないものであって、自らの資力では住宅を確保できないものとする。

(2) 建設戸数

全壊及び流失等の被害状況により、必要な戸数を知事に要請する。

(3) 建設地

建築場所の決定に当たっては、被災者が相当期間居住することから、建設戸数から判断した用地面積、及び交通の利便性、飲料水・電気などの供給が容易である等の立地条件を考慮して、次の順序で選定する。

- ① 未利用市有地（公社の所有地を含む。）
- ② 未利用国有地・道有地の借り上げ

- ③ 未利用民有地の借り上げ
- ④ 公共用地（公園、グラウンド等の公共空地）
- (4) 建設規模及び工事費の限度額
救助法の規定による。
- (5) 着工期間
原則として、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成させる。
- (6) 入居者の選定及び供与期間
 - ① 入居者の選定
 - ア 生活能力が低く、かつ住宅の必要度の高い者より順次選ぶものとする。
 - イ 入居者の選定に当たっては、必要に応じ、民生委員の意見を徴する等被災者の資力、その他の生活状況を調査の上決定する。
 - ② 供与期間
原則として、応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から2年以内とする。
- (7) 資材等の調達
応急仮設住宅建設資材、暖房用燃料等は、関係業者から調達するが、調達が困難なときは、道に斡旋を依頼する。
- (8) 運営管理
応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受け入れに配慮するものとする。

5 被災住宅に対する対策

- (1) 住宅の応急修理
半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者、あるいは、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し救助法を適用して、居室、炊事場、トイレ等日常生活に欠くことの出来ない部分で必要最小限の応急修理を実施する。
- (2) 相談窓口の設置
市は、被災住宅の復旧に関する技術的指導及び制度融資等の相談を行うため、相談窓口を設置する。

6 平常時の規制の適用除外措置

市は、著しく激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、政令で定める区域及び期間において設置する避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置がある（ただし、除外される消防用設備等に代わる安全確保のための措置を講じる必要がある）ことに留意するものとする。

第23節 ライフライン施設応急対策計画

電気施設、通信施設及び都市ガス施設の各事業者は、室蘭市の地域で風水害が発生した場合において、市民生活の利便・安全を確保し公共・公益施設としての機能を維持・回復するため、災害に応じ次の事項について実施するものとする。

1 電気施設〔北海道電力ネットワーク(株)室蘭支店〕

- ① 職員の非常招集体制
- ② 電気供給施設の応急復旧体制
- ③ 本社及び関連会社の応援体制
- ④ 復旧までの間の臨時電力供給体制
- ⑤ 停電時における市民及び事業所への広報体制と広報内容
- ⑥ 市との連絡体制
- ⑦ その他災害応急対策に関して必要な事項

2 通信施設〔東日本電信電話(株)北海道南支店苫小牧営業支店〕

- ① 職員の非常招集体制
- ② 通信施設の応急復旧体制
- ③ 本社及び関連会社の応援体制
- ④ 復旧までの間の臨時電話仮設体制
- ⑤ 電話途絶時における市民及び事業所への広報体制と広報内容
- ⑥ 市との連絡体制
- ⑦ その他災害応急対策に関して必要な事項

3 都市ガス施設〔室蘭ガス(株)〕

- ① 職員の非常招集体制
- ② ガス供給施設の応急復旧体制
- ③ ガス協会及び関連会社の応援体制
- ④ 災害時におけるガス製造及び供給停止の基準並びに実施体制
- ⑤ 復旧までの間のプロパンガス器具提供体制
- ⑥ 供給再開時の点検体制
- ⑦ 災害時における需要家への広報体制と広報内容
- ⑧ 市との連絡体制
- ⑨ その他災害応急対策に関して必要な事項

第24節 広域応援要請計画

市、消防本部及び市立室蘭総合病院は、風水害により大規模な災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するため必要があるときは、協定等に基づき次により北海道及び他市町の応援を要請するものとする。

1 室蘭市

(1) 広域応援協定

協定名	締結年月日	相手方
姉妹都市災害時相互応援に関する協定	H7.10.22	静岡市・上越市
災害時における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定	H27.3.31	北海道・北海道市長会・北海道町村会
6市町防災協定書	H23.9.2	登別市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町
災害時におけるようてい・西いぶり広域連携会議構成市区町村の相互応援に関する協定	H28.6.24	蘭越町・ニセコ町・真狩村・留寿都村・喜茂別町・京極町・倶知安町・登別市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・白老町・洞爺湖町・札幌市南区
室蘭市と宮古市との災害時等における相互協力応援に関する協定書	R1.8.20	岩手県宮古市

(2) 応援の種類

- ① 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供又は斡旋
- ② 救援・救助活動に必要な車両等の提供又は斡旋
- ③ 被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等の物資及び資機材の提供又は斡旋
- ④ 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- ⑤ 児童・生徒の受入れ ⑥ 被災者に対する住宅の提供
- ⑦ ボランティアの斡旋 ⑧ その他要請のあった事項

2 消防本部

協定名	締結年月日	相手方
北海道広域消防相互応援協定	H3.2.13	道内58消防本部

3 市立室蘭総合病院

協定名	締結年月日	相手方
災害時等における相互支援に関する協定	H28.4.1	日鋼記念病院、王子総合病院、苫小牧市立病院、伊達赤十字病院、八雲総合病院、製鉄記念室蘭病院

第25節 自衛隊災害派遣要請計画

風水害時における自衛隊派遣要請については、本計画の定めるところによる。

1 災害派遣要請基準

災害派遣の要請は、人命及び財産の保護並びに災害応急対策の実施に必要な場合に行うものとし、その要請理由は概ね次のとおりとする。

- ① 被災者の救助及び遺体の捜索
- ② 災害救助物資の緊急輸送
- ③ 被災者に対する炊き出し
- ④ 断水時の応急給水
- ⑤ 被災地の防疫
- ⑥ 主要道路の応急啓開
- ⑦ 障害物の除去
- ⑧ 通信の確保
- ⑨ その他応急措置を実施するため自衛隊の機動力を必要とする場合

2 災害派遣要請手続き

- (1) 市長は、災害派遣要請の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請権者（胆振総合振興局長）に依頼する。

この場合において、市長は、必要に応じてその旨及び市の災害状況を要請先である指定部隊等の長に通知するものとする。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- ① 災害の状況及び自衛隊の派遣を必要とする事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ 派遣部隊が展開できる場所
- ⑤ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

- (2) 緊急援助等の通報

市長は、人命の救助に関し、要請権者（胆振総合振興局長）に依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者（胆振総合振興局長）と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。

ただし、この場合、速やかに要請権者（胆振総合振興局長）に連絡し、上記（1）の手続きを行うものとする。

（※ 災害派遣手続フローは、別図（P145）のとおり）

3 知事等の要請を待ついとまがない場合の自衛隊の災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合は、自主的に部隊等を派遣する。この場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

災害に対し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- (1) 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
- (4) その他上記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること。

4 経費等

- (1) 派遣部隊の受入側である室蘭市が負担する経費
 - ① 資材費及び機器借上料
 - ② 電話料及びその施設費
 - ③ 電気料
 - ④ 水道料
 - ⑤ し尿処理手数料
- (2) その他必要な経費は、自衛隊及び室蘭市で協議の上定める。
- (3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊、給食の施設、設備等の提供を受けた場合は、これを利用することができる。

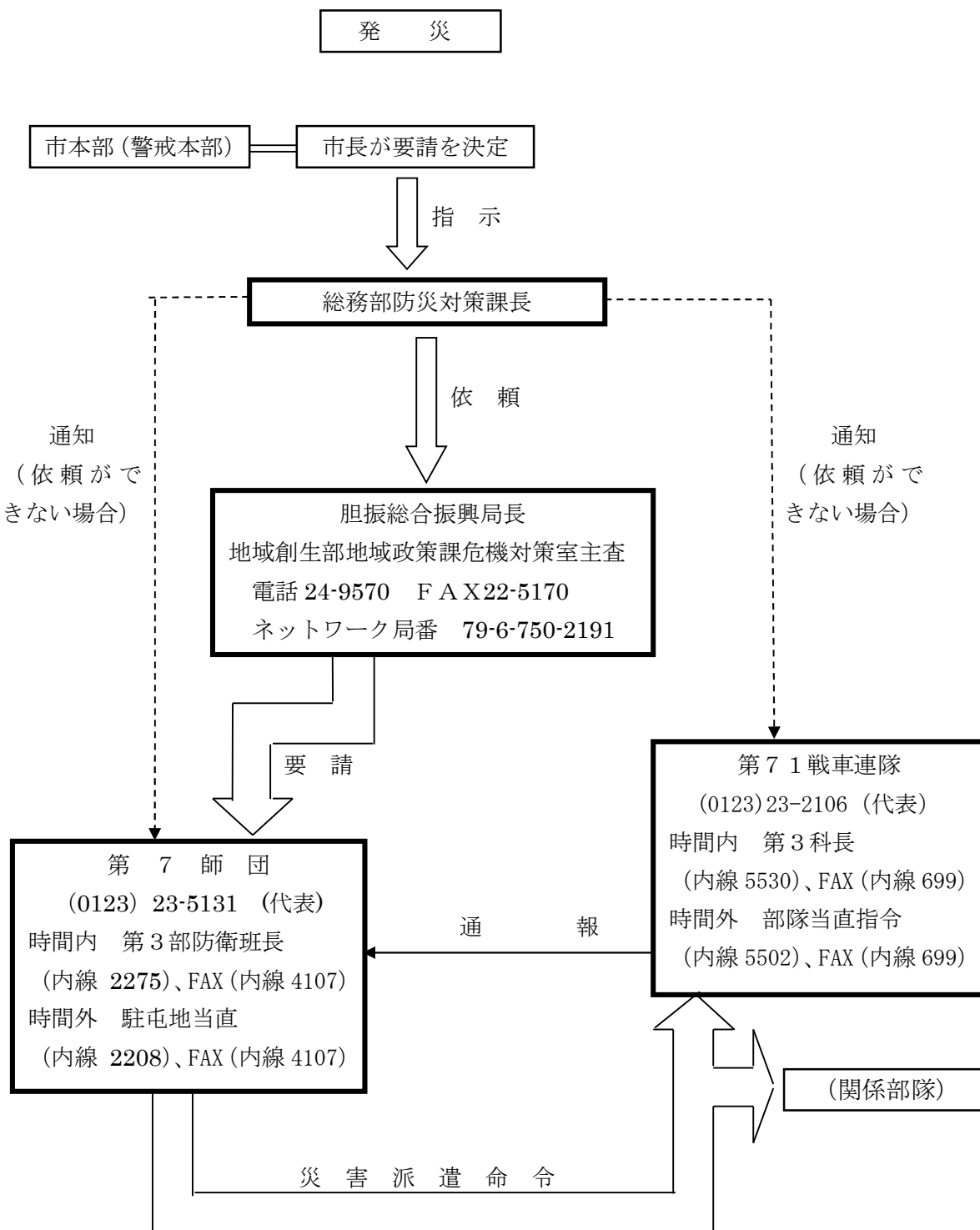
5 派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって胆振総合振興局長に対しその旨を報告するものとする。

ただし、文書による報告が日時を要するときは、口頭又は電話等で依頼し、その後文書を提出するものとする。

別図

自衛隊災害派遣手続フロー



※ 市長は、緊急時は直接第7師団、又は、第71戦車連隊に通知できる。

第26節 災害ボランティアとの連携計画

大規模な災害時においては、行政機関、消防機関、消防団、警察、自衛隊、自主防災組織、ボランティア等が連携し、総合的な防災力を結集して対処しなければならない。

このような事態に備え、市は、ボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害ボランティアが被災者等のニーズに応じて円滑に活動できるよう、社会福祉協議会やその他ボランティア活動推進機関等と連携したネットワークの形成に努めるなど、体制の整備を促進する。

1 災害ボランティアの活動

(1) ボランティア団体・NPO等の協力

市本部（担当一保健福祉部）及び防災関係機関は、災害応急対策の実施に当たって、日赤奉仕団又は各種ボランティア団体・NPO及び個人ボランティアからの協力の申し入れにより、労務の提供を受ける。

(2) ボランティア団体・NPO等の活動内容

ボランティア団体・NPO等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりである。

- ① 救援物資の仕分け、配送、配分
- ② 避難場所の管理、運営の補助
- ③ 被災・安否・生活情報の収集、伝達
- ④ 高齢者、障害者等の介護、看護補助
- ⑤ 炊き出し、食料の配給、給水その他の救助活動
- ⑥ 清掃活動及び防疫活動の補助
- ⑦ 被災建築物の応急危険度判定
- ⑧ 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- ⑨ 災害応急対策事務の補助
- ⑩ 通訳等の外国人支援活動
- ⑪ 救急・救助活動
- ⑫ 医療・救護活動
- ⑬ 非常通信
- ⑭ 被災者の心のケア活動
- ⑮ 被災母子のケア活動
- ⑯ 被災動物の保護・救助活動
- ⑰ ボランティア・コーディネート

2 災害ボランティアセンターの設置及び運営等

(1) 災害ボランティアセンターの設置

災害発生時、市は被災状況及びボランティア参集状況等を総合的に勘案して災害ボランティアの需給調整等を行う災害ボランティアセンターを設置する。

設置箇所については、別途市と指定管理者との間で施設利用に関する災害協定を締結した室蘭市生涯学習センター「きらん」等公共施設を基本とする。

(2) 災害ボランティアセンターの運営

災害ボランティアセンターの運営は、別途市と社会福祉協議会で締結した室蘭市災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定（以下「設置及び運営に関する協定」という。）に基づき、社会福祉協議会がボランティア団体ネットワーク、地元ボランティア（団体）、NPO 及び日赤奉仕団等（以下「ボランティア団体等」という。）と連携しながら行うものとする。

(3) 市及び防災関係機関の支援

社会福祉協議会が設置及び運営に関する協定に基づき運営する災害ボランティアセンターの施設は市が提供するとともに、市及び防災関係機関は、被災状況及びボランティア参集状況等の情報を社会福祉協議会に提供するなど、災害ボランティアセンターの側面支援を行うものとする。

(4) ボランティア活動保険

ボランティア活動保険（天災タイプ）は、事前にそれぞれの居住地の社会福祉協議会（ボランティアセンター）において、ボランティア自身の負担で加入するものとする。

3 災害ボランティア活動の環境整備

(1) 活動・連携

市は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携についても検討するものとする。

(2) 活動環境の整備

市及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社北海道支部室蘭市地区、社会福祉協議会及びボランティア団体・NPO 等と連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

(3) 平常時の取組

市は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被害者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする

(4) 災害廃棄物処理

市は、社会福祉協議会・NPO 等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第27節 災害救助法適用計画

風水害に際して救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

救助法による救助の実施は、知事（胆振総合振興局長）が行う。

ただし、市長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

2 災害救助法の適用手続き

- (1) 市長（担当－総務部）は、市内における災害が次項の「救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を胆振総合振興局長に報告しなければならない。
- (2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長（担当－総務部）は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに胆振総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

3 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、同法施行令第1条（資料編に掲載）に定めるところにより、本市における適用の基準は、次のとおりである。

- (1) 災害が発生した場合
次に掲げる程度の災害において適用される。
 - ① 住家が焼失、倒壊等によって、滅失した世帯が80世帯以上の場合
 - ② 滅失住家の世帯数が、上記に達しない場合でも、北海道内において2,500世帯以上で、かつ、本市における滅失住家の世帯数が40世帯以上の場合
 - ③ 北海道内の滅失住家が12,000世帯以上の場合で、本市における被災世帯が多数の場合
 - ④ 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれがある場合
- (2) 災害が発生するおそれがある場合
災害が発生するおそれがある段階において、国が基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示し、本市が対象となった場合において適用される。

4 救助の実施

市長（担当－総務部）は、災害救助法施行細則（昭和31年10月10日北海道規則第142号）により、知事から委任された職種の一部については、救助を実施するものとする。

(1) 災害が発生した場合

救助の種類	実施期間
避難所の設置	7日以内
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工、建設工事完了後3月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能
炊き出しその他による食品の給与	7日以内
飲料水の供給	7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内
医療	14日以内
助産	分べんの日から7日以内
災害にかかった者の救出	3日以内
住宅の応急修理	3か月以内（国の災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内
埋葬	10日以内
遺体の捜索	10日以内
遺体の処理	10日以内
障害物の除去	10日以内

(注1) 上記のうち、応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理及び障害物の除去に規定する事項の実施については、事前に胆振総合振興局長の承認を受けなければならない。

(注2) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

(2) 災害が発生するおそれがある場合

救助の種類	実施期間
避難所の設置	救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで

(3) 胆振総合振興局長への報告

市長（担当－総務部）は、前号の救助を実施したときは、直ちに胆振総合振興局長に報告する。

5 救助記録書類の作成

市長（担当－総務部）は、救助を実施したときは、救助法施行令に基づく厚生労働省の通達等（「災害救助法による救助の実施について」（昭和40年5月11日 社施第99号））

（抜粋を資料編に掲載）に定められた、救助の種類に応じた救助記録書類を作成しておかなければならない。

第28節 義援金、義援品募集・配分計画

大規模な風水害による被災者に対し、全国から寄せられる義援金、義援品について、その受入体制並びに配分方法等を定め、确实、公平、迅速に被災者に配分する。

1 義援金受入の周知

市長（担当－保健福祉部）は、義援金の受入について一般への周知が必要と認められる場合は、報道機関を通じ次の事項を公表する。

- (1) 振込銀行口座（銀行名、口座番号、口座名等）
- (2) 受入窓口

2 義援金の受入れ及び保管

- (1) 市長（担当－保健福祉部）は、次により義援金を受け入れる。
 - ① 一般からの受入窓口を開設する。
 - ② 一般から直接受領した義援金については、寄託者へ受領書を発行する。
- (2) 義援金の管理
義援金は、歳入歳出外現金の災害見舞金として管理する。

3 義援金の配分方法

- (1) 義援金の配分の決定
市長（担当－保健福祉部）は、寄託された義援金について、「義援金配分委員会」を組織し配分を決定する。
ただし、小規模災害に対する義援金の配分については、配分委員会への付議を省略することができる。
- (2) 義援金配分委員会の構成
義援金配分委員会は、室蘭市、室蘭市社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部室蘭市地区及びその他市長が認める団体の代表者をもって構成する。

4 広域的な災害時の義援金の取扱い

室蘭市を含む広域的な災害において、全被災地域の義援金を一本化して配分することとなった場合は、本市が受け入れた義援金は当該配分機関に送金するものとする。

5 義援品受入の周知

市長（担当－保健福祉部）は、義援品の受入について一般への周知が必要と認められる場合は、報道機関を通じ次の事項を公表する。

- (1) 受入を希望する物資、及び受入を希望しない物資のリストを公表する。
(需給状況を勘案し必要に応じ公表リストを改訂する。)
- (2) 送り先は、あらかじめ定める集積拠点とする。

6 義援品の受入れ及び保管

市長（担当－保健福祉部）は、次により義援品を受け入れる。

- (1) 受入窓口を開設する。
- (2) 受入要員を事前に確保する。
- (3) 輸送、保管に適した集積場所に保管する。

7 義援品の配分方法

市長（担当－保健福祉部）は、自己調達物資、応援要請物資等を調整し効果的な配分方法を決定する。

第5章 災害復旧・被災者援護計画

第1節 基本方針

災害時における応急復旧の実施にあたっては、地域住民の生活手段の確保を最優先とし、社会秩序の維持及び社会活動の早期回復を図るため、迅速、適切な対策を講ずるものとする。

復旧対策の計画にあたっては、被災の状況を十分検討し、単なる被災施設等の原形復旧にとどまらず、将来の災害に備えるため、必要な施設の新設及び改良等の措置を講ずる等、適切な復旧を図るよう配慮するものとする。

また、被災者等の復旧に対する援助等の措置にあたっては、関係機関等は相互に緊密な連絡をとり、迅速に被害状況等を把握し、適切、公平な対策を実施するものとする。

第2節 公共施設等災害復旧計画

1 実施責任者

北海道、室蘭市及び防災関係機関並びにその他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、速やかに被災した施設の災害復旧を実施するものとする。

2 復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画とする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ① 河川
 - ② 海岸
 - ③ 砂防設備
 - ④ 林地荒廃防止施設
 - ⑤ 地すべり防止施設
 - ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設
 - ⑦ 道路
 - ⑧ 港湾
 - ⑨ 漁港
 - ⑩ 下水道
 - ⑪ 公園
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市施設災害復旧事業計画
- (4) 上水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画

- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他災害復旧事業計画

3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他災害関係事業は、別に法令の定めるところにより予算の範囲内において実施するが、国、道の負担金又は補助金及び地方債措置のあるものについては、十分にこれを活用して行うものとする。

なお、災害復旧事業別の国庫負担対象及び補助率は資料編に掲載している。

4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、被害の状況を速やかに調査・把握し、道とも十分協議のうえ、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）の指定が受けられるよう措置して、公共施設等の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第3節 被災者援護計画

1 リ災証明書の交付

(1) 市

- ① 市長は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査やリ災証明書の交付の体制を確立するものとする。
- ② 市長は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市長が定める種類の被害の状況を調査し、リ災証明書を交付しなければならない。
- ③ 市長は、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- ④ 市長は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- ⑤ 市長は、住家被害の調査やリ災証明書の交付の担当部所と応急危険度判定担当部所とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

(2) 消防機関

市長は、リ災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることができるものとする。

2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

(1) 被災者台帳の作成

- ① 市長は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効果的に実施するため、必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳（以下「台帳」という。）を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
- ② 台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
 - ア 氏名
 - イ 生年月日
 - ウ 性別
 - エ 住所又は居所
 - オ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
 - カ 援護の実施の状況
 - キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
 - ク 電話番号その他の連絡先
 - ケ 世帯の構成
 - コ リ災証明書の交付の状況

サ 市長が台帳情報を当該市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先

シ 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時

ス 台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号

セ その他被災者の援護の実施に関し、市長が必要と認める事項

③ 市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

④ 市長は、必要に応じて、台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(2) 台帳情報の利用及び提供

① 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

ア 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

イ 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

② 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

オ その他台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項

③ 市長は、②の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。

ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節第2の(1)の②のス）を含めないものとする。

第3編 地震・津波防災計画

第1章 地震・津波の想定

第1節 過去の地震・津波

1 地震

室蘭市の震度1以上の地震の発生件数は、年平均9回程度（1923年～2022年平均）であり、太平洋沿岸の地域（釧路・年平均4.8回、根室・年平均4.4回、浦河・年平均4.2回、函館・年平均2.2回）と比較して少ない地域といえる。

また、1923年から2022年の期間では震度5弱を最大とし、震度4は7回、震度3が55回（およそ2年に1回の割合）記録されている。このうち、1968年以降の主な被害状況は、次のとおりである。

1968年以降の主な被害状況

発生年月日（西暦） 【地震名：規模（M）】	室蘭震度	被害状況
昭和43年（1968）5月16日 【1968年十勝沖地震：M7.9】	本震4 余震3	死者1名 重傷7名 軽傷28名 全焼2世帯 半焼2世帯 全壊58世帯 半壊53世帯 一部損壊452世帯 商店街被害610件 土木（道路・橋梁・公園）被害6件 港湾施設被害12件 上水道施設被害212件 下水道施設被害3件 文教施設被害20件 その他の公共施設（市場・病院・保育所等）被害15件 被害総額 301,287千円
昭和57年（1982）3月21日 【昭和57年（1982）浦河沖地震：M7.1】	3	軽傷1名 商業被害9件 工業被害12件 港湾施設被害7件 下水道施設被害1件 教育施設被害5件 水道施設被害1件 被害総額 186,705千円
昭和58年（1983）5月26日 【昭和58年（1983）日本海中部地震：M7.7】	3	港湾施設被害3件 被害総額 258,000千円
平成5年（1993）1月15日 【平成5年（1993）釧路沖地震：M7.5】	4	軽傷1名 住家一部損壊1件 商工被害16件 被害総額 9,732千円
平成5年（1993）7月12日 【平成5年（1993）北海道南西沖地震：M7.8】	4	軽傷2名 住家一部損壊19件 床下浸水1件 非住家被害5件 土木被害10件 商工被害11件 教育施設被害3件 被害総額 32,564千円

平成15年(2003)9月26日 【平成15年(2003)十勝沖地震：M8.0】	3	軽傷5名 住家一部破損8件 非住家被害3件 商工被害3件 八丁平～白鳥台11, 948世帯停電
平成23年(2011)3月11日 【平成23年(2011)東北地方太平洋沖地震：M9.0】	山手 2 寿 3	漁業施設被害(養殖桁・水産物被害) 避難勧告288世帯744名 【災害対策本部設置】
平成30年(2018)9月6日 【平成30年北海道胆振東部地震：M6.7】	山手 3 寿 5 弱	住家一部破損34件 非住家被害26件 公共施設被害18件 自主避難252世帯419名 市内全域停電(最大45時間2分) 【災害対策本部設置】 【非常配備体制第3種配備】 【救助法適用】

上記の表のうち、最も被害の大きかった昭和43年(1968年)の十勝沖地震では、北海道大学理学部の現地調査の結果、蘭西(山手町)で震度4だったのに対し臨港地区の埋立地及び蘭東地区の一部地域が震度5であったと推定されている。

また、山手町の観測地点と平成18年度(2006年度)に設置された寿町の観測地点との震度を比較した場合、寿町の方が大きな揺れが観測されている。

2 津波

室蘭市において記録されている津波の最大高さは、昭和35年(1960年)のチリ地震津波による1.45mであり、東町イタンキ地区で陸上への浸水があったが、被害は発生していない。

また、東北地方太平洋沖地震による気象台の現地調査によると追直漁港で1.5mの津波があったと推定されている。昭和57年(1982年)以降の主な津波の観測記録は、次のとおりである。

昭和57年(1982年)以降の主な津波の観測記録

発生年月日	地震名	規模(M)	室蘭震度	室蘭市の津波高
昭和57年(1982) 3月21日	浦河沖地震	7.1	3	9cm
平成5年(1993) 7月12日	北海道南西沖地震	7.8	4	9cm
平成6年(1994) 10月4日	北海道東方沖地震	8.2	3	32cm
平成15年(2003) 9月26日	十勝沖地震	8.0	3	27cm
平成23年(2011) 3月11日	東北地方太平洋沖地震	9.0	3	92cm

第2節 計画で想定する地震と津波

1 地震

(1) 想定する地震

本計画において想定する地震は、平成27年(2015年)2月に内閣府に設置された「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会(以下、「巨大地震モデル検討会」という。))において分析・整理され、令和2年(2020年)4月に公表された海溝型地震のうち、市に最も影響のある日本海溝(三陸・日高沖)モデルの地震を想定した。

(2) 地震による被害想定

国の「巨大地震モデル検討会」を基に、「北海道防災会議地震火山対策部会地震専門委員会」において検討され、令和4年(2022年)7月及び12月に公表された被害想定結果を採用した。

① 地震の設定

- ・ 震源域 三陸・日高沖
- ・ 地震の規模 マグニチュード(Mw) 9.1

② 想定される被害

ア 最大震度 5強

イ 建物被害(全壊棟数)

区分	揺れ	液状化	急傾斜地崩壊	地震火災による消失
全壊棟数(棟)	－(※)	約540	－(※)	－(※)

※揺れ、急傾斜地崩壊、地震火災による消失については、わずかな被害(5未満)とされている。

ウ 人的被害(死者数)

区分	建物倒壊	急傾斜地崩壊	地震火災
死者数(人)	－(※)	－(※)	想定なし

※建物倒壊、急傾斜地崩壊に伴う人的被害は、わずかな被害(5未満)とされている。

2 津波

(1) 想定する津波

本計画において想定する津波は、次の二つのレベルの津波を想定している。

- ① 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ② 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

(2) 津波による想定被害

① 発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

地震による被害想定と同様、令和4年(2022年)7月及び12月に公表された北海道太平洋沿岸における被害想定結果を採用した。

ア 津波の設定

- ・ 想定津波 北海道太平洋沿岸及び東北地方沿岸に至る幅
- ・ 構造物 耐震や液状化に対する技術的評価結果が無い場合
 - ・ 護岸 構造物なし
 - ・ 堤防 堤防高を地震前の25%の高さとする
 - ・ 防波堤 構造物なし
 として取り扱う。また、
 - ・ 道路 地形として取り扱う
 - ・ 建築物 津波が遡上する時の摩擦(粗度)を設定とする。
- ・ 潮位(TP) 0.6m(朔望平均満潮位:各月の最高満潮面を平均した潮位)

イ 想定される津波の沿岸最大水位

地点	最大津波水位 (最大津波高) (海岸線における津波水位の最大値)	影響開始時間		到達時間	
		±20cm ※1	+20cm ※2	第1波	最大波
陣屋町 臨港駅	4.3メートル	29分	45分	66分	66分
舟見町	4.9メートル	15分	36分	44分	44分
絵鞆町	4.9メートル	16分	40分	47分	113分
中島町	5.3メートル	32分	53分	72分	72分
海岸町	5.4メートル	34分	53分	61分	127分
みゆき町	8.8メートル	4分	34分	41分	41分
寿町	9.2メートル	8分	33分	41分	41分
日の出町	9.4メートル	—	—	40分	40分

※1:地震発生から海岸、海中の人命に影響が出る恐れのある津波による水位変化が生じるまでの時間

※2:津波による水位変化が初期水位に対して+20cmとなるまでの時間

※:北海道が行った「太平洋沿岸に係る津波浸水予測図」を資料編に掲載

ウ 建物被害（全壊棟数）

建物被害（全壊棟数）は、液状化による被害よりも甚大である。

区分	津波
全壊棟数（棟）	約5,900

エ 人的被害（死者数）

津波による死者数は、夏の昼のケースが最も多くなると想定されているが、津波情報の伝達・避難の呼びかけに加え、地震発生後に直ちに避難行動をとることで、被害を大きく軽減させることができると推計されている。

区分	津波による死者数（人）	
	早期避難率高＋呼びかけ	早期避難率低
夏・昼	約60	約11,000
冬・夕	約260	約8,500
冬・深夜	約50	約4,800

オ 人的被害（低体温症要対処者数）

津波から逃れた後、屋外で長時間寒冷状況にさらされた場合の低体温症要対処者数は、冬の深夜の場合約3,900人と想定されている。

カ 避難者数（早期避難率低）

本市においては昼間人口が多いことから、夏・昼における避難者数が多くなると想定される。

区分	避難者数（人）	
	夏・昼	
避難者（浸水域内人口－（死者数＋重傷者数）※	約35,000	
避難者総数（浸水域内人口全員が避難）	約46,000	
	避難所避難者数	約31,000
	避難所外避難者数	約15,000

※ 夏・昼の浸水域内人口約46,000人、死者数約11,000人、重傷者数約260人

キ 断水人口（津波浸水や停電・揺れ等による被害）

区分	被災直後	被災1日後	被災2日後	復旧予測日数
断水人口（人）	約510	約470	約460	冬3日、冬以外1日程度

ク 停電軒数（津波や火災・揺れ等による被害）

区分	被災直後	被災1日後	被災2日後	被災1週間後
停電軒数（棟）	約11,000			

② 津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

中央防災会議の「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」で予測した、海溝型地震のうち市に最も影響のある三陸沖北部の地震による津波を想定した。

北海道が行った「津波シミュレーション及び被害想定調査（H19.3報告）」の結果、次のように想定される。

ア 津波の設定

- ・ 想定津波 三陸沖北部の地震津波
- ・ 構造物 効果あり（防波堤、防潮堤、河川堤防等の施設が、全て有効に機能）
- ・ 潮位（TP） 0.6m（朔望平均満潮位：各月の最高満潮面を平均して潮位）

イ 想定される津波の最大遡上高

地点	最大遡上高	影響開始時間	第1波到達時間
室蘭港	2.3メートル	40分	68分
絵鞆町	1.8メートル	37分	53分
舟見町	1.8メートル	32分	50分
東町	2.1メートル	30分	47分

※最大遡上高とは、東京湾の平均海面を基準とし各地区で津波が到達する最高の標高

第2章 災害通信計画

第1節 地震・津波情報等の伝達計画

1 地震情報及び伝達

(1) 緊急地震速報等

① 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

なお、震度が6弱以上または長周期地震動階級4以上の揺れが予想される緊急地震速報は、特別警報（地震動特別警報）に位置付けられる。

注）緊急地震速報は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

緊急地震速報の伝達について

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達する。また、放送事業者や通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く住民等へ緊急地震速報の提供に努めるものとする。

消防庁は、気象庁から受信した緊急地震速報、地震情報、津波警報等を全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達するものとする。

室蘭市、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線等により、住民等への伝達に努めるものとする。

② 地震情報の種類、発表基準と内容

種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報・津波警報・津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度1以上	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震

	<ul style="list-style-type: none"> ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された場合 ・緊急地震速報を発表した場合 	<p>度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。</p>
長周期地震動に関する情報	震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。
遠地地震に関する情報	<p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等*</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <p>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある</p>	<p>地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表*</p> <p>日本や国外への津波の影響についても記述して発表。</p> <p>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表</p>
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方毎に推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

③ 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方气象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

種類	発表基準	内容
地震解説資料（全国速報版・地域速報版）	<p>以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波警報・注意報発表時（遠地地震による発表時除く） ・（担当地域で）震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。） 	<p>地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図状況を取りまとめた資料。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国速報版 <p>上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域速報版 <p>上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。</p>

<p>地震解説資料（全国詳細版・地域詳細版）</p>	<p>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波警報・注意報発表時 ・（担当地域で）震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生 	<p>地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国詳細版 <p>地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域詳細版 <p>全国詳細版発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料(地域の地震活動状況に応じて、単独で提供されることもある)。</p>
<p>地震活動図</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定期（毎月初旬） 	<p>地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、(毎月の都道府県内及び) その地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。</p>
<p>週間地震概況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定期（毎週金曜） 	<p>防災に係る活動を支援するため、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料。</p>

(2) 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域



地域名

地方単位	都道府県単位	地域単位
北海道	北海道道南	胆振地方中東部

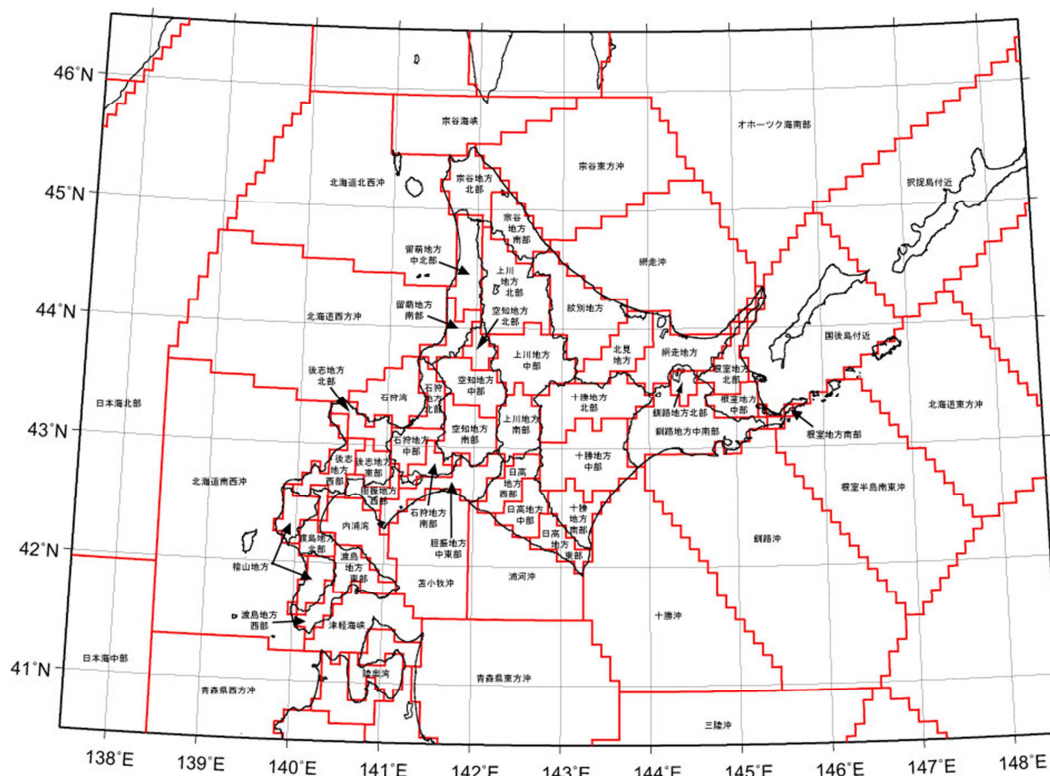
(3) 震度速報、震源・震度情報の発表に用いる地域名と市町村名



地域名

地域名	市町村名
胆振地方中東部	室蘭市、苫小牧市、登別市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町

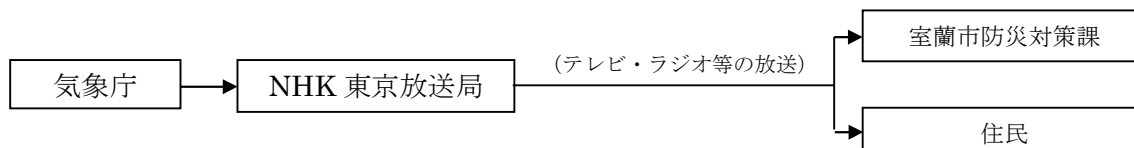
(4) 震央地名



(5) 室蘭市の震度観測地点

地域名称	市町村名	震度発表名称	観測機関
胆振地方中東部	室蘭市	室蘭市山手町 室蘭市寿町	気象庁 防災科学技術研究所

(6) 気象庁が発表する地震動警報の伝達については次のとおりである。



※なお、地震動予報についてはテレビ、ラジオ等の放送は行わない。

(7) 気象庁震度階級と現象・被害予想

気象庁が発表する震度と、人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況の関連については、次のとおりである。

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

※建築物などの予想される被害の詳細は、資料編に掲載。

2 津波情報及び伝達

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報及び津波情報

① 大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は津波による災害の発生が予想される場合には、大津波警報、津波警報又は津波注意報を、発表する（以下、これらを「津波警報等」という）。

なお、大津波警報については、特別警報に位置付けられる。

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表基準

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		とるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表 ※	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		

津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	$1\text{ m} < \text{高さ} \leq 3\text{ m}$	3 m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	$0.2\text{ m} \leq \text{高さ} \leq 1\text{ m}$	1 m	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※ 定性的表現で発表される津波の高さについて

地震規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震の規模を数分内に精度よく推定することは、現在の技術では無理である。津波警報等を迅速に発表するため、即時に推定した地震規模が小さく見積もられているおそれがある場合、当該海域で想定される最大規模の地震が発生したものと見なし、予想される津波の高さを「巨大」等の定性的表現とした特別の大津波警報をただちに発表する。このような大津波警報が発表された場合は、最悪の事態を想定し、最大限の避難等防災対応をとる必要がある。

なお、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想された津波の高さを数値で示す続報を発表する。

津波警報等を利用するにあたっての留意事項

- 津波警報等は地震が発生してから約3分（一部の地震*については最速2分以内）を目標に発表するが、沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等が津波の襲来に間に合わない場合がある。

このため、沿岸地域など津波災害のリスクのある地域の住民等には、強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的に安全な場所へ避難する等、自らの命は自ら守る行動を求めることが重要である。

（※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震。）

- 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、更新される場合がある。
- 気象庁は津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このとき、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点

に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

② 津波情報

気象庁は津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどをお知らせする。また、実際に津波を観測した場合には、観測した津波の時刻や高さをお知らせする。

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び各津波予報区で推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを発表（※2）
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報等の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報 (特別警報)	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予想区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同様に避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の予報区において、沿岸で推定される津波高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

警報等の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報 (特別警報)	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

津波情報を利用するにあたっての留意事項

- 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 到達予想時刻は、津波予想区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
 津波の高さは一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、予想される津波の高さより局地的に高くなる場合もある。
- 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなるので一層の警戒が必要である。
- 津波観測に関する情報
 津波による潮位変化が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

● 沖合の津波観測に関する情報

津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

沖合で津波が観測されたことを示す情報であるが、上記の理由等から、この情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等である。

③ 津波予報

気象庁は地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合、以下の内容を発表する。

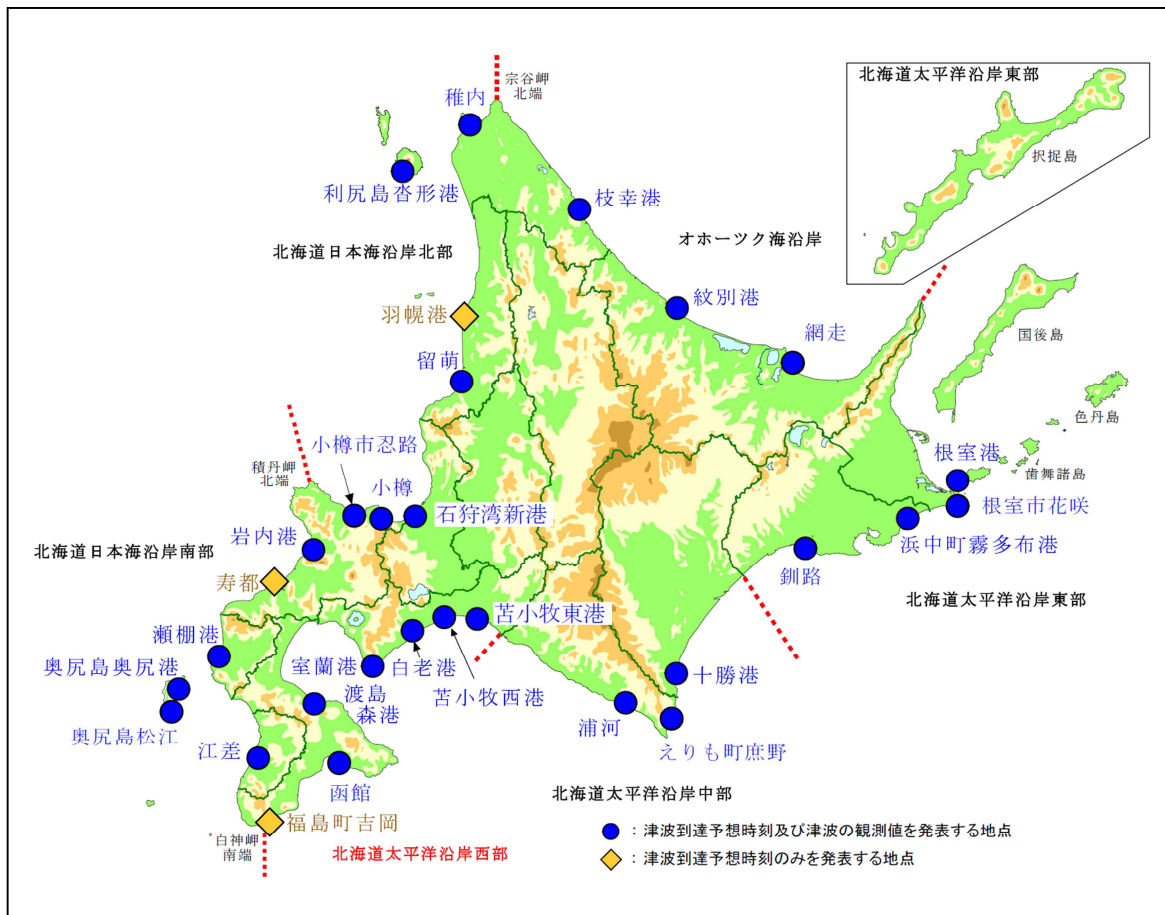
津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2 m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2 m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(2) 津波予報区

室蘭の津波予報区域名は北海道太平洋沿岸西部である。

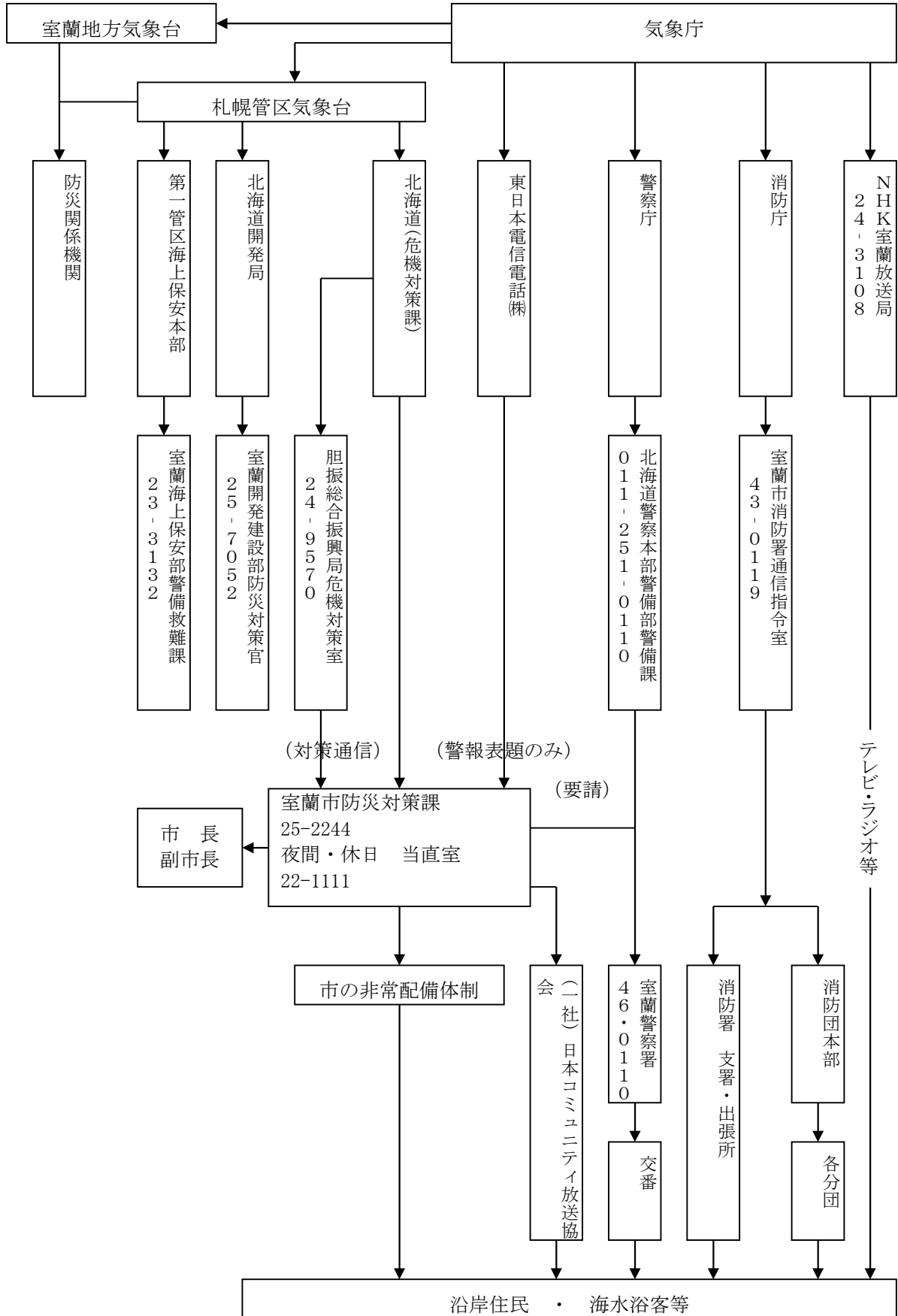
津波予報区域図



(3) 室蘭市の津波観測地点・津波到達予想地点

地域名称	津波到達予想時刻及び津波の観測値を発表する地点
北海道太平洋沿岸西部	室蘭港

(4) 住民等への警報・注意報伝達は、次のとおりである。



3 災害発見者の通報義務等

(1) 通報義務者及び通報先

地震が発生し、または津波警報等が発表されている場合等において、家屋の倒壊、火災、崖崩れ等の災害を発見し、又は災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は延滞なく、その状況を通報しなければならない。

なお、通報先及び関係機関の措置については第2編第2章第1節気象業務に関する計画3異常現象を発見した者の措置等（P51）による。

第2節 災害通信計画

地震・津波災害時における災害情報収集・伝達及び被害報告等の通信連絡の方法は、第2編第2章第2節災害通信計画（P53）の規定に準じる。

第3節 災害情報等の収集・伝達計画

地震・津波災害における災害情報収集・伝達及び被害報告等の報告については、第2編第2章第3節災害情報等の収集・伝達計画（P55）の規定に準じる。

第3章 災害予防計画

第1節 地震・津波に強いまちづくりの推進計画

市及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

1 地震に強いまちづくり

- (1) 市及び防災関係機関は、避難所等、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、緊急避難場所としての都市公園、河川、港湾、漁港など骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震化、不燃化、水面、緑地帯の計画的確保など防災に配慮した都市計画や土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図る。
- (2) 市及び防災関係機関は、ビル、大型店舗、駅など不特定多数のものが利用する都市の施設等の地震災害時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

2 建築物等の安全化

- (1) 市は、既存建築物の耐震化を計画的に推進するため、「耐震改修促進計画」や「地震ハザードマップ」等に基づき、所有者等への普及・啓発を図る。
- (2) 市は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を行い、その結果を公表するとともに施設の耐震性の向上を図る。
- (3) 防災関係機関及び多数の者が使用する施設、並びに学校（道立及び市立を除く）及び医療機関等の応急対策上重要な施設管理者は、耐震性の確保に努める。
- (4) 市は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。
- (5) 市、防災関係機関及び施設管理者は、建築物の落下対策及びブロック塀等の安全化、家具の転倒防止など総合的な地震安全対策を推進する。

3 主要交通の強化

市及び防災関係機関は、主要な鉄道、道路、港湾・漁港等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

4 通信機能の強化

市及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努めるものとする。

5 ライフライン施設等の機能の確保

- (1) 市、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
- (2) 市及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等に努める。
- (3) 市及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取り組みを促進する。

6 復旧対策基地の整備

市は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となるスペースの確保に努める。

7 液状化対策

市、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するよう努める。

8 危険物施設等の安全確保

市及び防災関係機関は、危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

9 災害応急対策等への備え

市及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。

また、市は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努めることとする。

10 津波に強い地域づくり

- (1) 市は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、やむを得ない場合を除き、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。
- (2) 市は、できるだけ短時間で避難が可能となるような緊急避難場所・津波避難ビル等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。
- (3) 市は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局によ

る共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。

- (4) 市は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

第2節 津波災害予防計画

津波の災害により被害の発生が予想され、警戒を必要とする区域を災害危険区域として指定し、計画的に災害防止工事等の整備を実施して、災害の未然防止を推進するための計画は、次のとおりである。

1 基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、

- ① 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波。
- ② 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波。の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び防波堤等の外郭施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、一次避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

また、比較的頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、防波堤等の外郭施設等の整備を進めるものとする。

2 予防対策

津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として、市は過去の被害状況や道の「令和3年度北海道太平洋沿岸における津波浸水想定区域図」の成果を踏まえて、一次避難場所や防災行政無線など住民への多重化された情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画の策定やハザードマップ（災害危険区域予測図）を配布するとともに、津波に関する掲示板等を設置し、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進するものとする。

3 施設の整備

- (1) 港湾管理者及び漁港管理者は、津波による災害予防施設としての効果を有する防波堤等の外郭施設及び津波漂流物対策施設の整備に努めるものとする。
- (2) 道路管理者は、津波による災害予防施設としての効果を有する道路や避難路などの道路施設の整備に努めるものとする。

4 浸水想定区域

浸水想定区域については、資料編に掲載。

第3節 土砂災害予防計画

地震動に起因する急傾斜地の崩壊等による災害を予防するための計画は、第2編第3章第5節土砂災害予防計画（P66）の規定に準じる。

第4節 消防計画

地震・津波による災害時において、消防機関がその機能を十分に発揮するため、平常時並びに非常時における消防体制、活動及び消防力の整備等について、大綱を定めるものであり、第2編第3章第7節消防計画（P69）の規定に準じ、その運用等の内容については消防本部が別途定める。

第5節 救援物資等の備蓄、調達計画及び防災資機材等の整備計画

地震・津波災害時において、食料、飲料水、寝具及び衣料品等の生活必需品など市民の生活を守る救援物資等を迅速に確保し、応急対策活動を円滑に実施するための計画は、第2編第3章第8節救援物資等の備蓄、調達計画及び防災資機材等の整備計画（P70）の規定に準じるものとし、市は、市としての最小限の備蓄及び民間等からの調達体制の整備に努めるものとする。

第6節 避難体制整備計画

地震・津波災害から住民の生命・身体を保護するため、安全な避難所等を確保することが重要である。避難所等に関する計画は、第2編第3章第9節避難体制整備計画（P76）の規定に準じるほか、地震・津波の災害時において次に掲げる避難体制整備等を追加して実施するものとする。

1 指定緊急避難場所の指定

市は、津波から住民の安全を確保するため、地形・標高を考慮した指定緊急避難場所を指定・整備するとともに、施設管理者の協力を得て高層ビル（津波避難ビル）などを指定緊急避難場所として指定・整備することに努める。

なお、指定・整備にあたっては、特に要配慮者の避難に十分配慮するほか、次の事項に留意する。

- (1) 津波避難場所は、予想される浸水の深さに対する安全性を考慮したものであること
- (2) 津波の到達が予想される時間内における避難場所への到達可能時間を考慮したものであること

2 指定緊急避難場所の指定方針

- (1) 津波に対する構造安全性

原則として RC または SRC 構造とし、想定浸水深に津波が建物等に衝突した際のせり上がり高さを加えた「基準水位」を考慮する。

3 津波避難ビルの指定内訳

(令和2年5月1日現在)

施設区分	公共施設	学校施設	民間施設
津波避難ビル	13	3	4

※なお、施設名及び他の指定緊急避難場所一覧表は資料編に掲載

第7節 避難行動要支援者対策計画

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等必要な情報を迅速且つ的確に把握し、地震・津波から自らを守るため、安全な場所に避難するなどの一連の行動をとるのに支援を要する人々の安全確保に関する計画は、第2編第3章第10節避難行動要支援者対策計画（P80）の規定に準じる。

第8節 自主防災組織育成等に関する計画

大規模な地震・津波災害時には、公的機関による防災活動のみならず、地域住民及び事業所等による自主的な初動対応が被害の防止、軽減に大きな役割を果たすことから、これらの組織化を図ることが極めて重要である。

このため市は、第2編第3章第11節自主防災組織育成等に関する計画（P85）の規定に準じて、住民の連帯意識に基づく自主防災組織の結成の促進、及び事業所の自衛消防組織の拡大に努めるものとする。

また、その際、女性の参画の推進に努めるものとする。

第9節 防災知識の普及・啓発計画

地震・津波災害は広範囲にわたり、同時に火災、救助・救急事象が発生するとともに、ライフラインや交通網が断絶するなどの複合した被害をもたらし、又、災害時の季節、時間、気象条件等によっても被害の態様が異なってくる。

このため、地震・津波による被害の軽減を図るためには、地震・津波防災に関する正しい知識と行動力を養うことが不可欠であり、風水害等による災害も含め、防災関係機関のみならず、住民や事業所等がこのことを十分に理解し、防災意識の普及・高揚によって社会全体としての防災能力の向上を図ることに係る計画は、第2編第3章第12節防災知識の普及・啓発計画（P88）の規定に準じるほか、市民や児童・生徒等に対し次に掲げる防災知識の啓発等を追加して実施するものとする。

1 市民に対する防災知識の啓発及び児童・生徒、教職員に対する防災教育の推進

(1) 地震

- ① 建物の耐震診断と改修、家具の固定、外壁やガラス等の飛散・落下防止
- ② 水道、電気、ガス、電話などのライフラインに関する地震災害時の心得
- ③ 適切な避難行動を図るための緊急地震速報利用の心得

(2) 津波

- ① 津波の特性に関する知識
- ② 海水浴、釣りなど海岸利用時における対処方法

第10節 防災訓練計画

災害応急対策活動の迅速かつ円滑な実施を図るため、各防災機関が防災上の責務の遂行に必要な技術・技能の向上と、住民の防災知識の普及・啓発を図ることを目的とした防災訓練の実施に関する計画は、第2編第3章第13節防災訓練計画（P90）の規定に準じるほか、次に掲げる訓練について追加するよう周知に努める。

1 緊急地震速報を取り入れた訓練の実施

不特定多数の者が利用する集客施設等の管理者等は、それぞれの施設の特性を考慮し、施設利用者の安全確保について最も適切な方法を検討し、既存の訓練計画等に緊急地震速報を盛り込み実施するよう努めるものとする。

2 津波防災避難訓練の実施

市は津波防災避難訓練を実施する場合は、避難対象地域に所在する学校（児童生徒等）を含めて訓練を実施するよう努めるものとする。

第11節 業務継続計画の策定

1 市の業務継続計画

大規模地震災害時に、市の業務継続を図る体制を確保するため、事前に行うべき資源（職員、資機材及び情報等）の確保・配分や必要な対策については、本計画の定めるところによる。

(1) 目的

この計画は、業務資源が大幅に制約されるような大規模災害時に、市が行う業務のうち、災害応急対策業務及び業務継続の優先度が高い通常業務を「非常時優先業務」として迅速かつ的確に実施できるよう、事前に必要な資源の準備や対応方針を定めることにより、発災直後の業務レベルの向上、業務立ち上げ時間の短縮及び災害復旧完了時までの業務継続を図ることを目的とする。

(2) 基本方針

- ① 発災直後の業務レベルの向上及び業務立ち上げ時間の短縮を図るため、業務開始目標時期ごとに非常時優先業務を選定し、業務遂行のために必要な人員体制及び執務環境について定める。
- ② 災害復旧完了時まで業務継続体制を維持するため、業務に携わる職員の食料・水の確保、健康管理及び執務環境の整備等について定める。
- ③ 実際の大規模災害時に、当該計画通りに業務を遂行できるよう、平常時からの対策、職員への啓発及び職員の訓練等について定める。
- ④ 市の業務継続能力を高めていくため、継続的に計画の見直しを行っていく旨を定める。

(3) 被害想定

※本編第1章第2節 計画で想定する地震と津波 1 地震 (P158) による。

① 地震の設定及び想定される被害

- ・ 想定する地震 : 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 (三陸・日高沖)
- ・ マグニチュード (Mw) : 9.1
- ・ 最大震度 : 震度5強
- ・ 人的被害 : 建物倒壊、急傾斜地崩壊に伴う死者数は、わずかな被害 (5未満)
- ・ 建物被害 : 液状化 約540棟
揺れ、急傾斜地崩壊、地震火災による消失については、わずかな被害 (5未満)

(4) 非常時優先業務の選定

① 非常時優先業務

非常時優先業務とは、②の選定方針により選定される災害応急対策業務及び優先的に対策を講ずべき通常業務を指すものとする。

② 選定方針（評価・選定基準・業務例）

評価	選定基準	該当する業務の考え方
A	発災後3時間以内に着手しないと、住民の生命・生活及び財産、又は都市機能に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務	<ul style="list-style-type: none"> ・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・救助、救急の開始 ・避難所の開設
B	発災後24時間以内に着手しないと、住民の生命・生活及び財産、又は都市機能に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務	<ul style="list-style-type: none"> ・応急活動（救助・救急以外）の開始 ・避難生活の支援の開始 ・重大な行事の手続き
C	発災後3日以内に着手しないと、住民の生命・生活及び財産、又は都市機能に相当な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者への支援の開始 ・他業務の前提となる行政機能の回復
D	発災後2週間以内に着手しないと、住民の生命・生活及び財産、又は都市機能に相当な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧、復興に係る業務の本格化 ・窓口行政機能の回復
E	発災後1か月以内に再開すべき業務	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の行政機能の回復

③ 選定結果

評価	選定基準	応急対策業務数	通常業務数
A	発災後3時間以内に着手すべき業務	147	27
B	発災後24時間以内に着手すべき業務	83	35
C	発災後3日以内に着手すべき業務	65	28
D	発災後2週間以内に着手すべき業務	18	73
E	発災後1か月以内に再開すべき業務	12	125
合計		325	288

④ 主な非常時優先業務

部名	種別	業務名	業務開始目標時期				
			3時間以内	24時間以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
総務部	応急	災害対策本部の設営・庶務	○				
		本庁舎の被害状況調査・報告	○				
		避難所開設・運営のとりまとめ	○				
		災害広報	○				
	通常	自衛隊の災害派遣要請に関する事項		○			
企画財政部	応急	職員の健康管理に関する事項			○		
		資機材、燃料及び物資や備蓄品の運搬		○			
生活環境部	応急	災害対策に要する資金の確保			○		
		国、道及び関係機関への陳情等調整			○		
	通常	町内会・自治会・自主防災組織との連絡調整	○				
保健福祉部	応急	公害に関する事項（災害関係）		○			
		国民健康保険等に関する事項		○			
	通常	社会福祉施設の被害状況調査・報告	○				
経済部	応急	障がい者の被災状況調査	○				
		救護所の開設に関する事項	○				
		高年齢者の安否確認	○				
	通常	担当生活保護受給者の安否確認等	○				
都市建設部	応急	商工関係・農業用施設等の被害状況調査	○				
		観光施設被害の応急対策に関する事項		○			
	通常	漁港・漁業者に関する事故処理対応		○			
		商工農水産関係者への災害融資等の相談・対策			○		
教育部	応急	公共土木施設の被害状況調査・報告	○				
		公共建築物の被害状況調査・報告	○				
港湾部	応急	津波情報の把握	○				
		学校その他教育施設の被害状況調査・報告等	○				
		児童・教職員等の被災状況調査	○				
水道部	応急	学校施設の復旧対策			○		
		津波情報の把握	○				
		港湾関係施設の被害状況調査・報告	○				
消防本部	応急	水道部災害対策本部の設営・庶務	○				
		水道・下水道施設の被害状況調査・報告	○				
		水道・下水道施設の応急措置	○				
消防本部	応急	人命救助及び負傷者の救命救護・搬送	○				
		行方不明者の捜索・収容	○				
		災害の情報収集・連絡報告	○				

(5) 非常時優先業務の執行体制の確保

①職員の配備体制

職員の非常配備体制については、第1編第2節4非常配備体制（P18）による。

②職員の安否確認

・ 安否確認

各所属長は、職員及びその家族の安否確認を行い、総務部（職員課）に報告する。職員課は、職員の再配分を行うための基礎資料として、職員等の安否情報をとりまとめる。

・ 平常時の事前対策

各所属長は、平常時から所属職員の安否確認を円滑に行えるよう、所属内で安否情報の具体的なとりまとめ手順を確認するとともに、職員に周知を徹底するものとする。

③職員の参集

・ 職員の参集

職員の参集については、本編第4章第2節職員動員計画（P192）による。

・ 参集場所

※ 参集場所となっている庁舎が被災した場合、その庁舎を使用することによる二次災害の危険性の調査は、総括班及び建築班にて行い、その調査結果を本部に報告する。

※ 本部は、上記の調査結果により当該庁舎が使用不可能と判断した場合には、代替の参集場所を定め、各所属長へ伝達するものとし、各所属長は各所属職員へ伝達するものとする。

・ 自宅待機＝参集が困難な場合の対応

職員は、以下の「自宅待機の要件」に該当する場合は、安否情報を所属長に報告した上で、原則として自宅待機とする。その際には、常に所属長からの連絡がとれるよう留意し、また、待機の間は、自宅周辺での救出・救助活動、避難者支援に積極的に参加する。

なお、自宅待機の要件に該当しなくなった場合には、自身の安全の確保に十分配慮しつつ速やかに参集する。また、課長職以上の管理職員が参集困難である場合には、必ず所属職員へ連絡し、対応について協議を行うなど、所属内の意思決定に支障が生じることがないように留意する。

＜自宅待機の要件＞

- 1 職員の家族等が死亡したとき。
- 2 職員又は家族が負傷し、治療又は入院の必要があるとき。
- 3 子の保育、親の介護などにより在宅の必要があるとき。
- 4 同居する家族の安否確認がとれないとき。
- 5 職員又は職員に深く関係する者の住宅が被災した場合で、職員が当該住宅の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事する必要があるとき。
- 6 その他、参集できない合理的理由がある場合。

④非常時優先業務実施のための職員の体制

・ 職員の弾力的な配置について

各非常時優先業務の業務量や必要人数等は被災規模等によって変化するため、市は、必要人数が確保できない場合は、応援職員の配置を行い、必要に応じて全庁横断的に各部を越えて調整する。

東日本大震災では、罹災証明の発行に伴う家屋被害の調査業務において圧倒的に人員が不足し、市民生活の復旧に大幅な遅れをもたらしたため、特に人員配置には留意する。

・ 意思決定権限の代行

職員参集率が低い発災直後の初動期においては、指揮系統の確立が重要なため、各班においては、班長が不在の場合にも適切に意思決定を行えるよう委任権限の順序を事前に定めるものとする。

⑤職員の健康管理等

非常時優先業務を継続的に進めていくためには、業務に従事する職員の健康管理に留意する必要があるため、本部及び各所属長は、以下の点に配慮する。

・ 健康管理

職員の健康に配慮し、休憩・仮眠所の確保、過度の負担にならない勤務のローテーションなどの措置を行う。また、避難所業務のように、実際に休憩時間の確保が困難な業務については、職員の勤務時間が長時間にわたらないように交代の職員を派遣する等、健康に配慮する。

・ 睡眠場所の確保

大規模災害時で、やむを得ず帰宅せずに業務に当たる職員が出る場合には、本部は職員用の睡眠場所を確保し、併せて、毛布等の必要物資についても事前に確保するよう努める。

・ 安全管理

各所属は、被害調査等のため災害現場に出る職員がある場合は、緊急情報の収集、伝達手段の確保など、職員の生命、安全の確保を図る観点から、必要な措置をとる。

・ メンタル管理

職員の精神面でのケアのため、本部は、カウンセリングを受けられるような場所を設置し、職員への周知を図る。各所属長は職員のメンタル面に注意を図り、早期発見に努める。

※参考：参集可能人員の算出

・ 参集可能人員の算出については、国土交通省業務継続計画の考え方を参考にして想定する。

発災からの経過時間	参集手段	参集率の想定
発生から1時間後	徒歩（時速2km/h）※	2km圏内の職員のうち、約6割が参集
発生から3時間後	徒歩（時速2km/h）※	6km圏内の職員のうち、約6割が参集
発生から1日後	徒歩（時速2km/h）※	1.5km圏内の職員のうち、約6割が参集
発生から1週間後	交通機関等を使用	全職員の約9割が参集

※障害物による迂回、休憩を考慮。

・職員の参集想定（発災：冬、18時）

発災後の経過時間	～1時間	～3時間	～1日	～7日
想定参集職員数（人）	51名	161名	355名	566名
職員参集率（％）	8％	25％	56％	89％

（6）業務執行環境の整備

災害時に非常時優先業務を執行するために、本庁舎をはじめ、非常時優先業務遂行の拠点となる施設の安全を保ち、職員が迅速な初動態勢をとるとともに、関係機関との情報連絡手段を確実に確保するなど、業務の執行環境を適切に整備する。

①執務環境の機能確保

・本庁舎

本庁舎については、耐震診断の結果により、耐震性の不足が明らかになっているため、市は、建て替えを基本として検討を進め、業務継続が困難となる事態が発生しない対策を施すよう努めるものとする。

・非常時優先業務遂行のための本庁舎以外の施設

非常時優先業務が遂行できない事態を招かないようにするため、業務の継続性が確保できる耐震安全性の対策を施すよう努めるものとする。

・本庁舎が使用不能な場合の代替施設の確保

本庁舎が災害の影響により使用不能となった場合、市は、室蘭西中学校や旭ヶ丘小学校など利用可能な施設を利用して、執務環境の確保に努めるものとする。また、公共施設の建て替えにおいて、業務の継続性が確保できる耐震安全性の対策を施し、本庁舎が災害の影響により使用不能となった場合に備えるよう努めるものとする。

・執務空間の安全対策

市本部が置かれる本庁舎等、大規模災害時に防災拠点となる施設にあつては、市は、書庫・キャビネット・什器等のオフィス家具の転倒防止等の安全対策に努めるものとする。

②情報システムの機能確保

市は、大規模災害時における情報システムの機能を確保するため、ICT業務継続計画の策定に努めるものとする。

③電力・燃料の確保

・電力の確保

市本部が置かれる本庁舎にあつては、災害用非常用発電機を設置している。本庁舎のほか災害時に拠点施設となる施設にあつては、停電時に備えた非常用電源の確保において、非常用発電機その他、市保有のFCV（燃料電池自動車）等を有効に活用し電源の確保を行うものとする。

災害用非常用発電機等の供給量確保、配分のあり方については継続的に検討していくものとする。

・燃料の確保

冬期間発災による停電時への個別暖房の確保等のため、市は、燃料の確保に努めるもの

とする。また、非常時優先業務の実施に支障をきたすことがないように、協定の締結等を通じて燃料供給体制を確立するよう努めるものとする。

④通信手段等の確保

・通信手段の確保

市は、市内の防災拠点間については、通常の通信手段が利用できない場合でも、防災行政無線、災害時優先電話及び衛星携帯電話等を有効に活用して通信手段を確保するよう努めるものとする。

・情報収集体制の確立

※初動期の情報収集体制の確立

災害情報の収集については、本編第2章第3節災害情報等の収集・伝達計画（P174）による他、初動期の情報不足を補完するため、市は、職員が登庁する際に重要な施設や主要幹線道路、鉄道網、橋りょうなどの重要なインフラの被害状況を確認しながら参集時に情報収集するなどの仕組みを検討するものとする。

※各関係機関からの情報収集体制の確立

災害時に密接な情報交換を図ることができるよう、市と各関係機関との機能別連絡体制を検討するなど、関係機関との強化を図っていくものとする。

⑤資機材の確保等

市は、次の資機材の確保等に努めるものとする。

- ・非常時優先業務を遂行する上で不可欠な資機材及び生活物資等の確保
- ・冬期間の発災に備え、執務スペース内の個別暖房器具及び燃料の確保
- ・災害時に必要な資機材や生活物資の調達及び連絡方法についての事前の確認

⑥職員の非常用食料、飲料水等の確保

市は、非常時優先業務に従事する職員用の非常用食料及び飲料水の確保に努めるものとする。また、職員が参集する場合は、可能な限り飲食物等を持参するよう啓発し、平常時から個人レベルで非常用食料等の家庭内備蓄も推奨する。特に、持病薬等、個人の事情により必要なものは、職員自らが備蓄しておくよう啓発していくものとする。

⑦トイレの確保

市は、上下水道の断水時に備えて、職員用の簡易トイレ及び簡易トイレ処理袋、個室テントの備蓄に努めるとともに、使用済み処理袋の一時保管場所や廃棄方法について検討していくものとする。

（7）今後の取組

①計画の見直し

当該計画は、市民の生命・生活・財産を守り、早期に市民生活を復旧することが目的である。したがって、計画作成がゴールではなく、市の業務継続能力を高めていくことが目的を達成

するうえで非常に重要となる。そこで、市は、計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→見直し（Act）のPDCA サイクルを展開し、組織としての業務継続能力を継続的に維持・改善するよう、継続的に計画の見直しを行っていくよう努めるものとする。

②教育・訓練の実施

業務継続能力の向上は、各職員が業務継続の重要性や自らが果たすべき役割を正しく理解し、実際の業務に生かさなければならぬ。市は、計画の内容を周知徹底していくとともに、各職員の業務継続能力を継続的に維持・向上させていくための職員研修や訓練を実施していくよう努めるものとする。

③マニュアル等の充実

大規模災害時に的確に業務継続を行うには、平常時からの職員の行動意識とともに、非常時優先業務の作業手順を明文化した業務手順書、行動プログラムなど業務に当たる各職員の具体的な作業手順を記したマニュアルが必要となるため、市は、これらの充実を図っていくよう努めるものとする。

④指定管理者や委託業者への周知と連携

市有施設の施設管理等を行っている指定管理者や市の業務の一部を行っている委託業者に対し、当該計画を周知し、大規模災害時の対応等について契約・協定等の締結を進めていくよう努めるものとする。

2 事業者による業務継続計画（BCP）の策定

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たすべき役割を十分に認識し、各事業者において災害時に“非常時に優先度の高い業務”の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

3 室蘭港港湾BCP

大規模地震等による災害時において、室蘭港内における二次災害発生の抑止、機能の低下を抑制、及び港湾機能の早期復旧活動等については、室蘭港港湾BCP協議会が定める「室蘭港港湾BCP」に基づくものとする。

4 市立室蘭総合病院事業継続計画（BCP）

災害時に特に大きな役割を担う災害拠点病院にあつては、平常時とは比較出来ない傷病者が来院する事などが想定され、医療サービスを停止することは許されない。平常時の院内体制を確保出来なくても一定程度の医療サービスを継続するため、市立室蘭総合病院の災害時活動等については、「市立室蘭総合病院BCP」に基づくものとする。

5 水道部業務継続計画（BCP）

上下水道施設は市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、大規模な災害など被害を受けても、優先実施業務を中断させず、たとえ中断しても許容される時間内に復旧できるよう、水道部の災害時活動等については、「水道部BCP」に基づくものとする。

6 ICT-BCP

業務のICTへの依存度が高い今日においては、ICTの利活用の有無が初動業務の迅速性に大きな影響を与えることが想定されるため、大規模災害時における住民の安全確保や平常時の重要業務の早期復旧活動等については、「ICT-BCP」に基づくものとする。

7 追直地域漁港業務継続計画（BCP）

大規模災害によって水産物の生産・流通機能が損なわれれば水産物の安定供給に支障が生じ消費者の生活に支障を来すとともに、当該漁港を利用している漁業者や市場関係者など関係者に影響を与えることとなるため、水産物の生産・流通の早期復旧活動等については、室蘭地域マリンビジョン協議会が定める「追直地域漁港BCP」に基づくものとする。

8 室蘭市議会業務継続計画（BCP）

大規模災害時、市議会における迅速な議会機能回復とその維持のための各役割や対応等については「室蘭市議会BCP」に基づくものとする。

第4章 災害応急対策計画

第1節 応急活動計画

地震・津波が発生し、大津波警報（特別警報）、津波警報、津波注意報が発表された場合の、市本部等の応急活動計画は次のとおりとする。

室蘭市災害対策本部等の活動内容

組織区分	活動内容
災害対策本部設置	①第1編第3章第2節 災害対策本部（別表2 P20～28）による。
警戒本部設置	①各部・班が管理している施設の点検を実施し、被害状況を調査する。 ②被害の発生が予想されるので、本計画に定める必要な応急措置を行うとともに、市民生活に影響のある場合は、その対策を実施すること。 ③市民から被害の通報があった場合には、調査の上必要な応急措置又は対策を実施すること。 ④被災情報の収集 ⑤必要に応じて避難所の開設 ⑥津波情報の収集及び漁業関係団体への情報伝達 ⑦津波警報の住民伝達及び沿岸の釣人等に対する避難の呼掛け、必要に応じて避難指示の発令 ⑧胆振総合振興局、室蘭警察署、室蘭海上保安部、NKK 室蘭放送局、民間放送局並びにその他の報道機関に対する通報又は報道依頼
非常配備体制	①各部・班が管理している施設の巡回点検を行い、被害状況を調査する。 ②被害が発生した場合は、本計画に定める必要な応急措置を行うとともに、市民生活に影響にある場合はその対策を実施すること。 ③市民から被害の通報があった場合には、調査の上、必要な応急措置又は対策を実施すること。 ④津波情報の収集及び漁業関係団体への情報伝達 ⑤津波注意報の住民伝達及び沿岸の釣人等に対する避難の呼掛け

第2節 職員動員計画

勤務時間中及び夜間・休日等勤務時間外に地震が発生し、又は津波に関する注意報、警報及び情報等（以下「津波情報」という。）が発表された場合の職員の非常招集方法等については、本計画の定めるところによる。

1 地震・津波情報及び配備体制の伝達（勤務時間中）

勤務時間中の地震、津波情報及び配備体制は、次の方法により総務部総括班から伝達する。

- ① 庁内放送又は庁内情報システム
 - ② 庁内放送拡声器が設置されていない部・班については、電話又はFAX及び庁内情報システム
- ※大地震により上記による伝達ができない場合は、以下に規定する自主参集により配備に着く。

2 職員非常招集方法（勤務時間外）

夜間、休日の職員非常招集について、以下のとおり定める。

(1) 自主参集

職員は、地震・津波関連情報を入手するため、北海道防災情報システムのメールサービスへ積極的に登録するほか、地震を覚知したときは、ただちにテレビ・ラジオ等で震度及び津波情報を確認し、安全の確保に十分に配慮しつつ速やかに自主参集するものとする。

- ① 本市の震度が4のとき、又は本市沿岸に津波注意報が発令されたとき（第1種配備の職員）
- ② 本市の震度が5弱のとき、又は本市沿岸に津波警報が発令されたとき（第2種配備の職員）
- ③ ニュース等で、地震や津波により市内で被害が発生していることを知ったとき（第2種配備の職員）
- ④ 本市の震度が5強以上のとき、又は本市沿岸に大津波警報が発令されたとき（全職員）
- ⑤ ニュース等で市内全域に災害が発生し、被害が甚大なことを知ったとき（全職員）

【自主参集の特例】

道外や国外等の遠海で発生した地震による津波の場合、本市では地震による揺れを感じなくても、津波情報が発表される場合がある。

このような場合は、総務部総括班から、非常配備対象班の班長（課長）に電話で連絡し、班長は非常招集連絡網により、配備対象職員を非常招集する。

3 第1種配備及び第2種配備の場合の参集場所

前2（1）「自主参集」 ①～③の参集職員は、直ちに勤務場所に集合するものとする。
なお、消防本部職員は、あらかじめ定められた場所に集合するものとする。

4 第3種配備の場合（震度5強以上、大津波警報）の参集場所

(1) 参集場所

前2（1）「自主参集」 ④～⑤の参集職員は、直ちに勤務場所に集合するものとする。

なお、消防本部職員は、あらかじめ定められた場所に集合するものとする。

ただし、道路等の遮断等のため参集できないときは、居住地により次の施設に参集するものとする。

居住地別参集場所一覧

番号	参集施設	職員の居住地
1	室蘭西中学校 (非常時優先業務、市役所代替施設)	絵鞆町、祝津町、港南町、増市町、小橋内町、築地町、緑町、西小路町、沢町、幕西町、海岸町、中央町、常盤町、清水町、幸町、本町、栄町、舟見町、山手町、入江町、新富町、母恋北町、母恋南町、茶津町、御前水町、御崎町、大沢町、輪西町、みゆき町、仲町
2	防災センター (消防本部・消防署)	東町、寿町、日の出町、
3	旭ヶ丘小学校 (非常時優先業務、市役所代替施設)	中島町、中島本町、知利別町1～2丁目、宮の森町、八丁平、登別市以東
4	消防署高砂出張所	高砂町、水元町、天神町、知利別町3～4丁目
5	消防署蘭北支署	高平町、柏木町、港北町、本輪西町、幌萌町、香川町、神代町、陣屋町、白鳥台、崎守町、石川町、伊達市以西

(2) 参集場所において実施すべき応急活動の内容

- ① 地区内の被害状況の収集及び市本部への報告に関する事。
- ② 必要に応じて、避難準備の呼び掛け、避難の指示を行う事。
- ③ 避難者の誘導に関する事。
- ④ 避難所の開設に関する事。(開設した旨を直ちに市本部へ報告する。)
- ⑤ 避難所に収容した世帯名簿の作成に関する事。
- ⑥ 避難世帯数・避難者数の集計及び本部への報告に関する事。
- ⑦ 避難所における寝具・日用品・食料等の必要数を確認し、その供給を市本部へ要請すること。
- ⑧ その他必要な応急対策を実施し、若しくは応急対策を市本部へ要請すること。
- ⑨ 参集場所における指揮は、参集職員の中の上席者が務める。
- ⑩ 地区内に被害が無い場合、被害が軽微であって応急対策の必要が無い場合、若しくは避難所の運営要員(市職員は2～3名程度)以外の業務が必要でなくなった場合等で、参集職員の全部または一部の応急活動任務が終了したときは、指揮者は、市本部にその旨を報告し、その指示に従うものとする。

(3) 参集職員が留意すべき事項

- ① 参集手段
 徒歩や公共交通機関、自家用車等を利用するなどして迅速に参集する。
 道路の遮断等により居住地の近くの施設に参集する場合は、徒歩、自転車、自動二輪車等とする。なお、参集場所までの通行には安全に十分配慮するものとする。
- ② 服装・携行品
 応急活動に便利で安全な服装とし、職員証、筆記用具、帽子、手袋、タオル、飲料水、食糧、懐中電灯、携帯電話、携帯ラジオその他必要な用具を可能な限り携行すること。

※職員証は、交通規制がされている場合等において、応急対策に従事する者としての証明に必要な場合がある。

③ 参集途上の緊急措置等

ア 可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後ただちに参集場所の責任者（班長、指揮者等）に報告すること。

イ 火災または人身事故等に遭遇したときは、最寄りの消防署又は警察機関へ通報するとともに、適切な措置をとること。

第3節 広報計画

市は、地震・津波災害時には、被災住民をはじめ市民に対し、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動が取れるようにするとともに、公聴活動を展開し、被災住民の動向と要望事項の把握に努めるものとする。

また、被災者の安否について住民から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

1 広報事項

- (1) 地震発生直後の広報
 - ① 津波に関する情報（特別警報・警報・注意報・危険区域等）
 - ② 緊急安全確保、避難指示、避難場所等の避難に関する情報
 - ③ 出火防止及び初期消火の呼びかけ
 - ④ 地震時の一般的な注意事項
 - ⑤ 余震情報
 - ⑥ 市の実施している応急対策の内容
 - ⑦ その他被害の防止のための必要な事項

- (2) その後の広報
 - ① 火災等の災害状況及び被災状況
 - ② 給食、給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）
 - ③ 衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
 - ④ 医療救護所の開設状況
 - ⑤ 交通通信状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込み日時、通信途絶区域等）
 - ⑥ 道路、橋梁、河川、港湾等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
 - ⑦ 電気、上下水道、ガス等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）
 - ⑧ 安否状況
 - ⑨ 市の一般平常業務の再開状況
 - ⑩ ボランティアの受入状況
 - ⑪ 住民の心得等民生の安定及び社会秩序保持のため必要な情報

2 広報活動の方法

市は、あらゆる広報媒体を活用し、必要に応じて他の団体等の応援を求めて広報活動を実施する。特に、要配慮者に対する情報伝達には配慮するものとする。

- (1) 地震関連情報の広報
 - ① 広報車の利用
車両の通行が困難な場合も想定されるが、災害状況又は道路の復旧状況に応じて、必要な地域へ消防車や広報車等を出動させ防災関連情報等の広報を実施する。
 - ② 町内会・自治会や自主防災組織等の連絡網の利用

町内会・自治会や自主防災組織、民生委員等の連絡網を活用して防災関連情報等の広報を実施する。

- ③ 放送による広報
市民に対する周知のため、テレビ・ラジオによる放送を要請する。
- ④ 報道機関への発表
報道機関に対しては、災害の状況が把握され次第発表するとともに、引き続き災害に関する各種情報を定期的又は必要に応じて発表する。
- ⑤ 印刷物等の配付
必要に応じて広報むろらの臨時号を発行するほか、印刷物等を作成して被災現地において配付、又は避難場所、駅、郵便局、バス停等に掲示する。
- ⑥ IT 機器による広報
インターネットや携帯電話等の IT 機器を活用して、防災関連情報の広報を実施する。
- ⑦ 港湾保安システムによる広報
港湾の保安のために設置しているスピーカーを活用して、港湾関係者等に対し防災関連情報の広報を実施する。
- ⑧ 北海道防災情報システム等による広報
北海道防災情報システムのメールサービスや災害情報共有システム(Lアラート)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。

(2) 津波関連情報の広報

地震関連情報の広報活動に加え、以下の広報活動も実施する。

- ① 広報車の利用
ハザードマップにより予測されている津波浸水予測区域及び必要な地域へ消防車やパトカーを出動させ防災関連情報等の広報を実施する。
- ② 津波警報サイレンによる広報
市内に設置されている津波警報サイレンを活用して、住民等に対し津波警報及び大津波警報の広報を実施する。

3 一般住民、被災者からの広聴活動

市は、被災者の不安を解消するため、災害の状況が鎮静化し始めた段階において、速やかに広聴体制の確立を図り防災関係機関、行政機関、公共機関及び弁護士、司法書士、土地家屋調査士、建築士等の専門家の協力を得て、広聴活動を実施するものとする。実施方法は第2編第4章第3節広報計画 4 一般住民、被災者からの広聴活動 (P96) の規定による。

4 安否情報の提供

(1) 安否情報の照会手続

- ① 安否情報の照会は、市に対し、照会者の氏名・住所や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにして行うものとする。
- ② 市は、安否情報の照会を受けた際は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証等の本人確認資料の提示を求めること等により、照会者が本人であることを確認するものとする。

- ③ 市は、安否情報の照会を受けた際、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき等の場合を除き、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

(2) 安否情報を回答するに当たっての市の対応

市は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

- ① 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。
- ② 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。
- ③ 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関及び警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。
- ④ 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努めるものとする。

第4節 避難対策計画

地震・津波災害時において、浸水、建物の倒壊、火災、がけ崩れ等の切迫した危険から住民の安全を守るための避難について必要な措置は、本計画の定めるところによる。

1 避難指示の発令者

火災、山（崖）崩れ、地震、津波等の災害により、人命、身体のプロテクト又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、第2編第4章第4節避難対策計画 1 避難指示の発令者（P98）の規定に準じ、市長等が発令する。

なお、地震災害時に市長と連絡が取れない場合は、避難指示等の発令の権限を副市長又は市本部長に委任する。

2 避難指示等の基準

避難のための立ち退きの指示及び緊急安全確保の発令基準は、原則として次のような場合とする。

また、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

- (1) 報道機関の放送等により大津波警報（特別警報）又は津波警報の発表を認知した場合及び法令の規定により大津波警報（特別警報）又は津波警報の通知を受けたとき。
- (2) 強い地震を感じたとき（概ね震度4以上）又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ必要と認めるとき。
- (3) 火災が発生し、延焼拡大のおそれがあると判断したとき。
- (4) 土砂崩れ等の兆候があり、土砂災害の発生のおそれがあると認められるとき。
- (5) 法令の規定により自ら災害に関する警報を発表したとき。
- (6) その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の生命又は身体を保護するため必要と判断したとき。

3 事前避難

遠地で発生した地震や火山噴火等に伴う津波の場合の避難情報が発表され、内容により必要があると認められるとき又は地震による火災等が発生して被害の拡大するおそれがあるときは、高齢者等避難を発表し、要配慮者等避難行動に時間を要する者の事前避難を実施する。なお、避難行動要支援者に対しては、消防、警察等の関係機関及び自主防災組織、町内会・自治会、民生委員等の協力を得るものとする。

4 避難指示又は高齢者等避難の伝達方法等

市長は、避難指示等が発令したときは、次の方法により伝達し、住民に対する周知徹底を図るものとする。

(1) 伝達方法

本編第4章第3節広報計画 2 広報活動の方法（P195）の規定による。

(2) 伝達内容、知事への報告等

住民への伝達内容、避難情報の発令の知事への報告、解除報告については、第2編第4章第4節避難対策計画 4 避難指示又は高齢者等避難の伝達方法等（2）伝達内容（P100）以下の規定による。

なお、市長は、津波警報が発表された場合又は海面監視により異常現象を発見した場合、海浜等にある者、海岸付近の住民等に対して、直ちに高台などの安全な場所に避難するよう指示を行う。

5 避難の方法

住民の避難は、第2編第4章第4節避難対策計画 5避難の方法（P101）の規定に準じて実施する。

6 福祉施設、病院、学校等の措置

- (1) 福祉施設、病院、診療所、幼稚園、学校その他不特定多数のものが出入りする施設の設置者、管理者及びその職員・従業員等は入所者、入院・通院患者、児童・生徒及び入場者等の安全な避難について、避難計画等を定め、日頃からの避難訓練等を通じて万全の措置を講じなければならない。

特に、保育所、幼稚園及び小学校については、保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努める。

また、小学校就学前の子どもたちが安全で確実に避難するため、災害時における保育所、幼稚園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

- (2) 福祉施設及び病院・診療所は、休日・夜間に地震が発生した場合における、職員の非常招集体制を確立しておくとともに、入所者、入院患者等の移送に際して必要な場合は、消防機関及び地域の住民に対して、支援を要請するものとする。市は支援の要請があったときは知事（胆振総合振興局長）及び他の防災関係機関ならびに地域住民等に対して応援の要請を行うものとする。

7 避難所の指定

避難所は、原則として次の基準により指定する。

- (1) 発災が冬期間又は夜間の場合

地震・津波災害の発生が冬期間（10月～4月）の場合又は発生時刻が夜間、悪天候の場合は、原則として指定避難所の建物を開放して避難者を収容する。

- (2) (1) 以外の場合

地震・津波災害の発生が夏期間（5月～9月）で、発生時刻が昼間、かつ、好天の場合は、原則として屋外避難場所に避難させ、引き続き宿泊を要する避難者がいるときは、指定避難所の建物を開放して収容する。なお、宿泊を要する避難者が少数にとどまる場合は、被害を受けていない一次避難所の建物をあてる等、避難所の管理運営の効率化を考慮して弾力的に運用する。

8 避難所の開設及び運営

- (1) 開設

避難所の開設は、市本部又は市警戒本部の指示又は本編第4章第2節職員動員計画 4第3種配備の場合の参集場所 (2) 参集場所において実施すべき応急活動の内容（P193）の規定により、原則として市担当職員又は施設管理者が行う。

また、市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告する。

(2) 運営

避難所の運営は、町内会・自治会や自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等関係機関の協力のもと、第2編第4章第4節避難対策計画 7 避難所の開設及び運営管理等（P102）の規定に準じて、市が適切に実施する。

9 避難路の安全確保

住民等の避難にあたっては、市職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難所の安全確保のため、支障となるものの排除を行うものとする。

第5節 救助救出計画

地震・津波災害によって生命、身体の危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、第2編第4章第5節救助救出計画（P106）の規定に準じる。

第6節 食料供給計画

地震・津波災害時における被災者及び災害応急作業従事者等に対する食料の供給に関する計画は、第2編第4章第6節食料供給計画（P107）の規定に準じる。

第7節 衣料・生活必需品等物資供給計画

地震・津波災害時における被災者に対する寝具、衣料及び生活必需物資の給与又は貸与の計画は、第2編第4章第7節衣料・生活必需品等物資供給計画（P109）の規定に準じる。

第8節 石油類燃料供給計画

地震・津波災害時における石油類燃料（LPGを含む）の供給についての計画は、第2編第4章第8節石油類燃料供給計画（P110）の規定に準じる。

第9節 給水計画

地震・津波災害により、水道施設が著しく損傷し、住民に対する飲料水の供給が困難になった場合は、最小限の飲料水を供給するための応急給水計画とあわせ、応急復旧作業を効率よく推進するため、第2編第4章第9節給水計画（P111）の規定に準じて、水道機能の早期普及を図るものとする。

第10節 下水道施設対策計画

地震・津波災害により、下水道施設が著しく損傷し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのある場合は、応急復旧作業を効率よく推進するため、第2編第4章第10節下水道施設対策計画（P112）の規定に準じて、下水道機能の早期復旧を図るものとする。

第11節 医療救護計画

地震・津波災害時における、市、医療機関及び医療関係団体は、緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む）及び歯科医療を実施するための計画は、第2編第4章第11節医療救護計画（P113）の規定に準じる。

第12節 防疫計画

地震・津波災害時における、被災地の防疫対策に関する計画は、第2編第4章第12節防疫計画（P117）の規定に準じる。

第13節 廃棄物等処理及び清掃計画

地震・津波災害によって排出された廃棄物の収集・運搬処理及び被災地域のし尿応急処理に関する計画は、第2編第4章第13節廃棄物等処理及び清掃計画（P119）の規定に準じる。

第14節 家庭動物等対策計画

地震・津波災害時における被災地の家庭動物等の取扱に関する計画は、第2編第4章第14節家庭動物等対策計画（P122）の規定に準じる。

第15節 交通対策計画

地震・津波災害時における、交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を円滑に行うための計画は、第2編第4章第15節交通対策計画（P123）の規定に準じるほか、津波災害時には次の対策を追加して実施するものとする。

1 海上交通安全の確保

室蘭海上保安部は、室蘭港の安全航行を確保するため、港湾管理者及び室蘭開発建設部（室蘭港湾事務所）との連携のもとに次の措置を講ずるものとする。

- ① 船舶交通の輻輳が予想される場合は、必要に応じて整理指導する。
- ② 海難の発生その他の事情により、船舶航行に危険が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、船舶の入出港を制限し、又は禁止する。
- ③ 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- ④ 航路の水深に異常を生じたと認められる場合に、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により航路の安全を確保する。
- ⑤ 航路標識の損壊、流出等、安全航行に支障が生じたときは、速やかに復旧に努める。

2 緊急輸送道路ネットワーク計画の推進

緊急輸送道路は、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、災害時にネットワークとして機能することが重要である。

このため道路管理者は、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会が作成する「緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、その整備を重点的・計画的に推進することとする。

※緊急輸送道路一覧は、資料編に掲載。

第16節 災害警備計画

地震・津波災害時における、住民の生命、身体及び財産を保護し、地域の安全と秩序を維持するための必要な警戒、警備の実施に関する計画は、第2編第4章第16節災害警備計画(P126)の規定に準じる。

第17節 輸送計画

地震・津波災害時における、被災者の避難、傷病者の収容及び隔離、災害応急対策要員の移送、応急対策用資機材及び救助物資等の輸送の実施に関する計画は、第2編第4章第17節輸送計画(P127)の規定に準じる。

第18節 障害物除去計画

地震・津波災害の発生により、道路附帯設備をはじめ、電柱、家屋、擁壁等が被害を受け、道路上に倒れた場合においては、応急物資の輸送、人員の輸送または住民の避難に大きな障害になるため、これらの障害物の除去に努め各種の緊急輸送又は住民の安全避難の円滑化を図ることに係る計画は、第2編第4章第18節障害物除去計画(P130)の規定に準じる。

第19節 行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬計画

地震・津波災害時における、行方不明の状態にある者の捜索、遺体の処理及び埋葬の実施に関する計画は、第2編第4章第19節行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬計画(P132)の規定に準じる。

第20節 文教対策計画

地震・津波災害時における公立学校の児童・生徒、教職員の安全確保対策等、応急教育の実施並びに社会教育施設、史跡・文化財の事前措置及び応急対策については、本計画の定めるところによる。

1 学校教育の事前措置

(1) 学校防災計画の策定

公立学校長は、地震・津波の災害発生に備え、当該学校の立地条件等を考慮し、概ね下記の予防対策及び応急対策を盛り込んだ「学校防災計画」を策定するものとする。又、私立学校長においても、これに準じた学校防災計画を作成するよう努めるものとする。

学校防災計画の概要

区 分	項 目	内 容
予防対策	学校防災組織の編成	地震・津波災害時の応急措置に対応した、教職員の役割分担
	施設・設備の点検整備	学校の消火設備、放送設備、防火扉の点検、敷地内危険箇所の調査を定期的実施し、要補修箇所等の措置
	避難誘導経路	地震・津波、火災が発生した場合の避難誘導経路
	医薬品の点検	保健室の医薬品の点検と不足又は配置期限切れ等に伴う補充措置
	児童・生徒名簿の整備	地区別の児童・生徒名簿、部活動名簿等を作成し、常に人員把握ができる体制
	教職員の緊急出動体制	夜間・休日等の勤務時間外の緊急出動基準、及び非常招集連絡網の整備
	家族との連絡・引き渡し方法	教職員と保護者双方で地震・津波災害時の緊急連絡先・引き渡し方法の確認
	防災教育、避難訓練	児童・生徒の学年に対応した防災教育及び避難訓練の実施計画

区 分	内 容
応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・津波発生直後の児童・生徒の安全対策に関する措置 ・火災が発生した場合の初期消火対策 ・児童・生徒の安全かつ迅速な避難誘導対策 ・避難完了後の児童・生徒の安全確認と負傷者等に対する措置 ・地震・津波情報又は予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の収集と校下の被害状況確認対策 ・児童・生徒、教職員及び学校施設の被害状況調査と教育委員会への報告 ・児童・生徒の下校措置（保護者引渡又は地区別集団下校と教諭引率等） ・学校が避難所となった場合の、教職員の運営協力対策 ・休日・夜間に地震・津波が発生した場合の、児童・生徒の安否確認対策 ・臨時休校措置及び教育活動の再開対策

(2) 教育委員会の措置

- ① 学校長が策定する「学校防災計画」に対する指導・助言
- ② 地震発生時及び津波予警報発表時の、学校への伝達及び指示体制の確立
- ③ 教職員に対する防災知識の普及対策の実施
- ④ 学校と共同で学校施設、通学路等の安全確認調査の実施
- ⑤ 学校の常設消火設備、階段、防火扉、非常口等安全設備の定期点検の実施

2 学校教育の応急措置

(1) 教育委員会

- ① 大津波警報（特別警報）又は津波警報が発表された場合

学校の児童・生徒在校時間中に大津波警報（特別警報）又は津波警報が発表され、情報を入手したときは、直ちにこの情報を電話（ファックス）により小・中学校長に伝達するとともに、大津波警報（特別警報）又は津波警報解除まで児童・生徒へ海岸線に近づかない等の必要な指示を行うものとする。

- ② 地震が発生した場合

ア 被害情報の収集

(ア) 学校の勤務時間中

地震が収まった後、速やかに学校長に対して児童・生徒、教職員の被害状況及び建物、設備の被害状況等の報告を求め、又は電話回線の不通等で連絡が取れないときは、職員を派遣して調査するものとする。

(イ) 夜間・休校日

地震の規模に応じ、学校長、教職員及び教育委員会担当職員が非常参集の上、被害情報を調査、収集するものとする。

イ 応急措置の実施

学校の被害の程度に応じて各学校長と協議し、臨時休校又は児童・生徒の下校対策等、必要な応急措置を実施するものとする。

(2) 学校

学校長は、児童生徒の安全確保を最優先に行うとともに、学校防災計画に定めるところにより、必要な応急措置を実施するものとする。

① 授業時間中

ア 地震の規模及び状況に応じ、児童・生徒の安全を確保し、火災発生、校舎が損壊した場合等必要に応じてグラウンド等に避難させる。

イ 使用中の火気及び実験薬品類を始末し、火災が発生したときは直ちに119番通報を行い、初期消火に努める。

ウ 地震が収まった後速やかに、児童・生徒及び教職員の安全確認を行うとともに、負傷者がいる場合は応急手当を行い、必要に応じて医療機関への移送を図るものとする。

エ 人的被害及び校舎・設備等の被害状況を調査し、速やかに教育委員会に報告する。

オ 被害の状況により授業の打ち切りを決定したときは、直ちに教育委員会に報告するとともに、児童・生徒の下校措置については、地域の被害状況等を調査・勘案し、保護者への引き渡し、又は地域ごとに教諭が引率する集団下校措置をとる等、適切に判断するものとする。また、保護者への引き渡し方法については、保護者に対し事前に周知を図っていくものとする。

カ 学校長は、地震、大津波警報（特別警報）・津波警報等の情報を収集するとともに、津波への対応を学校防災計画に記載している学校については、速やかに緊急対応（高所への避難等）を行うものとする。

② 放課後

部活動等で居残っている児童・生徒の安全確認を行い、授業時間中の応急措置に準じた対応を実施するものとする。

③ 登下校時

登下校中に大きな地震が発生した場合の対応については、学校防災計画に基づき、防災教育・防災訓練等を通じ事前に児童生徒への指導を行うものとする。

④ 夜間又は休校日

学校防災計画の教職員緊急出動基準に基づき出勤し、建物、設備の被害調査を行うとともに、被害の状況に応じ翌日以降の授業体制について教育委員会と協議の上、必要な措置及び保護者等への連絡を実施するものとする。

3 応急教育の実施

教育委員会及び学校長は、被害の規模に対応した計画により、できるだけ早く授業の再開に努めるものとする。応急教育の実施方法は、第2編第4章第20節文教対策計画2 応急教育の実施（P135）の規定に準じるほか次に定めるところによる。

(1) 教職員の確保

① 教職員の臨時配置

教育委員会は、被害を受けた学校の応急措置が必要な場合において、当該学校の教職員だけでは不足すると認めるとき、又は学校長から要請があったときは、市内の学校の教職員を臨時に配置するものとする。

② 補充教職員の確保

教育委員会は、市内の学校の教職員が負傷等により、応急対策及び応急教育の実施に支障があるときは、胆振教育局に申請して補充教職員の確保を図るものとする。

4 学校給食等の措置

- (1) 給食施設設備が被災したときは、できる限り給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。
- (2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡のうえ、直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

5 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、第2編第4章第20節文教対策計画 4 衛生管理対策 (P137) の規定に準じる。

6 社会教育施設の応急措置

市立社会教育施設の勤務職員は、開館中に地震が発生したときは、人命の安全確保及び施設・設備等の保全を図るとともに、必要な応急対策を実施し、被害の軽減に努めるものとする。主な留意事項は次のとおりとする。

- (1) 利用者の安全確保
地震発生直後は、施設への入館者及び利用者等の安全確保を第一として避難誘導に努めること。
- (2) 負傷者等の確認
入館者、利用者及び勤務職員の負傷の有無を確認し、負傷者がいる場合は応急手当てを行い、必要に応じて医療機関への移送を図ること。
- (3) 情報の収集
ラジオ、テレビ等報道機関の地震・津波情報を収集するとともに、教育委員会との緊密な連絡を図り最新情報の把握に努めること。
- (4) 被害状況の調査・報告
速やかに人的被害及び施設・設備被害を調査し、教育委員会に報告するとともに必要な指示を受けること。
- (5) 避難所となった場合の措置
施設が避難所となった場合は、市担当部局職員、地域の町内会・自治会及び避難者と連携して、避難所の管理・運営に協力するものとする。

7 史跡・文化財の応急対策

担当班（本部一教育部教育施設班）は、地震発生後速やかに史跡及び文化財等の被害調査を実施し、教育委員会に報告するとともに、復旧計画等必要な対策を実施するものとする。

第21節 労務供給計画

地震・津波災害時における、市及び関係機関の応急対策に必要な労務者の確保に関する計画は、第2編第4章第21節労務供給計画（P138）の規定に準じる。

第22節 住宅対策計画

地震・津波災害の発生により住宅を失い、または破損のため居住できなくなった世帯に対する住宅対策に関する計画は、第2編第4章第22節住宅対策計画（P139）の規定に準じる。

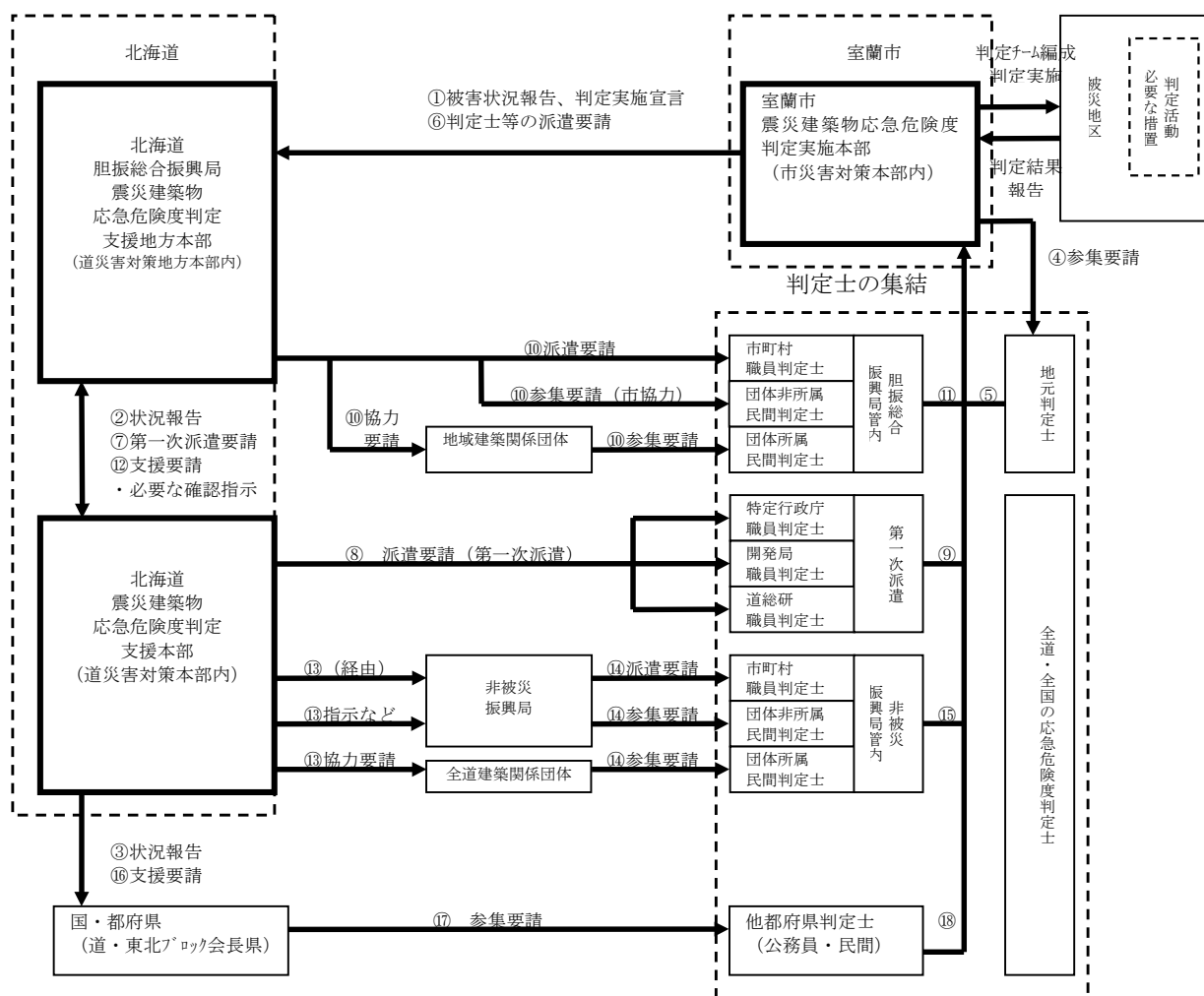
第23節 被災建築物安全対策計画

被災建築物による二次災害を防止するため、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定の実施に関する措置については、本計画の定めるところによる。

1 応急危険度判定の活動体制

市（担当—都市建設部）は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき（要綱を資料編に掲載）、建築関係団体の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定を実施する。

判定活動の体制は、次のとおりとする。



2 応急危険度判定の基本的事項

(1) 判定対象建築物

原則として、すべての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

(2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

(3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」「要注意」「調査済」の3区分で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危険（赤）：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

要注意（黄）：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済（緑）：建築物の損傷が少ない場合である。

(4) 判定の効力

当該判定は、行政機関による情報の提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

3 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次災害を防災するため、市（担当一生活環境部）及び道は、『災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル』（環境省作成）に基づき、必要に応じ関係機関とも連携しながら、建築物等の被災状況の把握、建築物の所有者等に対する応急措置の指導等を実施する。

4 被災宅地対策

市本部が設置されることとなる規模の地震・津波の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図るために必要な事項については、道計画に基づき実施する。

第24節 ライフライン施設応急対策計画

地震・津波災害時における、電気施設、通信施設及び都市ガス施設の各事業者は、市民生活の利便・安全を確保し公共・公益機関としての機能を維持・回復するための計画は、第2編第4章第23節ライフライン施設応急対策計画（P141）の規定に準じる。

第25節 広域応援要請計画

市及び消防本部は、大規模な地震・津波災害時における、災害応急対策を円滑に実施するため必要があるときは、協定等に基づき、第2編第4章第24節広域応援要請計画（P142）の規定に準じて、北海道及び他都市の応援を要請するものとする。

第26節 自衛隊災害派遣要請計画

地震・津波災害時における、自衛隊派遣要請に関する計画は、第2編第4章第25節自衛隊災害派遣要請計画（P143）の規定に準じる。

第27節 災害ボランティアとの連携計画

大規模な地震・津波災害時においては、行政機関、消防機関、警察、自衛隊、自主防災組織、ボランティア等が連携し、総合的な防災力を結集して対処しなければならない。

不特定多数のボランティアが効率的、効果的な活動ができるように、受け入れ体制、活動の調整、事前の登録・育成等の連携強化に関する計画は、第2編第4章第26節災害ボランティアとの連携計画（P146）の規定に準じる。

第28節 災害救助法適用計画

地震・津波災害時に救助法を適用し、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るための計画は、第2編第4章第27節災害救助法適用計画（P148）の規定に準じる。

第29節 義援金、義援品募集・配分計画

大規模な地震・津波災害による被災者に対し、全国から寄せられる義援金、義援品について、その受入体制並びに配分方法等を定め、確実、公平、迅速に被災者に配分するための計画は、第2編第4章第28節義援金、義援品募集・配分計画（P150）の規定に準じる。

第5章 災害復旧・被災者援護計画

災害復旧にあたり、災害の発生を防止するため、被害の程度を十分検討し、早期復旧を目標にその実施を図るための計画は、第2編第5章災害復旧・被災者援護計画（P152）の規定に準じる。

第6章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節 総則

1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上、緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上、重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編第1章第6節防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱（P3）の規定に準じる。

3 想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性

日本海溝・千島海溝周辺では、これまでモーメントマグニチュード（ M_w ）7～9のさまざまな地震が発生しており、2011年の東北地方太平洋沖地震や1896年の明治三陸地震、869年の貞観地震など、巨大津波を伴う地震が繰り返し発生している。

また、津波堆積物の資料から過去の最大クラスの津波の間隔は約3～4百年であることから、17世紀の津波からの経過時間を考えると、最大クラスの津波の発生が切迫している状況にあると考えられ、令和3年7月に北海道が公表した太平洋沿岸の浸水想定によると、本市において想定される地震動は震度5強、想定される津波は、海岸線における最大津波高10m、最短津波到達予測時間41分とされている。

本地震の特性としては、①巨大な津波による膨大な死者数の発生や建築物、ライフライン・インフラなどの甚大な被害が北海道から千葉県までの広域にわたり発生すること、②冬季に発生した場合は、積雪や凍結等による避難の遅れや低体温症のリスク等の積雪寒冷地特有の課題が生じること、③都市間の距離が長いことによる応援体制の脆弱性等により北海道・東北沿岸地特有の地理的条件に対応が必要となることなどがある。

第2節 地震防災上、緊急に整備すべき施設等に関する事項

地震防災上、緊急に整備すべき施設等の整備は、道が作成した日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震減災計画（令和5年2月）で示された減災目標「想定される死者数を2031年度までの10年間で8割減少させる」の達成を目指し、想定される地震の規模や津波災害警戒区域の浸水範囲（基準水位）、防災の拠点となる公共施設やインフラ等の耐震性、避難場所及び避難経路等の現状をふまえ、その必要性及び緊急性に従い推進する。

1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化

地震及び津波に対する建築物、構造物等の安全性を高めることにより、地震及び津波発生時の被害の防止・軽減を図るとともに、災害対策の円滑な実施及び地域住民等の安全な避難を確保するため、防災活動拠点となる主要建築物や指定避難所等の耐震化・不燃化・耐浪化を推進する。

2 土砂災害防止施設

地震に起因する急傾斜地の崩壊等の防止については、第2編第3章第5節土砂災害予防計画（P66）により、土砂災害防止施設の整備を推進する。

3 避難場所

最大規模の津波に対応できる避難場所として、指定緊急避難場所（一次避難場所、津波避難ビル）の適切な指定を行う。

また、規模・形態に応じた施設・設備等の整備を推進するとともに、寒冷地対策として必要な資機材等の備蓄についても考慮する。

4 避難経路

避難経路となる道路等の安全を確保するため、十分な幅員の確保と積雪・凍結等に配慮した避難経路の整備を推進する。

5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

市は、避難誘導及び救助活動のための拠点施設、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上、緊急に整備すべき消防用施設（令和4年総務省告示第200号）の整備を推進する。

6 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾、漁港

広域的及び地域的な防災体制を確立するため、被災時の代替機能も考慮しながら道路等の計画的な整備を推進する。

7 通信施設

市及びその他防災関係機関は、本編第2章第2節災害通信計画（P174）により、地震防災応急対策を実施するために必要な防災行政無線等の通信施設及び設備の整備を推進する。

8 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地

老朽住宅密集市街地における延焼防止等の緩衝地帯として必要な公園、緑地、広場その他の公共空地の整備を推進する。

9 その他の事業

その他地震防災上、緊急に整備すべきと認められる施設等の整備を推進する。

10 整備計画の策定にあたって留意すべき事項

- (1) 具体的な目標及び達成期間を定めた計画とする。
- (2) 施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。
- (3) 積雪寒冷地特有の課題や沿岸地特有の地理的条件について配慮する。

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1 津波からの防護

市又は堤防、水門等の管理者は、次のとおり各種整備等を行うものとする。

- (1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、工事中に海溝型地震が発生した場合は直ちに、工事の中断等の措置を講ずるものとする。その際、次の観点から、作業員の安全の確保に配慮する。
 - ア 強い揺れを感じたとき、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときのいずれにおいても、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とすること。
 - イ 津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施すること。
- (2) 樋門、樋管の点検、整備、操作等については、市は道から委託された樋門、樋管操作等の業務に基づき、樋門・樋管委託契約委託業務処理要領により実施するものとする。

2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報や避難情報の伝達等に係る関係者の連絡体制及び災害情報等の収集体制は次のとおりとする。

- (1) 市本体内及び関係機関相互の伝達体制
第1編第3章第2節災害対策本部（P15）、本編第2章第1節地震・津波情報等の伝達計画（P162）の規定によるもののほか、「市津波避難計画」第3章初動体制の確立の規定による。
- (2) 防災関係機関、地域住民等に対する伝達体制
本編第2章第1節地震・津波情報等の伝達計画（P162）の規定によるもののほか、「市津波避難計画」第4章避難指示の発令の規定による。
なお、情報伝達にあたっては次のことに留意する。
 - ア 津波に関する情報が地域住民、各種団体及び観光客等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。また、外国人や聴覚障がい者、視覚障がい者等の避難行動要支援者にも的確に伝わること等に配慮する。
 - イ 地域住民等に対し津波警報等や避難指示等を伝達する場合は、積雪寒冷地特有の課題や地理的条件をふまえて、地域住民等が具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。
 - ウ 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性のほか、気象条件、住宅の気密性等により津波警報サイレン等による伝達が困難となることを考慮し、平常時から通信・連絡手段の多重化に努める。
- (3) 避難指示の発令基準
本編第4章第4節避難対策計画（P198）の規定によるもののほか、「市津波避難計画」第4章避難指示の発令の規定による。
- (4) 漁船等に対する伝達体制
津波に関する情報は、室蘭海上保安部及び漁業協同組合等により、漁船等に対し正確かつ

広範に伝達することとし、伝達する際には、予想される津波の高さ、到達時間等をふまえ、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮する。

(5) 管轄区域内の被害状況の情報収集体制

本編第2章第3節災害情報等の収集・伝達計画（P174）の規定による。

(6) 防災行政無線の整備等

災害時において適切に利用できるよう津波警報サイレンやJアラート受信機等の定期点検などの維持管理を確実に実施するとともに、迅速に正確な情報配信が可能な戸別受信機の導入や市の公式LINEの登録者を増やすなど、情報配信の多重化に努める。

3 地域住民等の避難行動等

市は、「市津波避難計画」を基本に、定期的に防災施設の整備状況や避難方法等の検証を行い、避難対象区域内の住民等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう取り組むこととする。

(1) 避難対象地域

避難対象区域は、津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域（日本海溝・千島海溝沿い巨大地震に伴う最大クラスの津波の浸水範囲）を基本とし、「市津波避難計画」第2章避難計画1 避難対象地域のとおりとす。

また、積雪や凍結等による避難開始時刻の遅れや避難速度の低下を考慮し、定期的に避難訓練を行い適切な避難対象地域の検討を行う。

(2) 避難方法

避難方法は、「市津波避難計画」第2章避難計画6 避難方法を基本とし、原則として徒歩により各避難対象区域からそれぞれの避難経路を通して各高台避難場所に避難する。高台避難場所に避難することが困難な場合は津波避難ビルに避難する。

また、避難場所、避難経路等の整備状況や避難訓練の実施結果をふまえ、積雪や凍結等による避難開始の遅れや避難速度の低下を考慮した上で避難方法等の見直しを行う。

ア 避難場所

避難場所は、「市津波避難計画」第2章避難計画3 避難目標地点のとおりとす、次の事項に配慮して避難場所の整備を推進する。

(ア) 避難時の低体温症のリスクをふまえ、避難場所での防寒対策に必要な物資（乾いた衣類、防寒具、暖房器具、発熱剤入り非常食等）の備蓄に努める。

(イ) 高台への避難に相当な時間を要する地域においては、積極的に堅牢かつ避難場所として利用可能な高さを有する建築物を津波避難ビルとして指定し、緊急避難場所の増設を推進する。

イ 避難経路

避難経路は、「市津波避難計画」第2章避難計画5 避難経路を基本に、次の事項に留意し施設の整備や経路の見直しに取り組むこととする。

(ア) 市は、避難経路の除雪・防雪・凍結防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 避難場所から防寒機能を備えた避難所等への二次避難経路について検討する。

(ウ) 人口の少ない平野部等では、災害による道路寸断、渋滞、交通事故等の可能性が低いことを前提に、自動車による避難について検討する。

(3) 避難経路の除雪・防雪・凍結防止対策

市は、避難経路の除雪に努めるとともに、必要に応じて屋根及び壁の設置について検討する。

(4) 住民等の備え

避難対象区域内の住民等は、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努めるものとする。

(5) 避難行動要支援者の避難支援等

市は、本編第3章第7節避難行動要支援者対策計画（P180）の規定するもののほか、「市津波避難計画」第8章その他の留意点2避難行動要支援者の避難対策を基本とし、他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

ア 市は、あらかじめ在宅の高齢者、障がい者、乳幼児、病人、妊産婦等の避難にあたり他人の介護を要する要配慮者の人数及び介護者の有無等の把握に努める。

イ 津波の発生のおそれにより、市長より避難指示が発せられたときは、アに掲げる者の避難施設までの介護及び搬送は、原則として本人の親族又は居住地を管轄する自主防災組織等が個別避難計画に基づき避難を支援する。この際の避難支援については、支援等を行う者の自らの命を優先するものとする。

ウ 地震が発生した場合、市はアに掲げる者を収容する施設のうち、自ら管理する者について、収容者に対し必要な救護を行うものとする。

(6) 外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等

市は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるよう努める。

4 避難場所及び避難所の運営・安全確保

市は、避難場所及び避難所の運営・安全確保に次のとおり取り組むこととする。

(1) 避難後の救護の内容

ア 市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

(ア) 収容施設への収容

(イ) 飲料水、主要食料、トイレ及び毛布等の生活必需品の供給

(ウ) その他必要な措置

イ 市はアに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、市が備蓄している物資等の払い出しのほか、次の措置をとる。

(ア) 流通在庫の引き渡し等の要請

(イ) 道に対し道及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請

(ウ) その他必要な措置

(2) 避難所開設における次の事項に関しあらかじめ準備すべき事項

避難所開設については、「市避難所運営マニュアル」を基本としつつ、次のとおり取り組むこととする。

ア 応急危険度判定を優先的に行う体制

避難所担当者は、避難所開設にあたって、「市避難所運営マニュアル」に基づき、施設の

被害状況及びライフラインの点検等を行い避難所の安全確認をする。また、施設の安全性が疑われる場合は、直ちに本部に連絡し対応方法等の指示を受けるとともに、市本部は応急危険度判定を優先的に実施する。

このため、市は職員に対し、応急危険度判定士認定講習会に係る受講を奨励し、人員の確保に努める。

イ 各避難所との連絡体制

避難所運営を所掌する部署は、「市避難所運営マニュアル」に基づき、避難所ごとに市本部との調整を行う情報連絡員を決定し、市本部との連絡体制を構築する。

ウ 各避難所における避難者リストの作成

避難者への対応を適切に行うため、「市避難所運営マニュアル」に定められた様式の避難者名簿に必要事項を記入してもらい、避難者リストを作成し避難者数等の把握に努める。

エ 避難所運営に関する留意事項

(ア) 避難所運営における女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮した避難所の運営・管理ができるよう配慮する。また、避難所等における女性や子ども等の安全に配慮するとともに、警察、病院、女性支援団体との連携の下、相談窓口情報の提供に努める。

(イ) 避難した住民等は、自主防災組織等の単位ごとにお互いに協力し、避難場所及び避難所の運営に協力する。

オ 食事・トイレ・寝床等、生活必需品の確保

(ア) 市は、避難所で必要な物資等について、「市備蓄整備方針」に基づき計画的に備蓄するとともに、あらかじめ備蓄されている食料や生活必需品等のリストを備え、食料、生活必需品等に不足が生じた場合には速やかに補充できるよう努める。

(イ) 孤立のおそれのある地域では、十分な備蓄や救助のための通信手段等の確保に配慮する。

(ウ) 冬期間における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備えた避難場所等の確保、乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築など、避難生活環境の整備に努める。

カ 障がい者トイレの設置や福祉避難所の開設等、要配慮者への対応

(ア) 要配慮者が避難してきた際は、「市避難所運営マニュアル」に基づきそれぞれの特性に応じた対応に努める。また、一般避難所での生活が困難と認められた場合は市本部に連絡し、市本部が福祉避難所の開設が必要と判断した場合、協定に基づき社会福祉施設等と受け入れに関する調整を図る。

(イ) 障がい者トイレが設置されていない避難所には、高齢者や障がい者用の携帯トイレの備蓄に努める。

キ 飼い主による家庭動物との同行避難等、さまざまなニーズへの対応

家庭動物の避難は、飼い主が自らの責任において行うこととし、市は、事前に受入場所及び受入可能なペットに種類を決め、ペットの避難スペースの確保に努める。

ク 避難者への情報提供

避難場所等から自宅に戻ろうとする住民等の安全を確保するため、避難場所においても津波警報等の情報を入手できるよう配慮する。

5 意識の普及・啓発

市は、地域住民等が、「自らの命は自ら守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて積雪寒冷地特有の課題に配慮された内容により、ハザードマップや津波避難計画の作成・見直しを行い、次の方策により周知を行う。

- (1) 各町内会等が主催する研修会・防災訓練への職員の派遣
- (2) 自主防災組織に対する研修会
- (3) 広報紙、市公式ウェブサイト・SNS、FMラジオ（FMびゅー）を活用した防災情報の発信
- (4) 避難行動要支援者名簿の作成及び避難支援等関係者への配付
- (5) ハザードマップ（ウェブ版含む）の更新・配付

6 消防機関等の活動

- (1) 市は、消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。
 - ア 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
 - イ 津波からの避難誘導（外国等の遠隔地において発生し、到達までに時間の余裕がある場合）
 - ウ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
- (2) (1) に掲げる措置を実施するために必要な動員、配備及び活動計画は、「市消防計画」に定めるところによる。
- (3) 地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次の措置をとるものとする。
 - ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
 - イ 水防資機材の点検、整備、配備

7 水道、電気、ガス、通信、放送関係

- (1) 水道
 - ア 地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるべく、耐震性の高い水道管への更新を進めるとともに、災害時の安定給水を図るため、水道施設全般において耐震化等の対策を計画的に推進する。
 - イ 飲料水の供給が困難になった場合の応急給水は、第2編第4章第9節給水計画（P111）の規定により水道機能の早期復旧を図るものとする。
- (2) 電気
 - ア 津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え、積雪寒冷地の医療施設や避難所等での防寒対策等に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電力事業者と共有する。
 - イ 電気事業の管理者は、地震時における電気に起因する火災等の二次災害防止のため、利用者によるブレーカーの開放及び感震ブレーカーの設置に関する周知に努める。
 - ウ 指定公共機関（北海道電力ネットワーク株式会社室蘭支店）が行う措置は、本編第4章第24節ライフライン施設応急対策計画（P211）の規定による。

(3) ガス

ア ガス事業の管理者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓の閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する周知に努める。

イ 指定地方公共機関（室蘭ガス株式会社）が行う措置は、本編第4章第24節ライフライン施設応急対策計画（P211）の規定による。

(4) 通信

ア 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するため、電源の確保、通信手段の多重化・多様化に係る対策、地震発生後の輻輳対策、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及等に努める。

イ 指定公共機関（東日本電信電話株式会社北海道事業部）が行う措置は、本編第4章第24節ライフライン施設応急対策計画（P211）の規定による。

(5) 放送

放送は、居住者及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠なものであるため、指定公共機関等の日本放送協会室蘭放送局及び室蘭まちづくり放送株式会社が行う措置は、第1編第1章第6節防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱（P3）の規定によるもののほか、次のような対策の推進に努める。

ア 津波に対する避難が必要な地域の住民等及び観光客等に対しては、強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に関する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。

イ 市や道及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波に関する情報等、居住者等及び観光客等が津波から円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努める。

ウ 発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとする。

8 交通

(1) 道路

ア 交通規制

北海道警察及び道路管理者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが予想される区間の交通規制の内容について、避難住民等の安全確保と広域的な整合性に配慮し計画するとともに事前の周知に努める。

イ 除雪

道路管理者は、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道等についての除雪体制を優先的に確保する。

(2) 海上

ア 室蘭海上保安部、港湾管理者及び室蘭開発建設部（室蘭港湾事務所）は、連携して海上交通の安全を確保するため、予想される津波の高さ、到達時間等をふまえ、船舶交通の制限、漂流物発生対策等の措置及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を避難させる等の必要な措置を講ずるものとする。

イ 漁港管理者は、津波が襲来するおそれがある漁港における利用者の避難などの安全確保対策をとるものとする。

(3) 鉄道

ア 津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行の停止等の運行上の措置及び漂流物発生対策等の措置を講ずる。

イ 列車の乗客や駅のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を作成することとし、積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることに配慮する。

9 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、資料館、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 津波警報等の入場者等への伝達

海岸近くにある施設については、津波警報等が発表される前であっても、強い揺れを感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは直ちに避難するよう入場者等に対し伝達する。その際、次の事項について留意する。

- ① 入場者等が極めて多い場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講ずる。
- ② 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう努めるとともに、その内容については事前に検討する。

(イ) 入場者等の避難のための措置

避難誘導方法については、積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることを考慮する。

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 水、食料等の備蓄

(カ) 消防用設備の点検、整備

(キ) 非常用電源の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネットなどの情報入手するための機器の整備

イ 個別事項

(ア) 病院、診療所等においては、重症患者、新生児等、移動することが不可能、又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置

(イ) 学校、職業訓練校等においては、当該学校等が、津波避難対象地域にあるときは、避難誘導のための必要な措置。当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）、これらの者に対する保護の措置

(ウ) 社会福祉施設においては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能、又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置

(エ) 各施設が実施する措置にあたっては、要配慮者の避難誘導方法に配慮するとともに、詳細な措置内容は施設ごとに定める。

(2) 災害応急対策の実施上、重要な建物に対する措置

市本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)アに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、市本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する必要がある場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 市本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 地震発生時の緊急点検及び巡視

市は、地震発生時には津波襲来に備え、市の管理する施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難所に指定されている施設の緊急点検及び巡視を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努める。

なお、職員の安全確保のため、津波からの避難に要する時間に配慮する。

(4) 工事中の建築物等に対する安全確保上、実施すべき措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波襲来のおそれがある場合は、原則として工事を中断するものとし、特別な必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため、津波からの避難に要する時間に配慮する。

10 迅速な救助

(1) 救助・救急活動の実施体制

市は、消防庁舎等の耐震化を含め、救助・救急隊の体制や車両・資機材の確保等に努めるものとする。消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制は、市消防警防規程による。

なお、孤立集落や孤立地域への救助・救急活動についても考慮する。

(2) 応援部隊による人命救助活動等の支援体制

市は、本編第4章第5節救助救出計画(P200)の規定に準じて実施することとし、道と協力して受援計画等の定めにより、応援部隊による円滑な人命救助活動等の支援体制の整備を行う。

(3) 被災地への経路及びヘリコプター離発着場等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携

市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及びヘリコプター離発着場等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。

(4) 消防団の充実

市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項

1 資機材、人員等の配備手配

- (1) 被災時における物資等の調達手配及び人員の配置のうち、応急対策を実施するため広域的措置が必要なものは、本編第4章第25節広域応援要請計画（P211）の規定による。
- (2) 応急対策を実施する上で他機関の応援等を求める必要がある場合に備え、締結した防災関係の各種協定等の手続きについては当該協定書のとおりとし、市は必要に応じて当該協定等に従い応援等を要請する。
- (3) 資機材、人員等の配備手配にあたって留意すべき事項
 - ア 積雪寒冷地特有の課題をふまえた資機材の配備や訓練等を行うよう配慮する。
 - イ 事前応援協定の締結その他の手続き上の措置を定めるにあたっては、関係機関相互の競合に留意するとともに、相互の連携協力体制について事前に調整する。

2 物資の備蓄・調達

- (1) 被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する方法等は、本編第3章第5節救援物資等の備蓄、調達計画及び防災資機材等の整備計画（P179）の規定による。
- (2) 物資の備蓄・調達にあたって留意すべき事項
 - ア 要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等に配慮する。
 - イ 積雪や凍結等により、物資輸送が遅延するおそれがあることに配慮した備蓄・調達体制の整備に努める。

第5節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

日本海溝・千島海溝沿いでは、Mw 7.0以上の地震の発生後1週間以内にその周辺でさらに大きなMw 8クラス以上の後発地震が発生した事例もあることから、実際に発生する確率は低いものの、巨大地震が発生した際の甚大な被害を少しでも軽減するため、国から「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信された際には、道及び市等から地域住民に対して後発地震への注意を促す情報を発信する。

1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、市の災害に関する会議等の設置等

(1) 後発地震への注意を促す情報等の伝達

後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達は次のとおりとする。

ア 庁内の伝達

庁内の伝達は、第1編第3章第2節災害対策本部（P15）の規定に準ずるものとし、連絡方法は、第2編第2章第2節災害通信計画（P53）の規定に準ずる。

イ 国、道及び関係機関等の伝達

国、道及び関係機関等の伝達は、第2編第2章第1節気象業務に関する計画（P37）の規定に準ずるものとし、連絡方法は、第2編第2章第2節災害通信計画（P53）の規定に準ずる。

ウ 地域住民等に対する伝達

地域住民等に対する伝達は、第2編第2章第1節気象業務に関する計画（P37）の規定に準ずるものとし、市は、津波警報サイレン、FMびゅー割り込み放送、市公式ウェブサイト・SNS等により伝達する。また、連合町内会の協力を得て緊急災害時情報連絡網による伝達を行う。

エ 情報伝達にあたって留意すべき事項

- (ア) 伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範囲に伝達を行うものとする。
- (イ) 地域住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達の際には、具体的に取るべき行動を併せて示すこと等に配慮する。
- (ウ) 状況の変化等に応じて、後発地震への注意を促す情報等を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用いて、反復継続して行うよう努める。
- (エ) 外国人等の特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等のさまざまな周知手段を活用するよう努める。

(2) 市の災害に関する会議等の設置

後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、市本部等の設置運営方法その他の事項は、第1編第3章第2節災害対策本部（P15）の規定による。

2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

市は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関

係のある事項について、津波警報サイレン、FMびゅー割り込み放送、市公式ウェブサイト・SNS等で周知する。

3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

4 市のとるべき措置

市は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。

また、市における日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

後発地震に対して注意する措置については次のとおり。

- (1) 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等、日頃からの地震の備えの再確認。
- (2) 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常用持ち出し品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え。
- (3) 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え。
- (4) 個々の病気・障がい等に応じた薬、装具及び非常用持ち出し品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え。

第6節 防災訓練に関する事項

市は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、年1回以上実施するよう努める。その際、津波警報等又は後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。

1 防災訓練の実施にあたって留意すべき事項

- (1) 積雪寒冷地特有の課題（避難時の低体温症のリスク、積雪等による避難の遅れ等）をふまえた訓練や、道、防災関係機関、関係施設・事業者等との共同訓練を行うよう配慮するとともに、地域住民等の協力及びその参加を得るよう留意する。
- (2) 要配慮者のニーズ等に配慮し地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮するよう努める。
- (3) 想定される地震の影響が広域にわたることに配慮し、指定行政機関、指定公共機関、他の市町村等との連携を図ることに努める。
- (4) 防災訓練は、逐年その訓練内容を実践的なものとするよう努める。

第7節 地震防災上、必要な教育及び広報に関する事項

市は、道及び防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上、必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 市職員等に対する教育

市は、職員等に対し、地震防災上、果たすべき役割等に相応した教育を実施する。

防災教育は、市本部等に係る各班の所掌事務等をふまえて行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (4) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (5) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (7) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育・広報

市は、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等をふまえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難を始めとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう教育・広報を実施することとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 教育・広報にあたって少なくとも含むべき事項
 - ア 地震及び津波に関する一般的な知識
 - イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - ウ 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
 - エ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - オ 正確な情報の入手方法
 - カ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - キ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - ク 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
 - ケ 地域住民等自ら実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

- コ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- サ 防寒具等の冬期間における避難の際の非常用持ち出し品
- (2) 教育・広報の実施にあたって留意すべき事項
 - ア 地域の町内会・自治会、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮する。
 - イ 要配慮者のニーズ等に配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮するよう努める。
 - ウ 推進地域内外の住民等が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努める。
 - エ 教育及び広報の実施にあたって、ラジオ、テレビ、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。
 - オ 地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備について留意する。
 - カ 現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配付したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意する。

第8節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

津波避難対策緊急事業を行う区域ごとに、実施すべき事業の種類並びに目標及び達成期間は次のとおりとする。(本事業は、令和5年11月時点の計画であり、適宜修正を行う)

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間
東地区	避難施設、避難路の整備	3箇所	令和7～9年度

第4編 事故災害防災計画

社会・産業の高度化、複雑化及び多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用増大、高層ビル等の増加、トンネル及び橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、海上災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害及び林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について通信、予防及び応急対策を定める。

第1章 海上災害対策計画

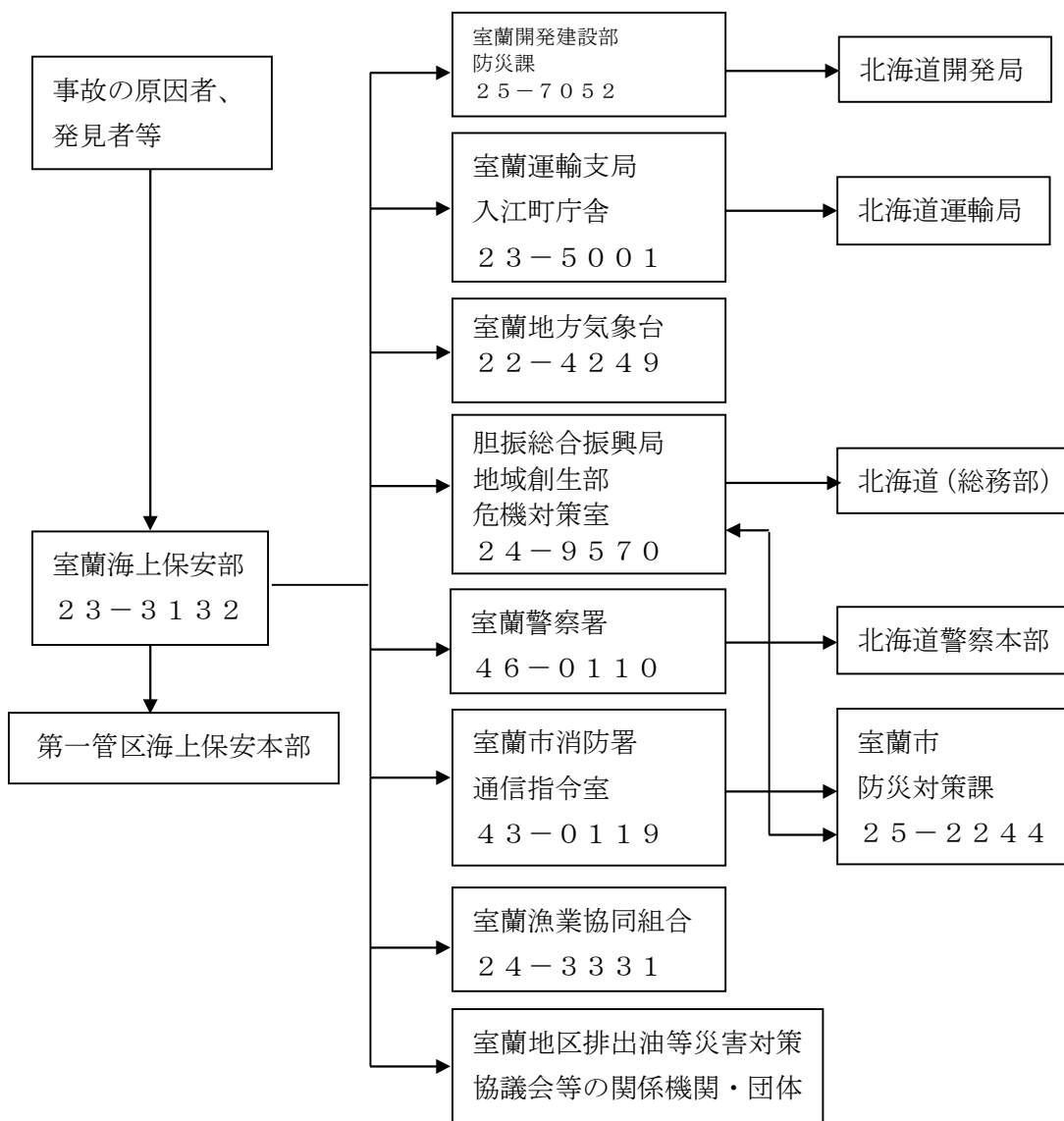
第1節 海難対策計画

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水及び機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者及び死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防及び応急対策については、本計画に定めるところによる。

なお、過去の主な海上災害の被害状況を資料編に掲載する。

1 災害通信計画

海難発生にかかわる情報の伝達系統は次のとおりとする。



2 災害予防計画

(1) 市の実施事項

- ① 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
- ② 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
- ③ 職員の非常配備参集体制・応急活動体制は、職員の非常配備基準要綱及び室蘭市災害対策本部運営規程を準用する。

(2) 関係機関の実施事項

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を道計画に基づき実施するものとする。

3 災害応急対策

海難事故が発生した場合、又は発生しようとしている場合の関係機関の応急対策は、第2編第4章災害応急対策計画（P91）に準じて、実施するものとする。

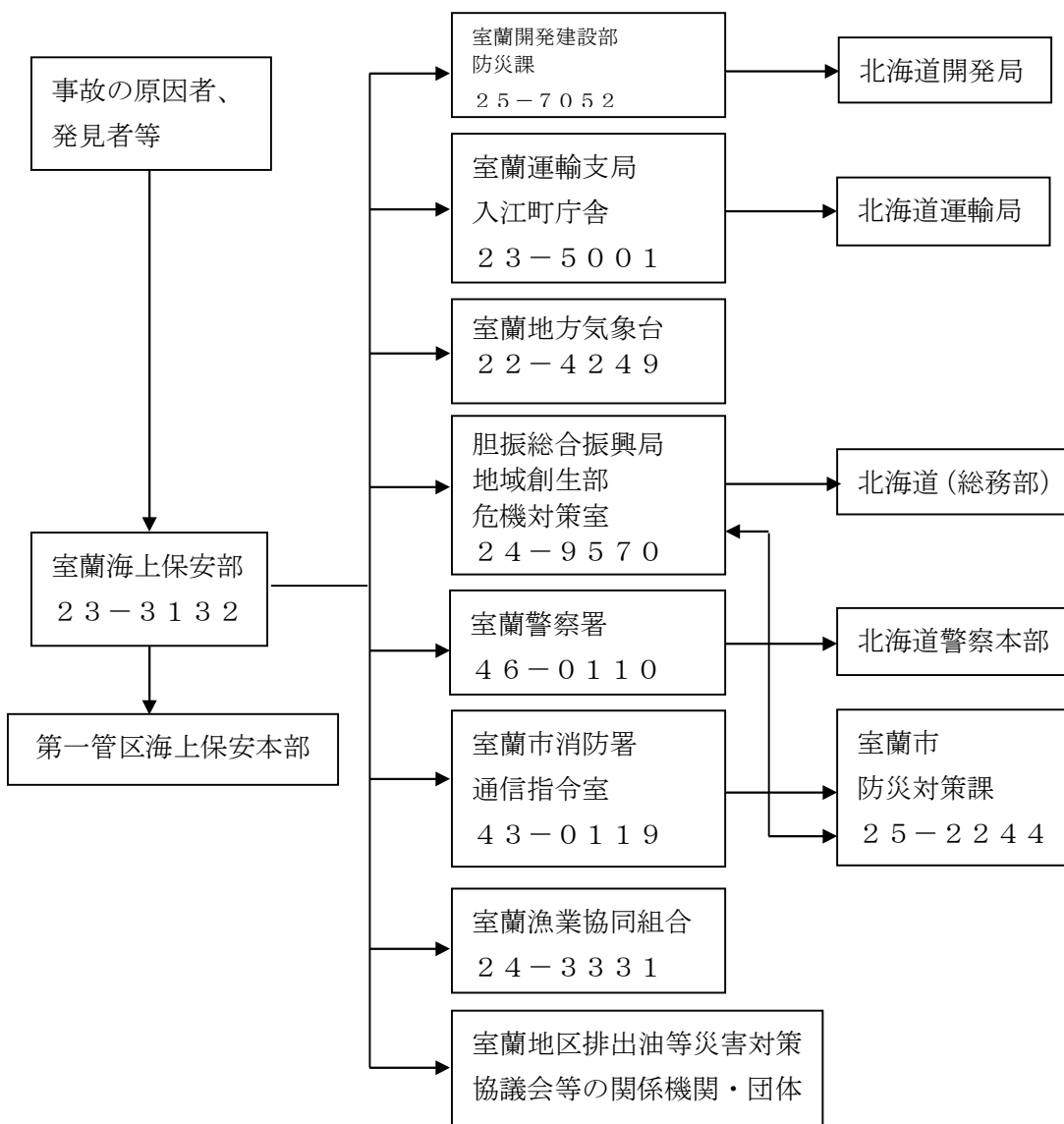
第2節 流出油等対策計画

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により船舶から油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

なお、臨港地区における危険物等の流出等による災害対策については、本編第4章危険物等災害対策計画(P240)、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所における災害対策については、北海道石油コンビナート等防災計画の定めるところによる。

1 通信計画

流出油等にかかわる情報の伝達系統は次のとおりとする。



2 災害予防計画

(1) 市の実施事項

- ① 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
- ② 職員の非常配備参集体制・応急活動体制は、職員の非常配備基準要綱及び室蘭市災害対策本部運営規程を準用する。
- ③ 災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備促進に努める。
- ④ 危険物船舶等の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設（防舷材、係船柱）等の改修、岸壁水深の維持に努める。
- ⑤ 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気の使用及び立入の禁止の徹底を図る。
- ⑥ 船舶所有者等に対し、危険物荷役に関する保安、消火器・化学消火剤の配備、事故の予防対策等について指導する。
- ⑦ 入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上あらかじめ把握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。

(2) 関係機関の実施事項

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を道計画に基づき実施するものとする。

3 災害応急対策

油等大量流出事故が発生した場合、関係機関の応急対策は、第2編第4章災害応急対策計画（P91）に準じるほか、道計画、道・平成12年作成の「流出油事故災害対応マニュアル」及び室蘭地区排出油等災害対策協議会作成の「排出油等防除マニュアル」に基づき実施するものとする。

(1) 流出した油等の拡散防止及び回収除去作業

市は、流出油等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ、必要に応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。

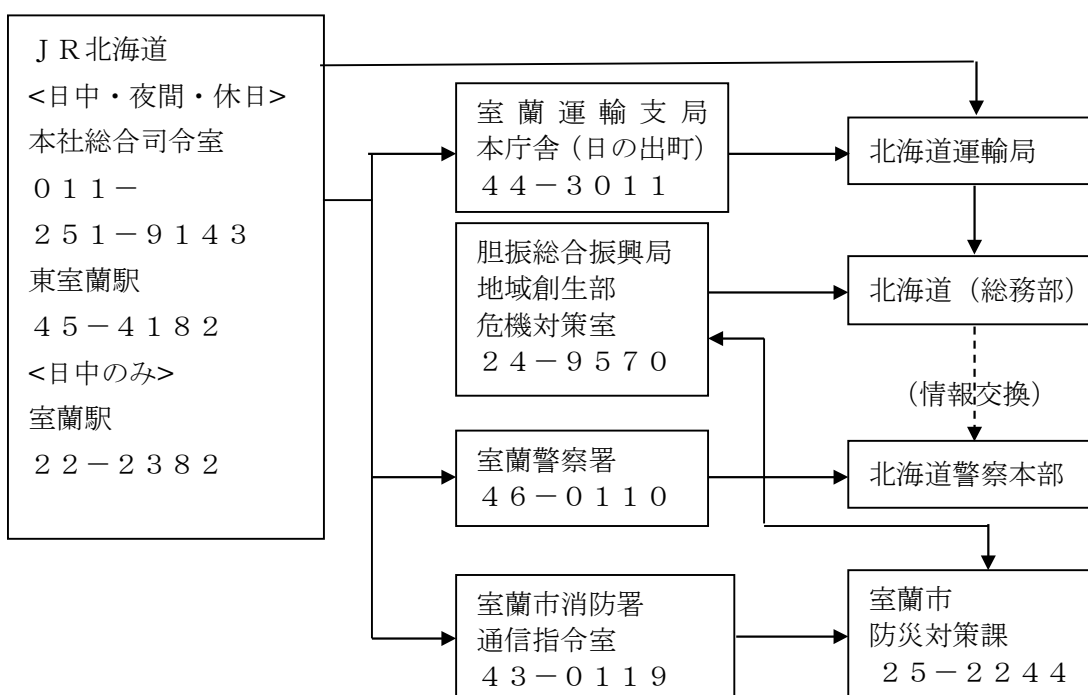
防除措置を実施するにあたっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、流出油等による被害の軽減に努めるものとする。

第2章 鉄道災害対策計画

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防衛し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

1 災害通信計画

鉄道災害発生に係る情報の伝達系統は次のとおりとする。



※ 室蘭警察署、室蘭市消防本部等の機関に直接通報があった場合は、当該機関は直ちにJR北海道（東室蘭駅）に伝達するものとする。

2 災害予防計画

係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を道計画に基づき実施するものとする。

3 災害応急対策

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の関係機関の応急対策は、第2編第4章災害応急対策計画（P91）に準じて実施するものとする。

第3章 道路災害対策計画

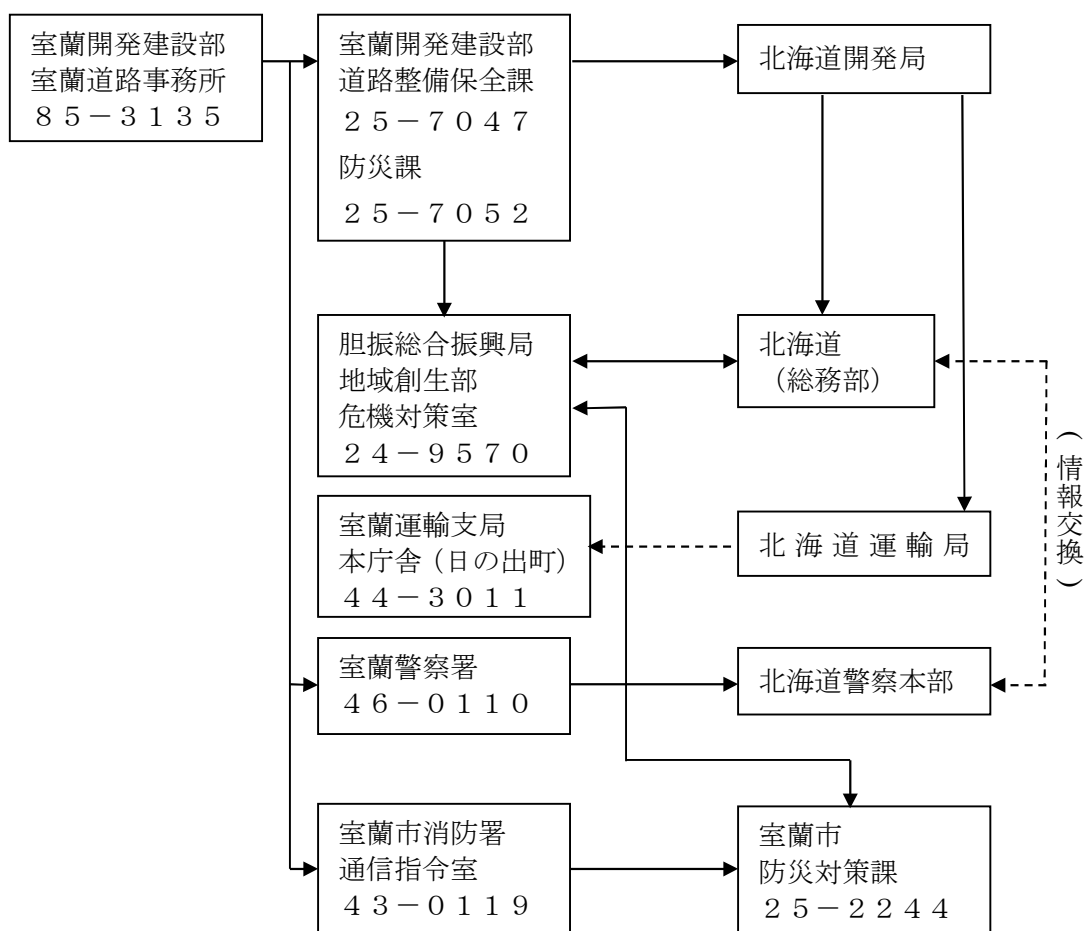
トンネル、覆道、橋梁及び高架等の道路構造物の被災、又は自動車専用国道及び高速自動車道等における車両の多重衝突事故等により、大規模な救急救助活動や消火活動が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して災害の拡大を防御し、被害の軽減を図るため、関係機関が実施する各種の予防及び応急対策については、本計画の定めるところによる。

1 災害通信計画

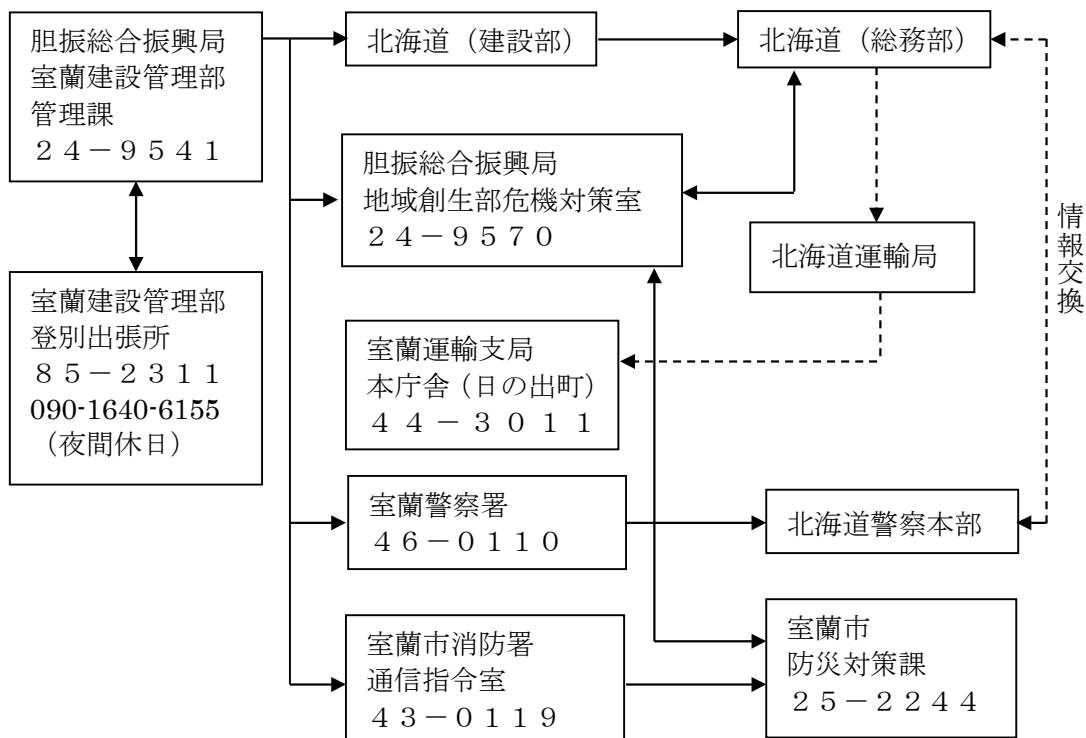
道路災害に係る情報の伝達系統は、次のとおりとする。

(1) 施設（道路構築物）災害発生の場合

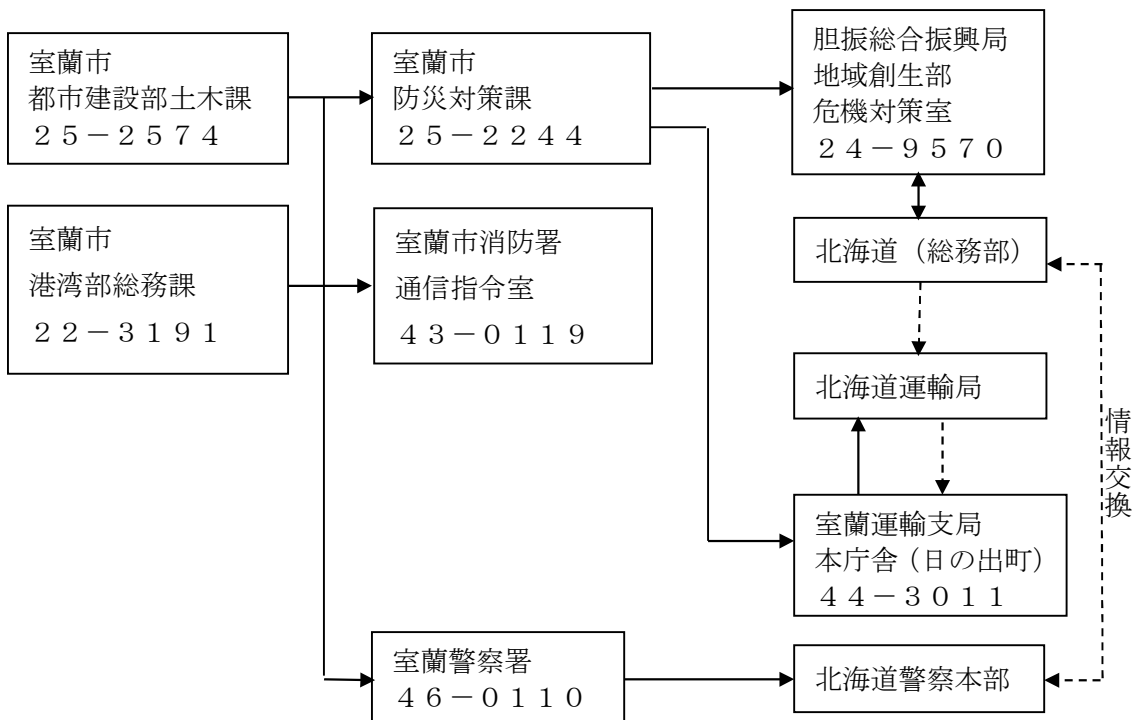
① 国の管理する道路の場合



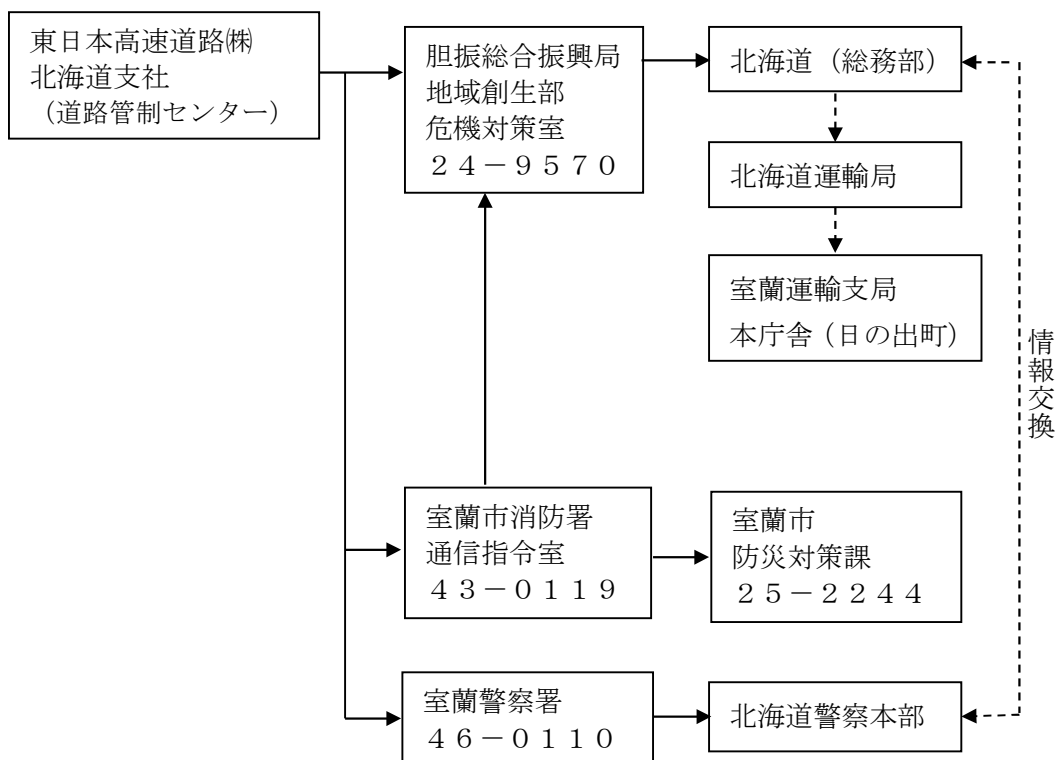
② 道の管理する道路の場合



③ 市の管理する道路の場合



④ 道央高速自動車道の場合

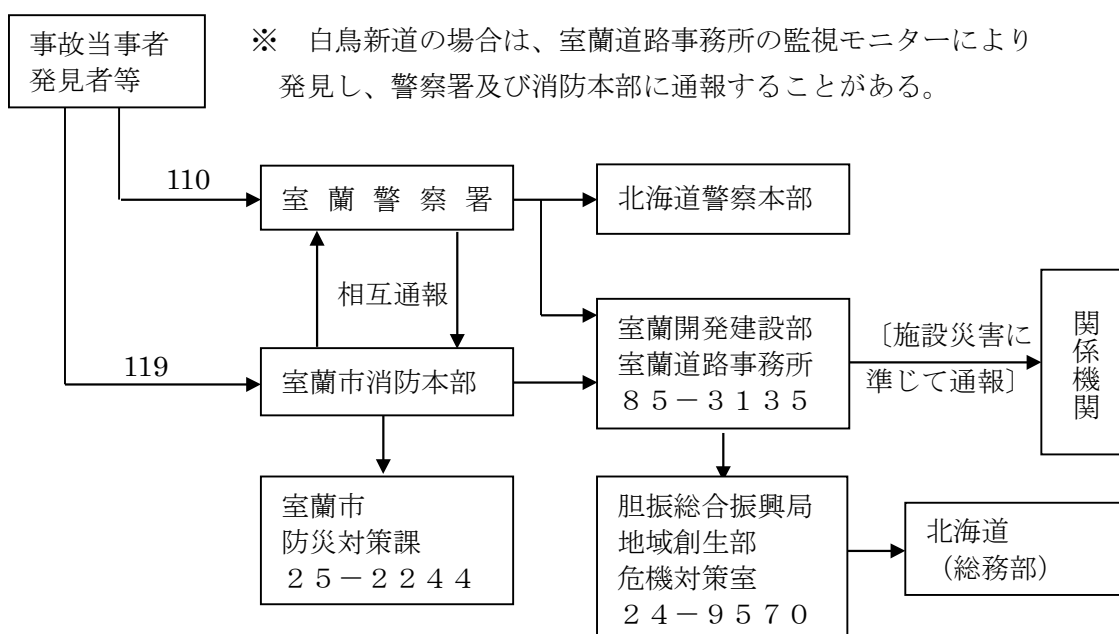


※ 室蘭警察署、室蘭市消防本部等の機関に直接通報があった場合は、当該機関は直ちに所管する道路管理者へ伝達するものとする。

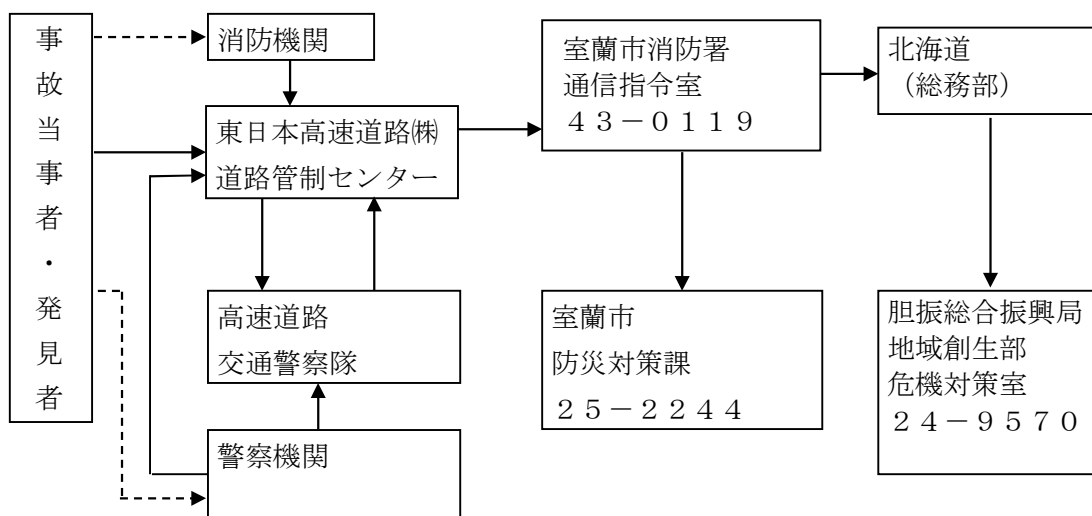
(2) 大規模な事故等の発生の場合

自動車専用国道（室蘭新道・白鳥新道）又は道央高速自動車道において、車両の衝突若しくは炎上又は積載物の爆発若しくは転落等によって、大規模な消火活動及び救急救助活動等が必要とされる場合。

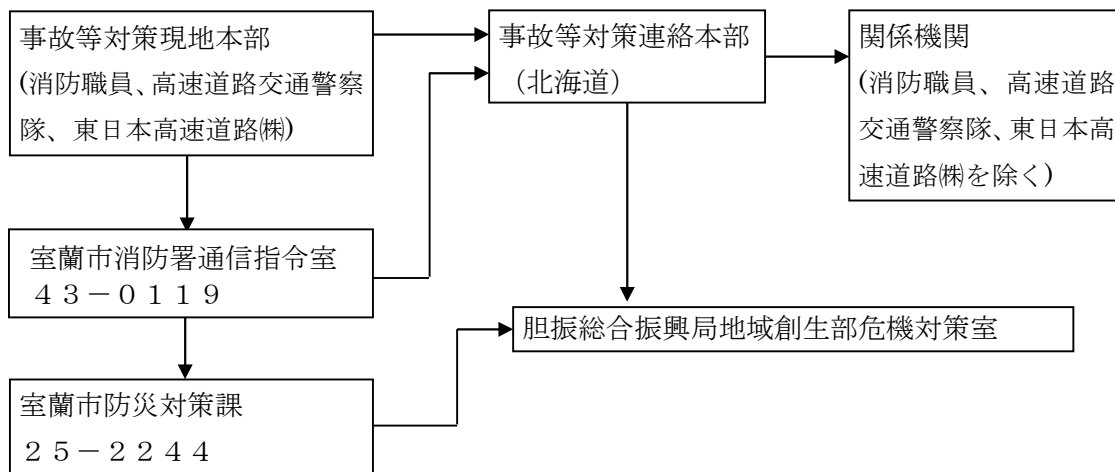
① 自動車専用国道（室蘭新道・白鳥新道）で発生した場合



② 道央高速自動車道で発生した場合



【参考】事故の拡大防止等を実施するため、事故発生現場に現地対策本部が設置された場合の対策通報



2 災害予防対策計画

(1) 市（道路管理者）の実施事項

- ① トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集及び連絡体制の整備を図るものとする。
- ② 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。
- ③ 道路災害を未然に防止するため、安全性及び信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。
- ④ 道路災害時に施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、予め体制、資機材を整備するものとする。

(2) 関係機関の実施事項

国道、道道及び高速道路の道路管理者及び警察は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を道計画に基づき実施するものとする。

3 災害応急対策計画

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の関係機関の応急対策は、第2編第4章災害応急対策計画（P91）に準じて実施するものとする。

第4章 危険物等災害対策計画

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災及び爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防及び応急対策については、本計画の定めるところによる。

なお、海上への危険物等の流出等による災害対策については、本編第1章海上災害対策計画（P230）、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所における災害対策については、北海道石油コンビナート等防災計画の定めるところによる。

1 危険物等の定義

(1) 危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの

〔例〕 石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油、PCB）など

(2) 火薬類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの

〔例〕 火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

(3) 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの

〔例〕 液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

(4) 毒物及び劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの

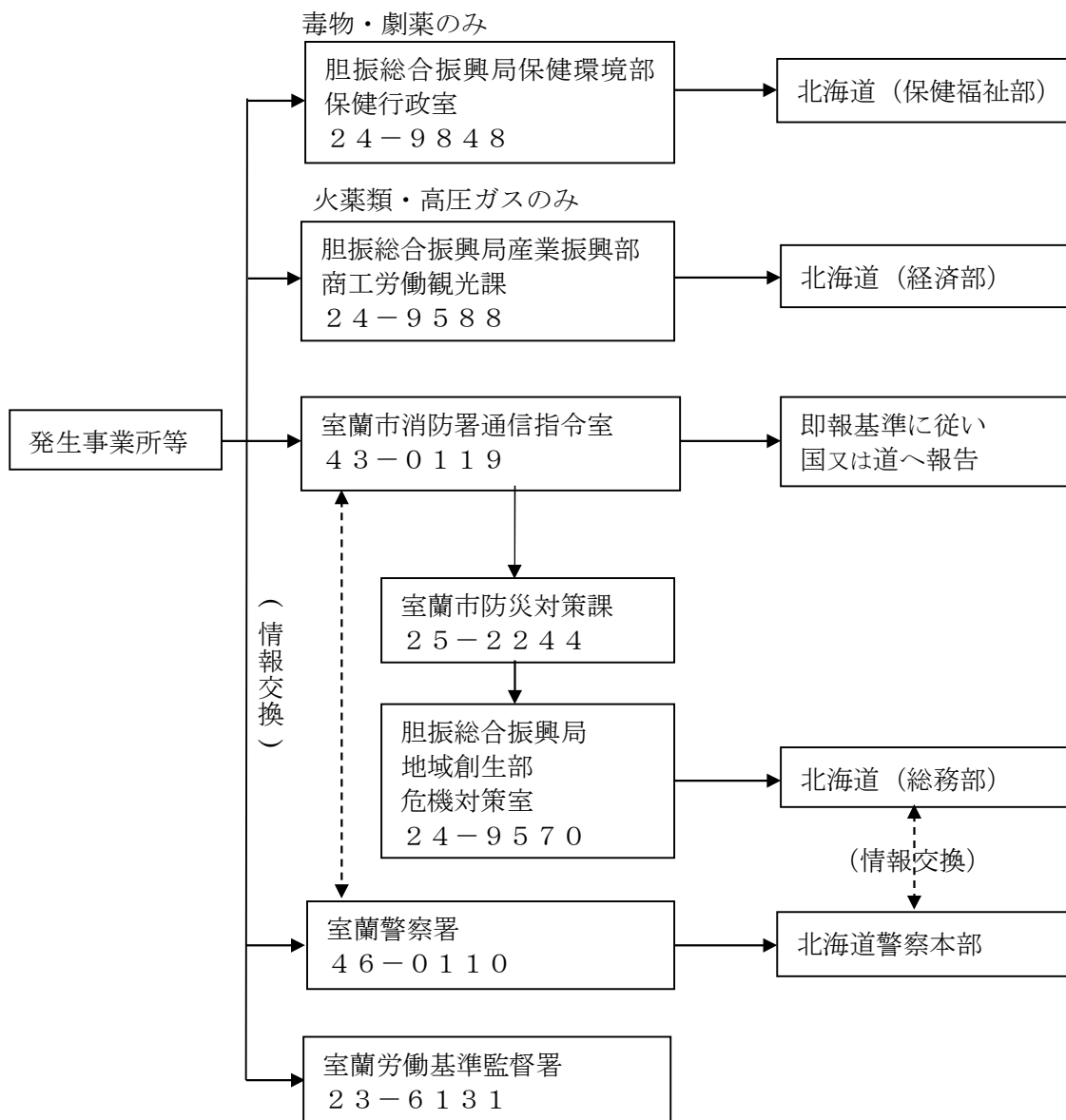
〔例〕 毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

(5) 放射性物質

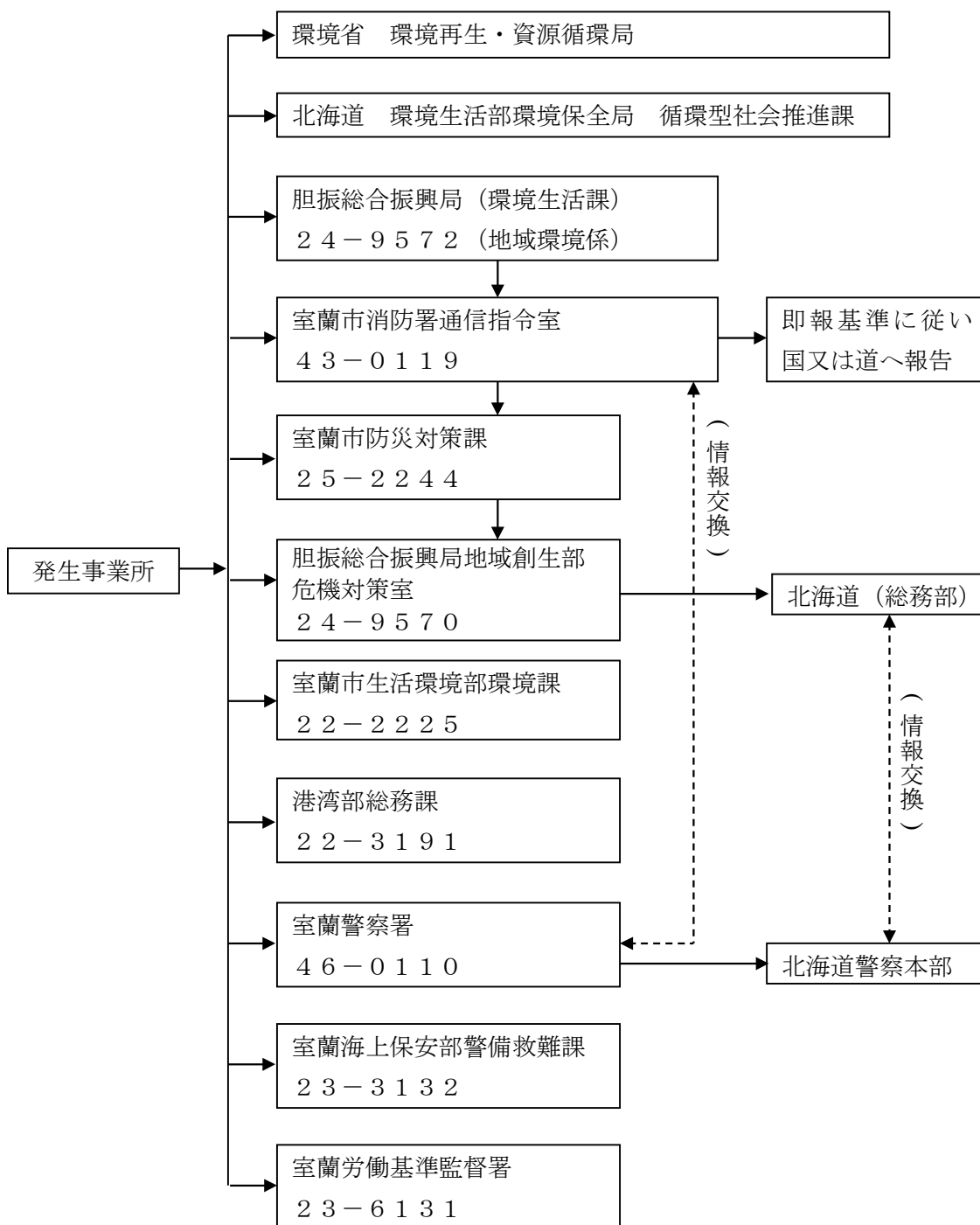
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）等によりそれぞれ規定されている放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの

2 災害通信計画

(1) 危険物等（PCBを除く）災害発生に係る情報の伝達系統は、次のとおりとする。



(2) PCBによる災害発生に係る情報の伝達系統は、次のとおりとする。



3 災害予防計画

(1) 市（消防本部）の実施事項

① 危険物災害予防

ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取り消し等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立のため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導する。

② 火薬類、高圧ガス、毒物・劇薬物、放射性物質災害予防

ア 火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(2) 事業者及び関係機関の実施事項

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵、取扱い等を行う事業者及び関係機関は、必要な予防対策を道計画に基づき実施するものとする。

4 災害応急対策

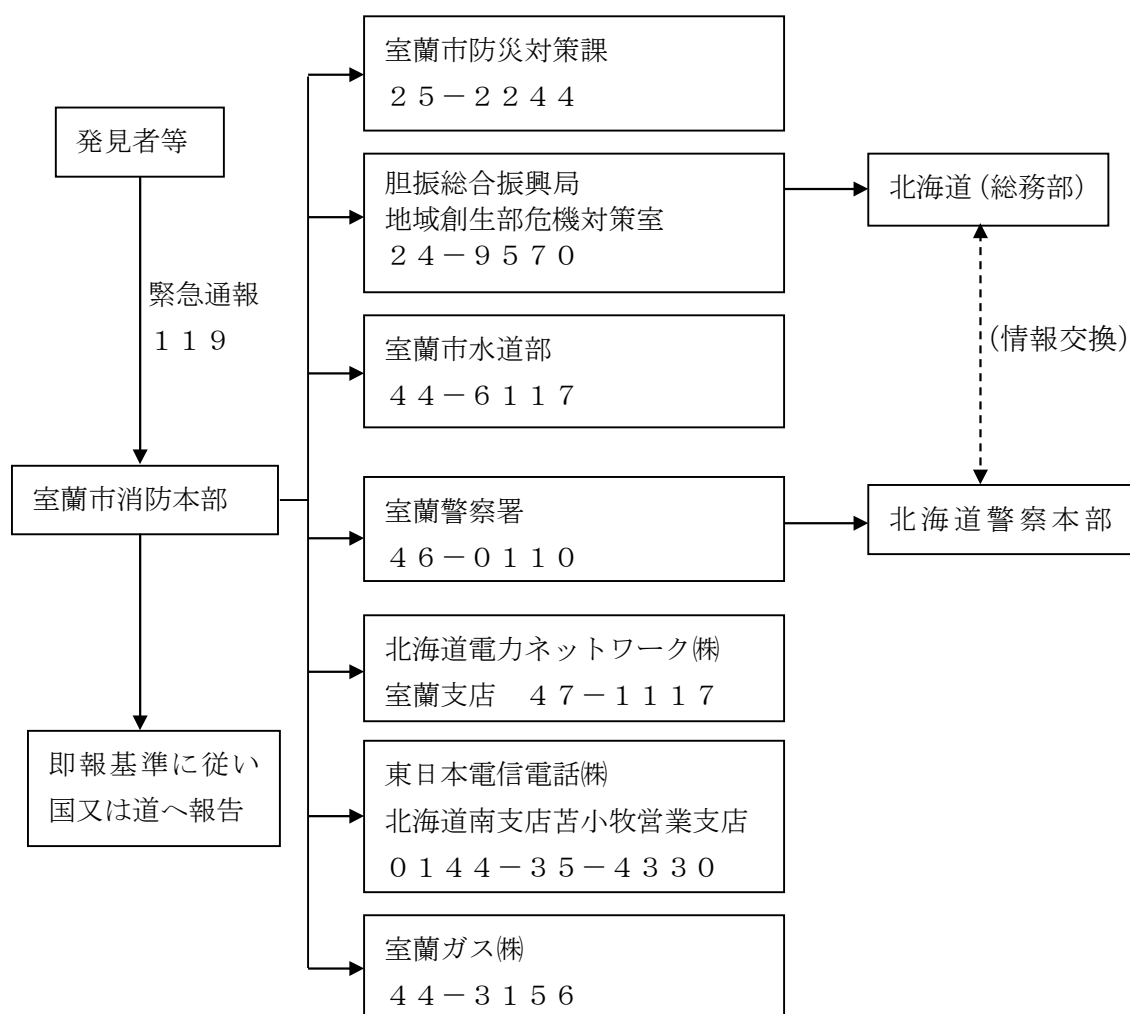
危険物等災害が発生し、又は発生しようとしている場合の関係機関の応急対策は、第2編第4章災害応急対策計画（P91）に準じて実施するものとする。

第5章 大規模な火事災害対策計画

死傷者及び被災者が多数発生する等の大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して災害の拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防及び応急対策については、本計画の定めるところによる。

1 災害通信計画

大規模な火事災害発生に係る情報の伝達系統は、次のとおりとする。



2 災害予防計画

(1) 市及び消防本部の実施事項

① 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の防火性能を高め、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断体の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

② 予防査察の実施

多数の人が出入りするホテル、デパート、病院及び事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）に基づく、消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

③ 防災管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の予防知識向上を図るとともに、防火・防災管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

④ 防火思想の普及

年2回（春、秋期）の全道の火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等要配慮者対策に十分配慮する。

⑤ 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、海水・河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

(2) 関係機関の実施事項

関係機関はそれぞれの組織を通して相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を道計画に基づき実施するものとする。

3 災害応急対策

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の関係機関の応急対策は、第2編第4章災害応急対策計画（P91）に準じて実施するものとする。

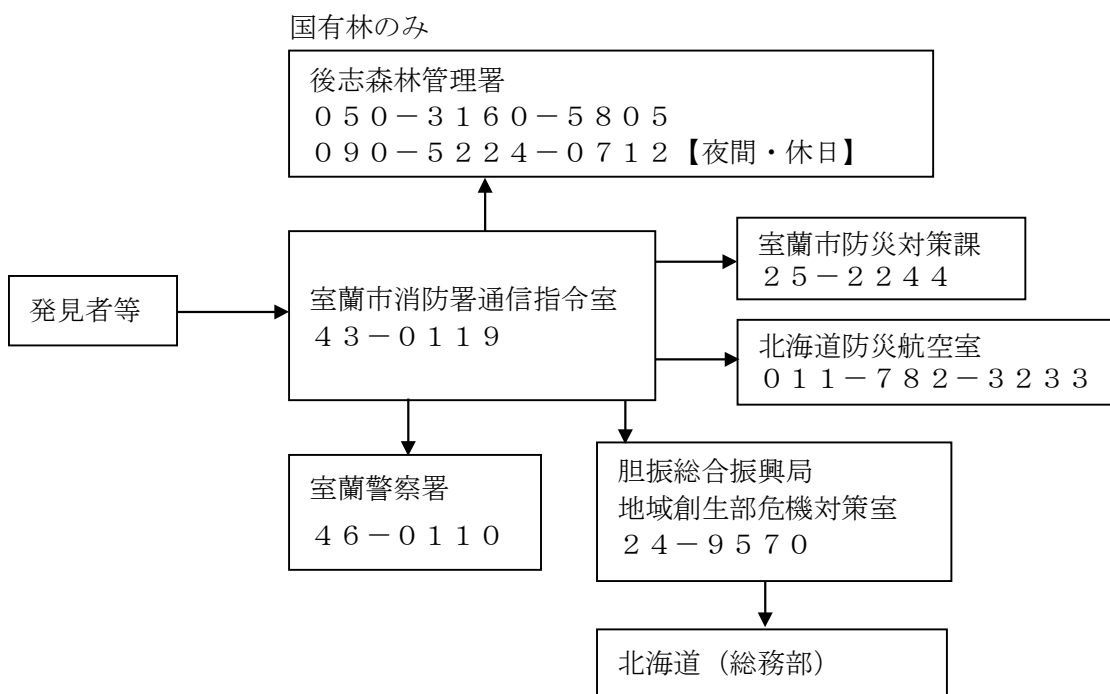
第6章 林野火災対策計画

広範囲にわたる林野の焼失等の火災が発生し、又は発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して災害の拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種予防及び応急対策については、本計画の定めるところによる。

1 災害通信計画

林野火災に係る情報の伝達系統は、次のとおりである。

なお、火災気象通報及び火災警報に係る情報の伝達系統等については、第2編風水害災計画による。



2 災害予防計画

林野火災発生原因のほとんどが人為的な不注意などによるものであるため、市は森林管理署及び胆振総合振興局と連携し、登山、ハイキング及び山菜採取等の一般入林者に対し、タバコや焚き火の不始末による出火の危険性について周知を図る。

また、森林所有者や林内において森林施業、道路整備等を行う林内事業者等は、道計画に基づき、林野火災の予防に努めるものとする。

3 災害応急対策計画

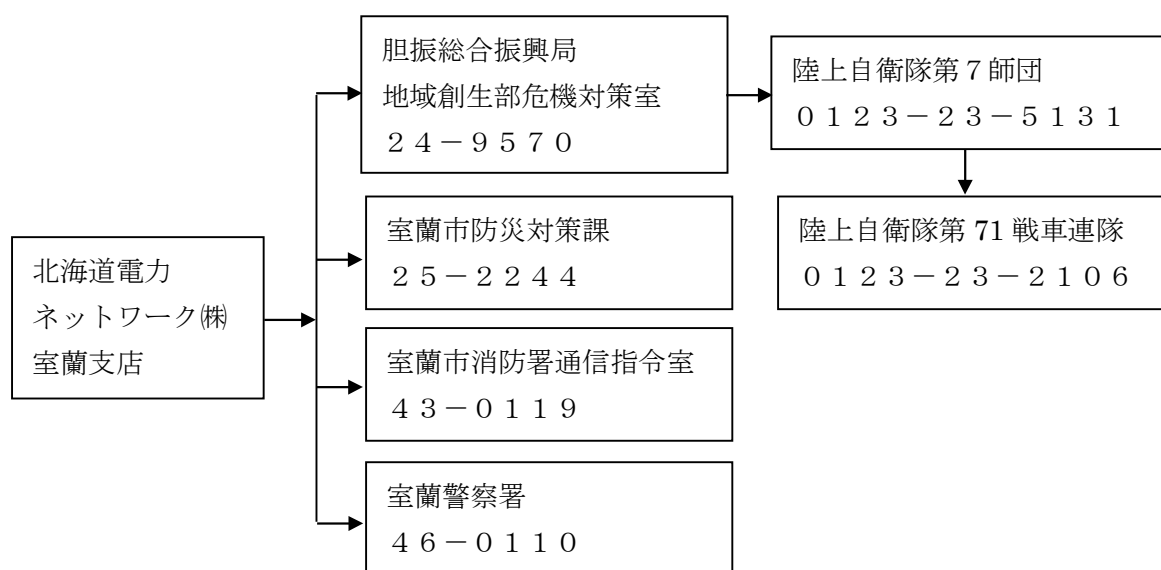
広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の応急対策は、第2編第4章災害応急対策計画（P91）に準じて、実施するものとする。

第7章 突発的な大規模停電対策計画

突発的な大規模停電が発生し、住民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防及び応急対策については、本計画の定めるところによる。

1 災害通信計画

非常時における情報の伝達系統は次のとおりとする。



2 災害予防計画

市は、突発的な大規模停電に備え次の事項について対策を図るものとする。

- (1) 停電時に備えた連絡先のリストの整備
- (2) 災害対策本部機能の確保及び通信設備の整備
- (3) 備蓄や停電への備えの啓発

3 災害応急対策

突発的な大規模停電が発生した場合の関係機関の応急対策は、第2編第4章災害応急対策計画（P91）及び「突発的な大規模停電などへの応急対応マニュアル」（資料編に掲載）に基づき実施するものとする。

4 携帯電話機等充電対策

市は、突発的な大規模停電が発生した場合、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の供給や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

室蘭市地域防災計画
令和6年2月21日改定
室蘭市総務部防災対策課